

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月10日(月)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員(18名)

委員長	松 平	雄一郎
副委員長	たかはま	なおき
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	高 山	かずひろ
理 事	金 子	てるよし
理 事	田 中	としかね
理 事	松 丸	昌 史
理 事	品 田	ひでこ
理 事	山 本	一 仁
委 員	吉 村	美 紀
委 員	石 沢	のりゆき
委 員	豪	一
委 員	山 田	ひろこ
委 員	沢 田	けいじ
委 員	岡 崎	義 顕
委 員	浅 田	保 雄
委 員	高 山	泰 三
委 員	板 倉	美千代

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議 長	白 石	英 行
副 議 長	田 中	香 澄

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
渡 邊 了	危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
吉 岡 利 行	監査事務局長
横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
野苅家 貴 之	情報政策課長
武 藤 充 輝	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
畑 中 貴 史	職員課長

坂 田 賢 司	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
横 山 勲	危機管理課長
齊 藤 嘉 之	防災課長
榎 戸 研	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
川 崎 慎一郎	アカデミー推進課長
堀 越 厚 志	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
五木田 修	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
大 武 保 昭	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

議案第58号 令和7年度一般会計予算

一般会計歳出

- ・2款「総務費」
- ・3款「区民費」

午前 9時59分 開会

○松平委員長 おはようございます。時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、3月7日の委員会初日に御報告のとおり、東京都平和の日における黙祷の実施ということで、本日午後2時に委員会審査を一時中断し、1分間の黙祷を行います。午後1時59分頃に庁内放送が入る予定ですので、皆様よろしくお願いいたします。

○松平委員長 それでは、先週に引き続き、予算審査を行います。

一般会計歳出の2款総務費の1項総務管理費から2項企画費、予算事項別明細書の150ページから161ページまでの部分です。

それでは、高山かずひろ委員の質問から開始をお願いいたします。

○高山（か）委員 委員長ありがとうございます。改めまして、おはようございます。

もう少し、先週金曜日、途中までお話しさせていただきました、4月1日から施行される東京都カスタマーハラスメント条例について触れさせていただいた後、最後、もう一問だけちょっとやらせていただいて終わりたいと思います。

ちょっとおさらいじゃないんですが、先日28日に文教委員会がありました。そちらに私も傍聴させていただいたときに、委員の方から、同じくやっぱりカスタマーハラスメントのお話が一般質問の中で出たときに、こういうことをお話しされている方がいらっしゃいました。区民に対しての区の情報が適切に伝わってないというのも原因じゃないかと。私は全く認識が違って、どんなに自分が正しいことを伝えようとして、それが正しいと思っていても、どなった時点でレッドカードなんですよ、もう。一発退場なんです、これは。そういうことをこの条例でしっかりと線引きしましょうということを言っているんだと私は思っています。

この条例というか、カスタマーハラスメントの中に、優越的地位の濫用というのがあります。恐らく、こちらにいらっしゃる理事者、課長級以上の方々は、様々な場面で御経験をされてきているので、そういったことをやっぱり体感された方も少なくないんだと思います。この中には様々書いてあるんですが、例えばですね、こっちは区民だ、市民だと、あるいは、当然のことでしょう、あるいは、教えてあげているんだと。これはカスタマーハラスメントになるんですね。時間的な拘束です、長時間の居座り、それから長電話。そのほか業務に支障が生じる行為、頻繁な来庁をし、同じことを繰り返し要求する、これはリピート型というそうなんですが、そして暴言です、罵声、脅し、大声でどなる、ささいなミスを責める、言葉尻を捉え揚げ足を取る、威圧的な言動、まくし立てる。こういった今まで線引きが難しかったことを、しっかりと働いている方を守ることが官民一体で行っていくということが

今回の条例の私は意味だと思っています。

このカスタマーハラスメント条例には、第4条に、何人もあらゆる場においてカスタマーハラスメントを行ってはならないとはっきり明記されています。委員会の、この委員会の、この質疑のところの最初に、たしか浅田委員の御質問だったと思うんですが、退職者が非常に増えて、今、31名、例年より非常に多いということをお聞きしました。ただ、今、心を病んで休職されている方、復帰を一生懸命頑張ろうとしている人、方、職員の方ですね。それから、もう既に退職をそれでしてしまった方や、今、本当に苦しくて退職届も出そうと思っているような方というのは、この31名以上に多分いらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そういった復帰を望もうとしている方のためにも、しっかりと指針をやっぱりつくっていかなければならないと思います。

それで、このカスタマーハラスメント条例の中には、各事業者、状況に合わせた対応例を準備しておくことが重要である。したがって、各業界団体は、事業者にとってよりどころとなるようマニュアルをあらかじめ作成しておくことが望ましいとも書いてあります。この文京区カスタマーハラスメント条例、ああ、東京都カスタマーハラスメント条例を基にしっかりとつくっていただいて、この区の中でもですね、私、生活衛生課のほうかな、ちょっと見させていただいた、ポスター貼ってありましたけど、各所管課、窓口には、このカスタマーハラスメント条例が施行されました、もしくはできたんですという、やっぱり見えるところに貼るというのも大事だと思います。これはある程度抑止力になりますし、お互いのためになります。

それから、すいません、ちょっと職員課長にこの前お話しした音声ガイダンスですね。何々については1を、何々については2をと、あれってお互いのためになると思うんです。どちらにも、こう言った、言わないというようにならないためには。あれはやっていただけるということですのでよろしいんですかね。

それから、勘違いしてしまうというか、お互いにね、職員の方もちょっと伝え方をミスってしまうことというのも多分あると思いますし、ただ、そのミスをして、リカバリーできる仕組みというのが絶対大事なはずなんですよね。やっぱり守っていただけるということは。だから、それがあれば、ある程度、働いている方も安心して職務に専念でき、それが区民サービスの向上にもつながり、新しい人材も入ってくる、で、離職率も低くなるという、恐らくことにもつながっていくと私は思っています。ですから、ぜひですね、畑中課長はいつもお優しく、いろいろとお助けいただいているんですが、ここは強く、力強くやるんですと、

しっかりと職員の方を守っていくんですということを御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 カスタマーハラスメントにつきましては、職員を守るという視点で区としても毅然とした対応をとっていくことを示してまいりたいと考えております。実際に窓口対応等で苦慮している職員も多数いることは事実ですので、そういった職員を離職にならないように、その手前で食い止めるようにということは努めてまいりたいと思います。

今後、マニュアルを整備していく中で、今、御指摘ありました音声録音の装置ですとか、そういったことの実施についても検討してまいりたいと考えております。

また、国と、あと東京都のほうで作成していただいておりますポスターですね、ポスターについては、区のほうで増刷いたしまして、各所管にお配りをする予定ですので、この庁内にも掲示をして防止に努めていくという考えでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 ありがとうございます。ぜひ、しっかり現場の職員の方たちにも聞き取りをしていただいて、骨太のしっかりした方針をつくっていただくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

もう一問、159ページの広報活動についてです。

もう御存じの方も多いかと思うんですが、大阪・関西万博が間もなく、あと一月ほどで開幕となります。で、以前ですね、昨年の6月ぐらいだったと思うんですが、広報課長さんにですね、ぜひ啓発ということで、区報に万博のチケットを購入できるQRコードとかそういったものをちょっと少しでも載せていただいて、それこそ本当に機運の醸成というか、かつ、万博を盛り上げていくのに、やっぱり区民の方に、特に小学生も、今年、修学旅行行くと楽しみにしている子もいらっしやると聞いていますし、その保護者の方もそういう情報を取るために、ぜひちょっと掲載もしていただけないかなというお話をさせていただいたときに、検討しますと言っていただいたんですが、その後、何か進展とかあればちょっと教えていただきたいんですが。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 万博の広報というところではございますが、一応、広報紙での広報というところにはちょっと対応しておりませんが、庁内でポスターを貼ったりとか、そういったところで、今、御協力しているというところの状況でございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 ありがとうございます。何か私にとってはちょっと残念なお返事で、オリンピック、東京オリンピックありましたよね。そのときにですね、文京区では、「オリンピック・パラリンピックこども新聞」という広報誌をつくられて、2017年から21年まで発行し続けた。これは区内の小学生、中学生が子ども記者となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツ、文化、ホストタウン等、様々な取材を行い発信していましたというのが行われています。それから、このシビックセンターの1階のギャラリーシビックにおいて、文京区、「東京2020～区内で触れるオリンピック・パラリンピック展」ということもやられていました。

私、昨年の9月に議場での一般質問させていただきました。区長の御答弁が、このようなことです。大阪・関西万博は、最新の技術や未来社会、日本や様々な国の文化を体感できる国家プロジェクトであると。オリンピックも同じですよ。ですから、やはりですね——で、この後少し飛ぶんですが、特別区長会において、国際博覧会推進本部事務局より、万博の概要説明と各自治体における機運醸成への協力依頼があったともお話しされています。さらに、機運醸成の、ではその取組事例として、ポスター掲示やSNS発信、ホームページや広報紙での万博紹介など、具体的な例示がなされたとお返答いただいています。今の広報課長のお返事ですと、なかなか広報紙とかそういうのは難しいから、町会には貼りますということなんですが、やはり御答弁いただいている以上、しっかりと国家プロジェクトとして御協力すると、区内でも啓発するというのも必要だと思うんですが、御答弁変わらないでしょうか。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 万博の広報というところでは、先ほど答弁したとおりでございます。いろいろな自治体でどのような取組をしているかというところはちょっと存じ上げない部分もございますが、可能な限り御協力をしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 分かりました。ありがとうございました。ぜひ、先ほど冒頭申し上げたとおり、今年は修学旅行先にも選ばれている校が何校かありますし、やはり国を挙げての国家プロジェクトということですからね、様々な自治体の温度差は当然あるにせよ、文京区もその機運の醸成に向けて取組をぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長 よろしいですか。

では、石沢委員。

○石沢委員 私からは、151ページの10番の平和事業経費のところでお伺いしたいというふうに思います。

それで、文京区が、今、平和マップという、文の京平和マップというのを今つくっているというふうに思います。で、2020年に作成されて、5,000部を発行したということで議事録にも残っているんですけども、このマップ、文京区内のいろんな戦争で被災した樹木ですとか、文京区内にも幾つか残されている戦跡などをマップ上に落とし込んで紹介されているものだというふうに思うんですけども、このマップについてですね、ある区民の方から、地域活動センターでもらおうと思って窓口に言ったら、在庫が何か実はここにはないんですみたいな、そういうことを言われたということもお聞きをいたしました。それで、2020年頃だったと思うんですけども、5,000部発行して、5年たって、一定やっぱり在庫もなくなっているのかなというふうにも思うんですけども、その在庫状況ですね、どうなっているのか。あと、それから、それぞれの地域活動センターに十分な量が保管されているのかどうかというのをちょっとお伺いしたい。

それから、2020年という年に発行されたということで、やっぱり内容も、この5年間のいろんな様々文京区なんかもいろんな平和事業なんかも取り組んでいると思うんですよ。やっぱり一定、マップの情報なんかも最新のものに更新していくようなことも必要なのかなというふうには思うんですけども、そのあたりの取組の今後の見通しなんかも併せてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 まず、文の京平和マップにつきましては、平成11年度に50、あ、すいません、過去の周年事業の中で、平和マップを作成し、更新してきたという状況でございます。

在庫につきましては、何というか、具体的な数ではないですけども、箱単位で在庫がございます。お話のありました地域活動センターへの配付も行っておりますけれども、在庫の状況を確認しながら、不足のないようには取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

次に、平和マップの更新ですが、令和5年度にアオギリを教育の森公園に植樹したというところもありまして、新たなポイントについての更新は、今後、定期的な周年行事もしますので、そういった機を捉えて、適切に更新をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 平成11年に最初に物をつくって、それからどんどん更新して、で、最新のものが2020年のものだという、そういう御答弁だったんでしょうかね、今の御答弁は——あ、ごめんなさい。じゃあ、確認で。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 すいません。次の予定として、今、令和11年の予定で、最初につくったのがちょっといつってというのは今すぐちょっと出てこないんですけども、予定としては、周年行事に合わせてというふうに考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 はい、分かりました。まあ、都度、いろいろ情報なんかもぜひ更新して、やっぱり、今、取り組んでいることなんかも載せていただきたいというふうに思います。

それで、その上で提案させていただきたいのが、私たちもいろんな本会議質問なんかでも御紹介させていただいている、礪川公園にある隧道ですね。文京区のライフル射撃協会のホームページなんか御覧になっていただくと、小石川トンネル射撃場というふうにも紹介されているものがあるんですけども、この部分をぜひしっかりとこのマップにも載せていただきたいというふうに思うんです。

それで、何でそういうふうに言うかという、やっぱりここら一帯は、戦前の旧日本陸軍の最大の兵器工場であった小石川砲兵工廠がありまして、その砲兵工廠で製造された小銃類の実弾射撃実験などがこの隧道で行われてきました。それで、こうした武器などが、かつて日清戦争や日露戦争、そして、それ以前にも秩父事件といった自由民権運動のはしりのときなんかここで製造された銃が使われて、自由民権運動に取り組んだね、日本の人がその銃の犠牲に遭ったというようなことも言われているらしいんですよ。だから、こういったような、やっぱり戦争にはやっぱり加害の歴史もやっぱりあって、被害の歴史ではなく、加害の歴史もあり、やっぱり過去の戦争を多面的に伝える上でも大変重要な遺跡だろう、戦跡だというふうに私たち考えております。ですから、こういう戦跡もぜひマップに落とし込んで紹介をしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺の検討をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 現在、最新の平和マップの中で、礪川公園のこの東京砲兵工廠跡地として掲載をしている状況でございます。こちらの記載の中にもあるとおり、この施設につきましては、現在、礪川公園の下にちょっとあるという紹介をしておりますが、やはり、人目がちょ

つと行き届かない場所であって、安全管理上の、今、問題もあるということで、見学には適していないということで立入りもできない状況でございます。ただ、区といたしましては、この貴重な平和の遺構であるという認識は変わってございませんので、こうした平和マップへの掲載をさせていただいておりますので、そういった形で今後も周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 ある歴史研究者の方が、この隧道については、この戦争遺構は、兵器製造の遺構としてその存在を後世に伝え、戦争、殺りくといった過ちを繰り返さないためにも、保存と活用に関する何らかの対策が必要だと、平和教育の場として活用すべきだと、こういうような意見も有識者の方からは出ておりますので、ぜひ前向きに、こうした戦争遺跡についてもマップの中に落とし込んで、平和教育にね、平和事業に活用していただきたい、いつていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○松平委員長 では、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。まず、最初に、先ほど高山委員がおっしゃっていたカスタマーハラスメント対策については、私も先日の本会議一般質問でも、マニュアル策定とか、弁護士さんとかがやるような研修とかの充実とかも求めさせていただきまして、東京都、先日、私も日弁連さんが主催する自治体法務に関する総合研修も受講しまして、そうすると、使用者責任ですとか、安全配慮義務とか、区にも生じ得るということも学びましたので、そういったこともありますし、ぜひしっかりとカスタマーハラスメント対策、マニュアルの策定をしていつていただければと思っております。

ちょっと私からの質問、3点ございまして、まずは157ページの3の(1)行財政運営、続いて161ページの(2)公衆無線LAN経費、そして最後に161ページ5の自治体DXについての質問になるんですけれども、まず、初めに157ページの3(1)の行財政運営について質問させていただきます。

こちらの項目には、5年、10年以上の長期保存文書を電子化する経費が含まれておりますけれども、先行して庁内七つの課、企画、情報政策、総務、施設管理、保全、整備、そして区議会事務局の文書を対象にされるということで、今後、対象の課と対象の文書が拡大されるのか否かという今後の展開について教えてください。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 文書の電子化につきましては、今、委員からお話ございましたように、来年度については、先行して七つの課を文書化、文書の電子化をしていく予定としてございますが、最終的には全庁で電子化が図れるようなスケジュールを考えてございます。来年度実施をしながら、その先のスケジュールと対象となる課はこれから考えていく予定としてございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。来年度以降、そうですね、最終的にはやっぱり全庁でやっていただきたいという思いがあったので、今、そう言っていてよかったなと思うんですけども、これは5年及び10年の長期保存文書以外にも拡充していく可能性というのはあるのでしょうか。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 文書の電子化につきましては、基本的には長期保存文書の電子化を中心に考えてございます。一定の期間の保存年限のある文書につきましては、その年限が来ると解消していくと。それから、昨今の電子化の流れ、もともとの文書自体も電子化されてきている状況でございますので、なかなか課題として残っているのが、長期でなかなかこう手がつけにくいものをまず電子化しようということで、基本的には長期保存の文書を電子化する予定としてございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、最近、いろいろ庁内で作成される文書というのは、そもそも電子化に対応した形式で多分つくっておられるのがほとんどで、そうなってくると、長期保存をかつてからされていたような文書をどうやってデータベース化していくかという、データベースという言い方はちょっとおかしいかもしれない、データ化していくかというのが重要なかなと思ってきますので、引き続きしっかり取り組んでいただければと思います。

続いて、161ページの(2)の公衆無線LAN経費について質問させていただきます。

世界基準の規格であるオープンローミングWi-Fiの環境整備についてですが、令和6年度はシビックセンター地下から14階まで及び図書館に整備していただきありがとうございました。オープンローミングWi-Fiは高い安全性と利便性が特徴であり、一度設定するだけで世界中のオープンローミング対応のWi-Fiスポットにセキュリティーを確保した上で自動接続することができます。公衆Wi-Fiでは、多くのWi-Fiスポットで端末とアクセスポイントの間

が暗号化されておらず、通信が盗聴される、なりすましのアクセスポイントへ意図せず接続してしまい情報を搾取されるなど、セキュリティーリスクの問題が生じておりましたが、オープンローミングWi-Fiは無線通信区間を暗号化するとともに、盗聴や、とともに、Wi-Fi総合接続基盤のアクセスポイントに自動接続する仕組みになっているため、盗聴やなりすましのアクセスポイントに誘導されるなどを防げるという、すごい最大のメリットがございます。令和7年度においても多くの区有施設にさらなる導入をしていただきたいと思います。今後の導入計画についてお聞かせください。

○松平委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 令和7年、7年度のオープンローミングの設置の予定でございます。

令和7年度につきましては、今、設置しております既存の公衆無線LANの機器の更新のタイミングに合わせて、順次、オープンローミング化をしていくということでございます。具体的に対象施設はですね、各スポーツ施設、鷗外記念館、ふるさと歴史館、区民センター、教育センター等、約15か所程度を予定しているところでございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、おっしゃっていた公衆Wi-Fiの機器の更新のタイミングで、令和7年度17か所、18か所ぐらいですかね、やっていただけるということなんですけれども、今、公衆Wi-Fiが導入されている施設というのは、将来的には全てオープンローミングWi-Fiの導入に、として対応していかれるのでしょうか。

○松平委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 機器の更新に合わせて可能な限りオープンローミング化していくということでございます。ちなみに、今年度も、今、先ほど委員から御紹介いただいたとおりの施設でオープンローミング化されておりますけれども、今年度と来年度をもちまして、一定程度、全てではないんですけども、8割、9割程度はオープンローミング化が完了するという予定でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、機器の更新の時期に合わせてというのは合理的な措置なのかなと思いますので、来年度とかで8割、9割ぐらいですかね、切り替わるということですので、あとはいろいろな施設で仮にもし、今、公衆Wi-Fiとかも入れてないけど、そういう要望の声とかが多かった施設とかは、今後、タイミング的にこのオープンローミングWi-Fiの導入とかも含めて検討を新たにしていいただければなと思っておりますので、

引き続きよろしくお願いします。

そして最後に、自治体、161ページの5、自治体DXについて質問させていただきます。

自治体DXの推進において忘れてはならないのが、インターネット環境になじまない方々へのフォローアップです。そのことから、窓口における手続の利便性の向上も図っていかねばいけない事柄でありまして、自治体窓口DXのさらなる推進への取組も重要で、私も本会議一般質問とかでも述べさせていただいておりました。

文京区DX推進プロジェクトのフロントヤードの改革の一つである書かない窓口の推進についてですが、これは基本4情報である、名前、住所、生年月日、性別をマイナンバーカード、もしくは運転免許証から呼び込むことにより、各種申請手続において基本4情報を重複して記載しなければならなかった場면을改善し、申請者の利便性を向上させることにつながります。また、申請者のみならず、職員の事務の軽減というものも図ることができることとなります。書かない窓口の推進については、一つの、一つでも多くの窓口を導入していただきたいと思っているのですが、具体的にどこに導入するのかという点、教えてください。

○松平委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 令和7年度につきましては、初めに税務課と保健サービスセンターの窓口で運用を開始する予定でございます。7年度年次中に、戸籍住民課等でも利用の検討を、今、進めているところですので、この2課以外も順次拡大していく予定でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、税務課、保健サービスセンター、戸籍住、年度中には戸籍住民課ともおっしゃってございましたけれども、こちらの例えば基本4情報を書いて、例えばこの導入によって、今まで例えば外国の方とか筆記体がすごい特徴的な文字だったりとかして読み取りにくいとか、人間の手を介在すると入力ミスにもつながりかねない、かねないという場面もあったと思いますので、そういったものが人的なミスとかも防げるようにもなりますし、区民のためにもなるという非常に重要な取組ですので、ぜひ引き続き導入窓口をさらに検討していったら、本当はいろいろ全ての窓口業務があるところには入れていただきたいなと思っておりますので、今後、検討、導入した後の検討をしていただいて、さらに拡充していただければと思っております。

続いて、生成AIについて質問したいと思うんですけども、文京区では令和6年4月より、職員による文書生成AI、ChatGPTの利用が開始されております。具体的には職員用ビジネスチャットLoGoチャットの機能として生成AIを実装しており、当初想定されていた主

な用途としては、一つ目として新しい企画のアイデア出し、二つ目として事業案内の文書作成、三つ目として通知文等行政文書の要約、四つ目としてエクセル関数のマクロ作成等であるとお聞きしておりましたけれども、実際に導入したことによる効果をどのように捉えておりますでしょうか。

また、生成A Iの回答精度の向上を図るため、フロント、指示ですね、フロントのフォーマット作成、ラグの活用等についても行っていかれるとおっしゃっておりましたけれども、生成A Iの現状と課題について、区はどのように捉えているのか教えてください。

○松平委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 今年度から生成A Iを導入しておりますけれども、用途につきましては、委員が、今、御紹介いただいたもののほか、例えばホームページですとかSNSですね、この文字の文字数の例えば制約があるような場合、これに非常に有効に活用ができているということで、特に広報課などからの報告を受けているところでございます。

二つ目の課題と今後の対応というところでございますけれども、課題につきましては、主に二つあると考えております。1点目が、利用する職員のリテラシーの向上でございます。2点目が使い勝手の向上ということで、この二つを同時に達成する必要があるかなと思っております。

リテラシーの向上につきましては、今現在の文章生成A Iのガイドラインというのを設けておりまして、ここで機密性、個人情報の高い情報は入力しないということですか、回答の根拠、裏づけを確認する、権利を侵害していないか確認する、あとはA Iが出してきた回答を使用する際は、生成A Iに基づいた回答である旨を必ず記載するというようなことでリテラシーの向上を図っていきたいと考えております。

また、使い勝手の向上につきましては、例えば職員が文章生成A Iを利用する際にプロンプトと呼ばれる指示文を入力をいたしますけれども、この指示文が適切に表現ができず、結果として返ってくる回答が不十分であるということが課題としてあります。そのため、来年度は、プロンプトにつきましても、日常業務で使える汎用性の高いひな形を用意したりですか、あるいは使用する本人以外の職員がつくったよいプロンプトをですね、プロンプトを共有するような機能を実装させることで、特別な知識ですとかスキルを持たなくても、精度の高い回答を得ることができるようにし、職員が便利なツールとして日常使いしやすい、しやすいようにする予定ということでございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、生成A Iの活用方法として、ホームページとかSNSの文字数の制約がある場合に有効だということでおっしゃっておりまして、私もそういう使い方もあるんだと、ちょっと今、学ばせていただいたんですけども、確かにそういった文字数の制約がある場合に、生成A Iを使ってうまく文章をつくるのか、文字数を短くしてくれるのかちょっと分からないですけども、そういうことができるんだったらいいなとは思いました。

今、課題の二つとしてリテラシーの向上というのがありまして、生成A I、おっしゃったように、例えば一つ目としては、機密情報を入力した場合、位置情報としてとらわれてしまうリスクですとか、二つ目としては、出てきた情報の著作権侵害も問題となり得るというリスクですとか、三つ目には情報の信憑性自体も問題になるというリスク、そして四つ目はネットの情報を吸収しているため、どこかで使われてしまうかもしれないというリスクがあるとも言われておりますけれども、文京区、今、御答弁でも言ってくださっていたんですが、LoGoチャット運用開始に当たっても注意、留意事項として四つ定めていただいています、個人情報等機密性の高い情報が入力禁止だとか、生成A Iの回答の根拠の裏づけを確認すると、今、御答弁でも言っていたように確認するとか、既存の権利を侵害していないか必ず確認する、生成A Iの回答をそのまま対外的に使用する場合はその旨を示すというようなマニュアルも作成してくださっているので、そういったところは回避できるのかなとは思っているんですけども、今、プロンプト、その指示のフォーマットづくりの作成の件をちょっとおっしゃっていたんですが、文京区独自の情報として、そのA Iが回答をつくる場合には、ローカルな、文京区に適応したようなローカルな情報がないので、そういう場合で、一般的な回答になりがちだというデメリット、デメリットというんですかね、そういう性質があるものだと言われておりますので、やっぱりA Iにどんどんと区独自のものを学ばせていかなければいけないというところもございますので、今、ひな形も用意したりとか、いろいろと対応を考えてくださっているということですので、ぜひA Iの活用というのは今後の業務で労働環境にも資する部分もありますし、DXのさらなる推進にも加味していくものでもありますので、積極的に行っていただきたいとは思っておりますので、引き続き検討しながら、分析、検討しながらですね、常に改善をして拡充していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 御答弁よろしいですかね。

それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からは2点です。カスハラ対策の前に、ああ、前というか、同時にやるべきことがあるのではという質問です。

まず、150ページ、1項、1目一般管理費に関連して、職員育成と職場風土について伺います。

先週ですね、浅田委員がこの間の質問で、角度を変えて見直しをしてはという提案をしたんですけども、その一例として、組織に染まってしまった管理職には人を育てられないんじゃないかという話をしたいと思います。

まず、来年度、増員がありますよね。特に係長職層の増員について、先日の総務区民委員会で議論をしました。職員課長は係長になりたがらない人が多いと。仕事も責任も重いとの声があるという話をされていました。先週、浅田委員が早期離職者の声も紹介しましたが、終身雇用の代名詞と言われた時代はもう終わって、今の仕事を次へのステップと考えている人も増えているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 近年は転職という形での退職も増えてきているという状況がございますが、その理由については様々ですので、ちょっと御指摘の部分については、こちらとしては認識はしておりません。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 まあ、そうだと思うんですけど、人材の流動性は実際高まっていますよね。公務員ももう既に例外じゃないと思うんです。先手を打って考えるのであれば、そういう人でも生き生きと働ける職場や制度をつくるべきだと思うんですね。具体的には、例えば、辞めるか、染まるか、この二択みたいな仕組みはやめた方がいいんじゃないかと。皆さん、組織に染まってきた人でしょうから想像しづらいかもしれませんが、そうじゃない感覚の人に過剰なプレッシャーを与えて染めようとする。例えば上位の職層に推薦をして踏み絵を踏ませるようなやり方はどうかと思うんですね。これは総務区民委員会で部長推薦の話があったからそう申し上げたんですけど、直上の上司を飛び越えて推薦をするんですよ。そうすると、仕事ぶりより好き嫌いで評価される危険がありますし、仕事ができる職員がイエスマンの職員と同列に評価されて嫌になってしまう危険もあるわけです。そういった危険のある方法よりも、誰もが自分のペースで生き生きと働ける職場をつくるべきなんじゃないかと思うんです。そういう一般の職員に、イエスマンじゃなくてですよ、信頼できる若手の職員に実情を

ヒアリングされているのでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今回の係長職の推薦については、これまでの勤務実績等を考慮して、係長になっていただくのにふさわしい方を推薦したということです。御指摘のようなことは当たらないかというふうに考えております。

生き生きと働ける環境をつくらなければいけないというのは御指摘のとおりかと思いますので、現状、個別の聞き取りというところまではやっておりますけれども、従来やっております所属長とのヒアリングの中で、御本人が今後のキャリアについてどのように考えているのかということについては、これまで以上にしっかり聞き取りをしてまいりたいと考えております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 御指摘——ああ、部長推薦の話は、恐らくその課長さんが今まで推薦されてたんでしょうね、そのヒアリングを実際されていた方の推薦ではないもの取り入れるということだったので、その危険性について御指摘をしたんですけど、指摘に当たらないということだったので、まあ、そうであれば安心なんですけれどもね、今後も気をつけていただきたいと。

ただ、個別の聞き取りはやってないということだったので、逆に直上の上長に話ができないような、そういう聞き取りというのがなかなかできない仕組みなんじゃないかなと。要は、先ほど申し上げた部長推薦であると、その本人の希望に沿わない推薦を受けて、結果、仕方なく降格願を出すみたいなことがあつてはならないと思うんですよね。実際は今の話だとなんかと思うんですけど、人事担当にはそういう職員の、苦しい職員の耳の痛い声を拾っていただきたいと思うんです。これインフォーマルでもいいんですよ。そういうコネクションを庁内に満遍なく持って情報収集をしていただきたいというのが一つ。

もう一点は、そのフォーマルな仕組みもつくってほしいということです。これ総括質問で伺った多面評価ですね。御答弁は、検討はするが導入には消極的という回りくどい御答弁だったんですけど、なぜ導入できないんでしょうか。改めて伺います。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今回推薦をさせていただいた職員の中には、御本人が昇任を望んでいないという方もいらっしゃいました。その中の職員に個別に私どもでヒアリングというか聞き取りをさせていただいた事例もございます。こちらの考え、御本人にしっかり伝わっていなかった部分もあったかと思っておりますので、こちらの今回の趣旨というところもしっかり御説明をさ

せていただいたということは実際に取り組をいたしました。ですので、今後も必ずしも昇任を望まない方もいらっしゃるかと思うんですけども、そういった方にも丁寧に説明をして、御本人の事情ということには十分配慮した上での人事配置ということはやってまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 沢……。

○沢田委員 多面評価のところは。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 多面評価というところにつきましては、先日も御答弁させていただきましたとおり、様々メリット・デメリットございますので、先行して導入している自治体の状況なんかも研究させていただきながらというふうに考えているところでございます。

(「デメリットって」と言う人あり)

○松平委員長 デメリット。

○畑中職員課長 デメリットというところにつきましては、例えば上司が部下からの評価を気にしてしまって、ちょっと本来厳しく指導すべきところを指導できなくなってしまうのですとか、例えば部下から上司だけではなくて、同僚、横の関係でも評価をするということになりますと、なかなか、例えば仲間同士でお互いに高くつけてしまうのですとか、なかなかしっかりこの評価をするに当たっては、その制度、評価制度というものについてしっかり評価する方が学んでいかなければいけないということもございますので、そういったしっかり準備を整えた上で導入しなければいけないというふうに考えております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 今の御答弁で安心しました。要は、準備ができればというところだったんですね。実は前回の議論では、その評価をする側の部下に心理的なプレッシャーがかかるからというようなお話があったんですよ。それって組織風土、職場の風土の問題ですよって指摘をさしあげたんですね。それで今回の総括質問でも組織風土の改善について伺いましたんですけど、これ企画政策部長から、前例にとらわれず、新たな発想で能動的に取り組む職場風土に見直していきたいという御答弁だったんですけど、これ、ずっとそうおっしゃっていますよね。この間ずっとです。何で同じことを言いながら変わらない状況が続いているのかというのをちょっと自分でも考えてみたんですけど、職場風土だったら恐らく皆さんの努力で変えられるんですが、これは風土じゃなくて構造の問題なんじゃないかと思いついたんですね。さっき指摘をした部下に過剰なプレッシャーを与える組織の構造のせいなんじゃないかと。

公務員組織に特徴的な体質と言われるものがありますよね。ヒラメ体質というやつです。上司に疎まれると先がなくなるから、イエスマンで出世をして、部下や組織にもそれを強いる。多面評価は、これを逆転するわけです。今さら下の評価なんて気にできるかって思うかもしれませんよね。特に組織の上位に行くほどそうだろうと思うので、中間管理職の人事担当者の立場で、なかなか上ばかり見るなどとは言えないだろうなと思いながらお伺いしたんですけれどね、そういう構造の中心にいらっしゃるわけですからから。

要は、皆さんは部下を育てるのが困難な構造の組織にいるんじゃないかと思っているわけです。特に自身が組織にうまく染まっていると思っているほど自覚していただきたいなと。この問題、4年間、私、ずっと言い続けていますからね。御答弁ずっと一緒だったんですよ、これまで。そういう組織なんじゃないかと。

ただ一方で、この先はもう公務員の成り手が減ると分かっているわけです。危機感を感じているなら、今、変えたほうがいいと思うんですよ、組織をです。トップダウンでヒラメの構造を変えるか、その構造にとらわれない人材育成の専門組織をつくるか、どちらかだと思うんですけど、組織を実際に変えるとなると、判断は誰がすることになるんでしょうか。これは職員課長さんじゃないですよ。いかがでしょう。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 組織につきましては、一面的に経営企画課のほうで担ってございますが、今、お話がございましたように、様々な部署の様々なニーズに応じて、それぞれ自発的に提案をしながら文京区の組織というものがつくられているような状況でございます。

(「委員長、関連」と言う人あり)

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山(泰)委員 ちょっと今、朝からね、怖い話聞いたというか、何というか、今、沢田さんの話聞いててね、何か文京区ってそんな鬼ヶ島みたいな怖い人ばかりでしたっけ。その何ていうの、部長さんとか、そんなに怖い人だったんだなと思って私びっくりしちゃったんですね。何で、硬直化した組織の構造、何でしたっけ。いや、私、20年ね、区役所ずっと見てて、もう退職された先輩方もなかなかキャラクターがいろんなね、ど真面目な方もいたし、ふざけてる人もいたし、いろいろな方がいて、結構、面白い組織だなと私は思っていたんですよ。そんな中、でも沢田さんの話聞いたら怖くなってきちゃって、そんなところだった、どうだったんでしたっけと思って。ちょっと素朴なね、何か、いや、もしかしたら沢田さんの決めつけが入っているのかもしれない。もしかしたらよ。だけど、沢田さんが実態つかん

でで、鬼ヶ島みたいに怖いところなのかもしれない。ちょっと分からないから、ちょっとその辺、虚心坦懐に教えてください。どうなのかって。

○松平委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 今回、いろいろ沢田議員からの御指摘を受けていますけども、私の認識としてはそのような認識はございません。高山泰三議員が、今、おっしゃったような認識で私はいると思っております。

そういった中で、いろんな管理職おりますけども、当然、当然我々組織で仕事をしておりますから、そういった意味では組織目標にのっとってきちっとやっていくというのは当たり前のことでありますけども、それが沢田議員が御心配されているような状況にはなっていないというふうには認識してございます。

○松平委員長 沢田委員、続きますか。続きますか。

はい、沢田委員。

○沢田委員 議論膨らんでよかったんですけど、もう総務部長さんから、そういう御心配は全くないというお話がありましたので、そこは安心なんですけど、要は組織を変える判断をするのは、実際、中間管理職の課長さんなんだろうかとこのところにも疑問があるんですね。先週、区民による事業提案制度の話をさしあげたじゃないですか。その中で私、区民を育てるのは私たちの仕事なんですよって伺ったんですけど、ちょっと思ったより反応がなかったんですよ。意外だなと思ったんです。私たちにはあるけれど、皆さんにはひょっとしてないのかもしれないなど。この違いは何なんだろうと。

で、思い出したんですよ、考えていて。皆さんのOBの方が言った言葉で、これ前にも紹介したんですけど、前回の委員会で、行政官の仕事は目の前のことを考えることだと、未来のことを考えるのは政治家の仕事だとおっしゃったんですね。人を育てるのは、未来のためですよ。未来に希望を託すためです。皆さんも子どもや大切な人がいれば思い浮かべてほしいんですけど、人生をかけられます、希望を託せますか。逆に区民のためならどうですか、人生かけられますか。まあ、答えてくれというわけじゃないんですよ。要は、かけてほしいわけじゃないんです。命をかけて区民の未来を守るのは、皆さんの仕事というより私たち政治家の仕事のはずなんです。選ばれ方が違いますからね。皆さんは試験で選ばれている。でも、私たちは選挙で区民に希望を託されて選ばれている、そういう政治家の仕事じゃないかと思うんですよ。私たちは希望を託されて生きてるわけですよ、今日だってそうです。誰かが本当は生きたいと思った今日を託されて生きているわけです。そして、いずれこの希望

を次の誰かに託す日が来るんですよ。そういう、そういう考え方が人を育てるということなんじゃないかと思うんです。

長くなっちゃったんで、最後ちょっと話を元に戻して申し上げますけど、要は……。

○松平委員長 御静粛にお願いいたします。

○沢田委員 人を育てる仕組みを、人を育てる仕組みをつくるのは人を育てるマインドを持った人がやったほうがいいと思うんです。誰もが本当に生き生きと職場を、働ける職場をつくらうと思ったら、早急に多面評価を導入した方がいいし、ヒラメの組織構造は変えたほうがいい。せめて若い職員が辞めるか染まるかの二択ではなくて、変えるという選択肢を持てるように、その声を聞いて見直しに着手していただきたいという。これは政治家である私からのお願いです。

あ、続いての質問があるんです。

○松平委員長 質問はございませんか。

○沢田委員 はい。

○松平委員長 質問ではないですか、今のは。

○沢田委員 いいです。

○松平委員長 答弁は求めない。

○沢田委員 はい。次ね、次は2点目なんですけどね、こっちもちょっと重要なんですけど、時間があれで早口になってすいません。158ページの2項、3目広報広聴費に関連して、自治基本条例施行20周年についてです。

これ前回の委員会で提案した自治基本条例施行20周年の周知啓発キャンペーンや条例の認知度の調査が入ってないんですよ。ないですよ。そのとき、今年度は3年に一度の世論調査があって絶好のチャンスだって言ったんですけど、そこでも調査をしていませんよね。前回の議論では、まあ、そこそこ認知されているはずなのという話もあったんですけど、今、実際どのくらいだと思いますか、自治基本条例の認知度。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 今、お話ございましたように、自治基本条例自体の認知度というところにつきましては、今回の調査とは対象とはしてございませんが、そういった中で自治基本条例に基づく区民の自治の意識ですね、協働・協治について等、質問等させていただいておりまして、そういった中で自治基本条例そのものの認知というよりは、住民の中で様々区政に参加するような意識について醸成していきたいという意味合いで、今回の調査をさせていただい

ております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 認知度は調査もしてないし、どのぐらいかということも分からないということだ
と思うんですけど、気にならないですか——あ、ならないですね。いや、あのですね、私は
すごく気になっているんですよ。要は、大分前のデータですけど、一度調査してるんです、
第20回の世論調査、平成18年だから19年前ですよ。そう、条例制定の翌年の調査です。区
報や地域メディアでたくさん紹介されて、今よりずっと露出度の高かった時期にどのぐらい
だったと思いますか。

(「知ってるんでしょ」と言う人あり)

○沢田委員 うん、知ってるんですよ。いや、皆さんはどうかと思って。多分、気にしてい
らっしゃらないので御存じないんだと思うんですけど、1割なんですよ、1割。知らないの
がじゃないですよ。知っている、自治基本条例知っていると答えた人が1割なんですよ。

(発言する人あり)

○沢田委員 今、そんなもんだと言いました。そうか、皆さんもそんなもんだろうと思いまし
た。いや、私はすごく驚きました。文京区の憲法とまで言われて、最高規範と明記された基
本条例の認知度が、施行当初から1割だったんですよ。先週、元副区長さんの意見を紹介し
ました。彼も言っているんですよ、つくった途端にごみ箱行きだって。それでいいんですか
ね。

(「関さんがそう言ってるの」と言う人あり)

○沢田委員 いや、まあ、ちょっと。はい、要はですね、最高規範なんですよ。その規範は誰
のための規範なのか。皆さんが知っていてもしょうがないですよ、区民の規範なんですよ。
このまちの主役は誰なのか、区民なので、区民のための規範なのに、区民の大半が知らない、
言わばたなざらしのままで20年たっているって、もう建前もいいところじゃないかというこ
とが申し上げたかったんですね。

これは、実は先日の総務区民委員会で議論があったことに関連しているんです。自治基本
条例に住民投票の規定がありますよね。これが空文化していると。だから常設型の住民投票
条例つくって実効性を担保してはという区民の請願だったんですけど、区は質疑の中で、問
題が起きてから個別に条例つくればいいと反対の立場の意見を表明されたんですよ。本当に
それでいいんですか。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 まず、自治基本条例の認知度でございますが、今、御指摘ございました平成18年の調査におきましては、「知っている」、「よく知っている」と答えた方は、今、お話があったように1割でございますけれども、そのタイミングに合わせまして、「聞いたことがある」というふうに申し添えていただいた方については、約25%ほどいらっしゃるというふうな状況でございます。そういったところ捉えまして、今、委員から御指摘ございましたが、自治基本条例自体の認知度を向上させるということ自体も、私どもとしてもやぶさかでないところでございますけれども、こういった条例の中身を通して、それ以降、文京区の区政に関心を持っていただいて、区政に参加していただいた方が一定増えてくればいいなということでこの間もずっと進めてきたところでございます。今後も引き続きそういった対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、2点目にごございました住民投票につきましてでございますが、こちらについては、当時、この自治基本条例を制定するに当たりまして、多くの区民の方に参加をしていただいて、区民憲章となる自治基本条例を制定する中で、個別にその状況が生じた際に条例を立てるということを多くの議論の中から制定されたというふうに考えて、記録が残ってございますし、私もそういうふうに認識してございますので、そのように答弁申し上げた次第でございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 自治基本条例、「聞いたことがある」が25%あったということなんですけど、要は「知っている」じゃなくて、あえて「聞いたことがある」を選んだ方が25%、その区報とかメディアとかでちらっと聞いただけという人が25%だったということですよ。その人たちは要は知らないまま名前だけ知っている人たち、それを住民として、そのまちの主役と呼んでいいのかということなんですよね。

もう一方の、もう一方、何でしたっけ、もう一方が、ああ、そう、住民投票ですよ。制定に当たって、区民が参加して議論したという話なんですけど、その検討経緯よく調べられていますか、議事録全部読まれていますか——ああ、それならよかったです。要はですね、住民投票の規定をどうすべきかって最後まで決まらなかったんですよ。検討のときには。区民委員は常設型を主張した、でも区の事務局は個別設置型を提案したんです。最後は、議論も根拠もないまま区が示した条文が決定されて、そのときからずっと変わらないままです。主役は誰なんだろうと申し上げたのはそこなんですよね。

要は、何でも住民投票にこだわるかというと、昨年、清瀬市で図書館の存廃問題起きま

したよね。住民が個別に住民投票条例の制定を求めて8,000人近い署名を集めましたが、議会が否決して終わりました。2022年、あ、2020年には、品川区の住民が羽田新飛行ルートの見直しを求めて2万3,000人の署名を集めましたが、これも議会が否決しました。例を挙げれば切りがありませんが、個別設置型の住民投票条例の9割、9割以上は議会に否決されているんですよ。それ知らずにおっしゃったんですかということなんです。

(「沢田さんがさっき議会で……」という人あり)

○沢田委員 要は、問題が起きれば議会は必ず意思を問われるわけですよ。その意思に、議会が決めた意思に疑問を持った住民が反対の提案をしても、議会が否決するのは、その後で否決するのは当たり前なんです。住民と議会が分断されるんですよ。だから、そうならないうちに、初めに一定数の署名を集めれば、粛々と住民投票ができるようにしておきましょうというのが常設型の住民投票条例なんですよ。住民が主役なんだから、住民の数の力を明確にしておきましょうという分かりやすいルールなのに、なぜ反対したんですかということがお聞きしたかったんです。もう一度伺います。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 先ほど委員のほうからもございましたけれども、発言に責任を持つといったようなことが重要かと認識してございます。そういった中で住民投票におかれましても、様々な方のいろんな御意見あるかと思えますけれども、そういったものがしっかりと議論をされて、共通認識を得た上で事が進んでいくべきものというふうに考えてございまして、私もといたしましても、議会の意見も尊重しながら、多くの方の御意見を尊重しながらできるものが、こういった着地点であったのではないかなというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 住民と議会が分断される仕組みだという認識はなかったということによろしいんですよ。住民の意思を尊重して、議会と分断されないような仕組みをつくらうと思ったら、常設型の住民投票条例のほうがベターだということは賛同いただけるんですよ。その上でこの間の御判断だったということだと……。

○松平委員長 御静粛にお願いいたします。

沢田委員もう少し、もう少しマイクから少し離れて御発言いただければと思います。

○沢田委員 承知しました。すいません。

ちょっとまとめます。これはですね、まちの未来のためでもあるんです。前にも申し上げた若者が政治に参加する権利を守るためでもあるんですよ。18歳未満の若者は、今、選挙権

も選挙運動権もないです。参政権を発揮できる機会が極めて少ない状況です。先週提案した区民による事業提案制度もそうですし、今日のこの住民投票制度も、若者が区政に意思を反映できる貴重な機会なんですよ。そして、若者がこのまちの主演なんですよということをメッセージとして私たちから伝えられる絶好のチャンスですので、ぜひですね、協働・協治の若者計画、これからつくるんですよ。一步踏み込んで進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 今、御指摘ございましたが、住民投票によらず、私どもとしまして、先ほど申し上げた協働・協治の観点で、特に今後、若者の声もしっかりと聞いていくという点のところで計画も準備をしてございますので、そういった中で住民の皆様からも様々な声を聞いて区政に反映してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

改めて委員長から委員の皆様にお願ひでございます。皆様の持ち時間でございますので、御発言の内容は自由、時間内ではございますけれども、予算委員会でござい、予算委員会の質疑でございますので、答弁を求めないような御発言ですとか、予算に絡めてからの話を広げていくということに関しましては認めたいと思いますけれども、極力といいますか、予算委員会の質疑ということを改めて御認識いただいて、質疑をしていただきたいと思います。

それでは、次、高山泰三委員、お願いします。

○高山(泰)委員 すいませんね、ちょっとキャラクターが変わっちゃいます。何だろうな、今の沢田さんのすごい熱っぽい話聞いてて、すごい情熱家なんだなというのは私は分かったんですよ。もうとてつもない情熱がある。多分、沢田さんの中じゃすごい、物すごい正義があつて、その正義が何でこの正義が通らないんだという、そういうあふれ出るような僕は情熱を感じたんですよ。まあ、確かにそうだなと思う。だけど、僕が大好きなクレヨンしんちゃんの野原ひろしという課長がいてね、あのお父さんね、お父さんがね、何でしたっけ、しんちゃんにね、けんかした後ね、正義の反対は悪じゃないという話があつて、要するに、多分、さっきみたいに盛り上がる人たちの頭の中では正義の反対って悪なんですよ。何か死ぬ死ぬ団みたいのがいて、悪いやつがいる。そうじゃなくて、正義の、野原ひろしが言うのは、言ったのは、正義の反対は悪じゃない、正義の反対はまた別の正義なんだということを言っていて、あ、なるほどと、いいこと言うな、クレヨンしんちゃんと私は思ったんですね。

そんなことで、ちょっと質疑をやっていきたいと思いますが、私が言いたいのは、何でし

たっけ、総括質問でも書いてたことなんですけど、ちょっと沢田さんと似たところですけども、いろんな区民の意見集約というところと行政の対応について、さっきみたいな結構言い合いになっちゃうようなことが説明会とかでも結構あると思うんですよ。何かちょっと問題がね。そういうときに、やっぱり我々の会派で言っていた、要するに正しさより明るさということが重要になってくるんじゃないかというのが総括質問で書いていたことなんです。政策を実行する際に、原理原則とか正義、そういうものを押し通すだけではなくて、やっぱりその住民の本当のその根に張った生活とか実情、こうしたものに対して柔軟に対応する必要があって、正しいだけの理屈よりも明るさ、そっちのほうの結果としては大事なんじゃないかというのが正しさより明るさという意味なんです。

そこで、行政の現場では、法令やルールにのっとるのは当然のことです。しかし、住民の意見集約に当たって、パブリックコメント、多様性配慮、子どもの意見集約などなど、様々な形式上のルールですね、何とか条約で決められているから誰々の意見聞けとかというような、そういう形式上のルールがどんどんどんどん屋上屋を重ねるように重なって重なって、逆に、本当に生活をしている近所の人とか、なかなか意見が言いにくかったり、そういう人たちと行政が対話をするのがさっきの言い合いみたいになっちゃって、なかなか建設的な議論ができてないんじゃないかというのが私の、何ていうんですかね、問題意識なんですよ。

そこで、現在の行政運営において、原理原則やルールの形式的な利用によって本質的な対話が阻害されていると感じるようなことはないかどうか。もしあるとすれば、それを解決するためのどのような工夫が必要か、お聞かせいただきたい。

それから、さっき言った、誰々の意見聞けとかというのが、もう手続がどんどん重なっているという意味で、住民の意見集約のプロセスが大変肥大化していると思うんですね。さっき言ったとおり、公務員の人件費もただじゃなくて、私が以前、10年以上前ですけど、ざっくり計算したところ、やっぱりね、10分1,000円ぐらいコストかかりますね。もっと多分、今だと高いと思う。で、そういうプロセスの肥大化についてどうお考えか見解をお聞かせください。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 プロセスにつきましては、様々おっしゃるように区のほうでも持ってございます。先ほど議論ございましたように、住民投票というものも最たるものかと思っておりますけれども、それ以外にもパブリックコメントや審議会等々、様々手続も設けてございまして、御指

摘ありましたように、その計画であるとか重要事項を決定するに当たりましては、そういったプロセスをしっかりと定めたものというのも確かにございます。一方で、そういったプロセスに縛られることなく、日頃の区政の中で様々な対話をするシーンというのは多く増えてございますし、今般、SNSや様々な情報技術の進展等もございますので、そういった中で伺う声というの也是我々のほうとしても把握してございます。そういったところから、プロセス自体の肥大化による行政の、何でしょう、課題ということだけではなく、だけというか、ではなくて、どちらかという、そういったプロセスを適正に今後の世の中に合わせていくといったような必要性は非常に高いかなと考えてございます。そういった中で、お互いに御意見をいただく中に当たっては、情報をしっかりと受け止めていただいて、私どももしっかりと話を聞いて、そういった中から最終的な解決策が見いだせていけるような流れをつくっていく方法について、力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山(泰)委員 分かりました。正義という観点でね、これが正義だと言われると、なかなか言い返せないというところがあって、まあまあ、そんなこと言わずに、ちょっと気を緩めて仲よくやろうよと、こうしたほうが結果としてうまくいくことが私は多いと思うんで、いい感じのあんばいで、理屈だけじゃないんで、やってほしいということです。

それで、もう一步、ちょっと最近のはやりのことで気になることがあって、1点、もう一步深く質問したいんですが、子どもの権利ということが最近物すごく、ありとあらゆる質疑の中で子どもの意見を聞いたのか。それは何か条約で言っていて、子どもの意見発表、子どもの意見表明、子どもの意見反映とかということを使うんですけど、僕は聞いてて、ああ、確かにね、子どもも人権があるし、なかなか意見が言いづらい、まだ小っちゃいし幼いから、意見を聞くということはとても重要なことだと思うんですよ。ただね、もう一步深く考えると、子どもが本当に思っていて、例えばシビックの25階の使い方どうするって言ったときに、ああ、じゃあサッカー場がいいとかって、そういう素朴な話ならいいですよ。面白おかしいから。だけど、そうじゃなくて、要するに、さっき言った正義には何か反論しにくいというのと一緒に、子どもにも反論してにくいじゃないですか。それは子どもの意見なのに、いや、でもちょっといろいろ大人の事情があって、これこれこうでできませんというのって何か心苦しいじゃないですか。人間として。子どもが何か言ってきたら、言い返すのって。否定するのって。それをいいことに、腹話術みたいに大人が言わせている可能性って僕はあると思うんですよ。分かります。その家庭の中で小っちゃい子がいて、あんた、こうやってこ

ういう意見を言いなさい、こういう作文を書いてきなさいって言って書かせて、それが、いざ、何となく書類として出てきた意見、子どもの意見ですって言って出てきたと。子どもがこんなこと言っているのにね、反対するのって。反対しにくいよね。それが別に何ていうの、そういう構造があるって大人が分かった上で適切に処理すればいいんだけど、懸念しているのは二つです。一つは、子どもの腹話術的な利用されていることで意見がゆがんじゃわないかということが一つ。もう一つは、やっぱりそれ幼児虐待だと思うのね。だって子どもに意見、本当に素直な意見聞いて、サッカー場がいいとか言って、何か言って、本当に素朴に言ってるんだったらいいよ。だけど、そうじゃなくて、家の中で、あんたこうやって言いなさいと、お母さんが振りつけして、そのとおり言わなかったら怒ったりとかしているというケース、僕はね、全部見てたらなくないと思うよ。そういう外国の研究とか、論文でもそういうケースがあって、児童虐待だというそのレポートも出ていますから。そういった懸念についてね、何にも考えずに素朴に子どもの意見表明だと言って、のんきにやっぱり子どもの意見聞いたほうがいいよねとか言ってお花畑になってるのはいいけど、そういう実態もあると思うわけ。で、そのリスクをどう考えているかについて教えてください。

○松平委員長 では、先、多田さんがいきますか。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 子どもの意見を聞くということで御質問ありましたけれども、何から何まで子どもの意見をそのままストレートに聞くということでは当然ないわけで、政策についてもそうですし、個々のケース、子どもの処遇を考える上では、何というんでしょう、子どもの言いなりに全て従った上で、子どもにとってそれがよくない場合もあると思うんですね。そういう意味で、例えば子ども家庭部で言えば子ども家庭支援センターとか、これからの児童相談所の様々な対応の中でもそういう局面がいろいろ出てくるとは思いますけれども、あくまでも個々の話においては、子どもの最善の利益にとってどうなのかという視点で対応していきたいというのがこちらのスタンスであります。

○高山（泰）委員 ありがとうございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 あ、失礼しました。大変真つ当な御答弁いただいて安心しましたが、私が言ったとおり、やっぱり子どもの意見ですっていつて出てきたものはなかなか反論しにくいという構造があることが一つ。それから、子どもが腹話術みたいにしゃべられちゃって、そのことが、率直に言って児童虐待だと私は思いますよ。そういったことがないかどうかね、

ここについてはしっかりとウォッチングしてほしいなというふうに思いました。

それが質問で、ちょっとそれと関係するっちゃするんですけど、施設管理のところ、25階のレストランの跡を貸し会議室にするという話があって……。

(発言する人あり)

○高山(泰)委員 あ、それまだ行ってない。じゃあ、それはそのときに。

○松平委員長 施設管理は次ですね。施設管理費は。

○高山(泰)委員 ごめんなさい、失礼いたしました。じゃあ、また次で。

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、板倉委員。

○板倉委員 153ページの契約の契約関係事務のところでお聞きをしたいと思います。

公契約条例が23区で13番目につくられて、労働報酬下限額も、23区、11区でつくられている中で、文京区もこれを決めていくということで、この間、8月、10月、12月と審議会が開かれて、労働報酬下限額、文京区は来年度1,295円ということで、12月26日に区長名で告示がされました。

まず、この審議会についてなんですけれども、審議会のメンバーは二、四、六人、学識の方がお二人と、あと関係の団体の方々が4人ということで、審議会、議論がされて、議事録も出ておりまして、私も読ませていただきましたけれども、非常に議論がされて、深い議論がされているというふうに見ました。しかし、残念ながら審議会にはたくさんの関係資料が出ているようなんですけれども、私たちが区のホームページで読むには、その資料は全く読み取れないんですね。なので、どういう資料を基に議論がされているのかということは、きちっと私たちにも分かるように出していただきたいということと、あと、この審議会なんですけれども、3回開かれて、少ない傍聴のときもありましたけれども、3回目のときには11人の方が御希望されたんですけれども、実際は5人の方に絞られて傍聴されているようなので、この問題というか、この審議会については、きちっとやっぱり希望する人が全員傍聴されるように、ぜひそこについては、会場の問題だというふうに思うんで、そここのところの改善というのは必要だと思いますので、まず、そここのところを最初にお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まず、資料の公開についてですけども、今、お話のありましたように、議事録につきましてはホームページで公開しているところがございます。また、それ以外の

関係する資料につきましては、当日配付した資料につきましては、ホームページ等では公表は、あ、公開はしてないんですけども、2階の行政情報サービスセンターのほうで公開、どなたでも見られるような形をとっている状況でございます。

続いて、傍聴についてですけども、こちらも含めての都合もありまして、5人ということで定めていたところでございます。今後につきましては、庁内の会議等もいろいろ制約ついていますか、会場の都合もありますので、こちらにつきましては、来年度の計画を立てるときに合わせて、こちらの傍聴の規定につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ほかの審議会についても、資料については公開されておりますので、そのところはぜひこれから始まったばかりのことですから、そのところはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、労働報酬下限額ですけども、先ほども言いましたように、文京区は令和7年、来年度については1,295円ということになりました。議論をずっと、この3回の議論を見させていただきましたけれども、この議論の中で、この決め方、金額の決め方の問題については、非常にやっぱり議論があるところかなというふうに私は思ったんですね。2回目の議論のところで、タイムラグがあるというふうに指摘をされているんですね。それはなぜかというと、最低賃金を基準にすると、そもそも1年遅れになってしまうのではないかなというふうにおっしゃっていて、来年、来年の4月以降の金額を決めるということでは、来年の最低賃金の上昇も乗り越えなければいけないのではないかなという議論もあったかと、ありました。ですから、そういう点では、やっぱり来年の最低賃金がどうなっていくかということを見越した形で文京区も決めていかなければならないんだというふうに思うんですね。せっかくこういう形で審議会でも議論しているわけですから、その条例ができたことの効果とかね、それが現れるような、そういう中身にしていかなければならないというふうに思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 最低賃金に関してですけども、こちらにつきましては、毎年度、毎年10月1日以降の最低賃金のほうが公表される場所ですけども、こちらにつきましては、大体7月後半から8月ぐらいに東京都のほうから案として、こういった形で審議されているというようなことが公表されておりますので、そういったところをいち早くキャッチして、私

どものほうで参考にして、労働報酬下限額のほうを検討していくところでございます。

また、様々、最低賃金だけでなく、今回、資料として活用させていただきましたけども、そういったハローワークの情報等、そういったことも勘案しながら、最低、労働報酬下限額を検討しているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 当然、ハローワークのそうしたところの状況なんかも見ながらやっていくと思うんですけども、やっぱり先行している区がどのような形で決めていくかというか、そういうこともぜひともやっぱり、様々情報を集めながらやっていかなければならないんだというふうにも思うんですね。で、見ましたら、世田谷区は来年、来年度ですね、1,460円ということだそうです。文京区の1,295円と大分乖離があるという点では、世田谷区は先行してやっていますから、様々、この間の情勢だとかの判断もしながら、こういう数字が出てきているんだというふうに思うんですけども、世田谷区のほうは何か計画的に引き上げていく、そうした方針を持っているようなんですけども、文京としては、そういう形ではまだやるといふふうにはなっていないのでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 こちらにつきましては、確かに先行している区ですとか、あとほかの実施している区などの情報も得ながら検討は進めているところです。

こちらの下限額につきましては、あくまでやはり審議会で、先ほど委員のお話もありましたように、非常に熱心に御議論いただいて、事業者団体の方、労働者団体の方の御意見を踏まえて、このような下限額を答申をさせていただきましたところでございますので、やはりこういった答申を尊重させていきたいと、そういったスタンスについては変わらないものでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうですね、審議会では本当に熱心に御議論されているというのはよく分かりました。そういう点では、文京区は来年、来年度から、この4月から始まっていくわけですから、本当に必要ならば見直しをしていくということをやっぴり前提に進み出していただきたいというふうに思うんですね。先ほど御熱心な議論という中で、労働組合の方々、方からおっしゃられたのは、文京区がこういう条例を都内で一番新しくつくったということでは非常に期待もされ、注目をされている条例だというふうにその方がおっしゃっていましたから、ぜひそうした声にも応える内容で進めていっていただきたいと思うんです。

それで、適用範囲、この労働報酬下限額についての適用範囲なんですけれども、文京は工事・製造が1億円以上というふうになっております。しかし、世田谷はこれが3,000万円以上というふうになっているんですね。工事請負契約以外の契約、例えば委託についても、工事請負契約と同じように1,460円という数字が決められているんですけども、文京はこの委託も同じ金額だということなんでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まず、適用範囲、1億円以上というところでは、こちらに決めさせていただいたのは、文京区の制限付き一般競争入札の条件が1億円以上ということで、そのあたりを根拠として上限として決めたものです。

また、委託、業務委託の下限額につきましては、そうです、こちらは適用範囲が区の、文京区のいわゆる施設管理関係から給食等まで範囲がありますけども、こちらの業務委託と、あと指定管理につきましては、今回、決めさせていただきました1,295円が下限額となるものでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。ぜひね、先ほど言いました工事・製造のところの1億円というのは、規則で決めているということのようですから、そこについては引下げをするということも、ぜひ審議会の中で諮っていただきながら検討していただきたいというふうに思います。

それと、入札の在り方について、この審議会の中で御要望されての声がありました。私たちも、この間、入札からの、から発注に関してのこの辺については、この間、代表質問でも行わせていただきましたけれども、やはり、来年発注の工事の予算を区が組むわけですけども、実際に予算を組む時期、時期との関係でいうと、発注までに、大体もう半年ぐらい時間がかかって、かかるわけですけども、その間に、単価もかなり上がっていくという点では、そのこのところの状況をぜひ加味していただきたいということなんでしょうね。発注して、区がこういう形で予算を組むということから、さらに入札まで行くには、そこからまたさらに3か月もあって、入札から実際に工事にかかるってなっていくと、また上がっていくということで、課長さんの答弁の中では、この物価スライド条項、これを適用するから大丈夫というか、がありますというような答弁だったんですけども、やはりこのところについても事業者の皆さんがこの間ずっとこういう形で要望されているわけですから、そのこのところも議論をこの中でしていただきたいなというふうに思います。

最後にですけれども、この労働報酬下限額についてもそうですが、公契約条例ができたということで、皆さんやっぱ、この条例ができたことによって、今までとは状況がかなり変わり、改善していく方向が見えてくるということでは、ぜひ周知が非常に大事だというふうに思うんですけれども、周知はどのようにされているのでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まず、1点目の契約の金額についてですけれども、工事発注時に、東京都の最新の労務単価などを参考に予定金額を定めて入札をしている状況ですけれども、ちょっとそれに物価高騰が、物価上昇が追いついてないというようなところもあって、入札がちょっと不調に終わるようなところもありますけど、そういったときには、改めてまた予定価格を設定して、再度、入札をかけている実態がございます。

また、2点目の公契約条例の周知についてですけれども、こちらにつきましても、対象となる契約につきましても、事前にこれが、今回、公契約条例の対象であるということをお伝えするとともに、今までも関係団体等、条例制定に当たって今まで意見交換してきた団体が中心なんですけれども、そちらのほうと条例が設定、制定後も意見交換しながら、周知をお願いしているような状況ですので、また、引き続き、公契約条例につきましても、周知をホームページやチラシ、また、その対象となった契約について、これが公契約条例であるということ、の対象であるということをお知らせの方々に、事業者のほうを通じて周知をお願いしている、していきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 最後ですけれども、ぜひこの周知ですね、これ世田谷区が出している周知の、こういうのが出ているんですけれども、文京としても、本当に分かりやすい、こうした形で、現場の皆さんに知っていただくということが重要ですから、そのところはお願いをしたいということと、あと、動き出してからのことですから、来年度、来年度どうだったのかについても、労働者の皆さんへアンケートをとるとか、そういうこともこれから必要になってくると思います。とにかく、動き出す中で様々改善点が出てくるかと思うんですけれども、そこはこの審議会も適宜開きながら、よりよいものになっていけるように、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

終わりです。

○松平委員長 答弁よろしいですか。答弁、はい。

坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まだちょっと施行はこの4月からなので、実施が4月からなので、ちょっとアンケート等はちょっと今のところ予定はしてないんですけども、運用状況とかそういったところでは、審議会に報告するような形になりますので、もしそういった課題等があれば、当然、報告して改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○松平委員長 関連。

はい、山本委員。

○山本委員 公契約条例ということで、4月からいよいよスタートということでございます。

ほかの他区や他自治体に比べて後発にはなりますけども、そんな中で、より他自治体のいいところを研究されて、この間、制定されたということだと思っております。

基本的に、この条例が制定されることによって、品質確保、工事における部分においては適正価格等々で行われるということによかったなと思うんですけども、やはり労働者団体と事業者団体、ここはやっぱり国という労使ということにもなるかもしれませんが、なかなか双方の対比する意見があるんだというふうに思う中で、審議会が設置をされております。この間、3回開かれたということですが、労働者団体2名、そして事業者団体2名、そして学識経験者2名ということですが、私は特に傍聴等はさせていただいておりませんが、やっぱり審議会のこれまで、そしてまた今後の進め方などについて、当初6名ということでスタートしておりますけども、この辺の人数の、例えば区民公募委員とかを入らなかった理由など、また、事務局が間に入って審議会を運営していると思いますけれども、意見の集約等、審議会の中であまりこう対立をしないような形で進めていく何か手だてなどは考えてやっているのかという点をまず教えていただければと。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まず、1点目の区民公募委員を入らなかったというところですけども、今回、大きなテーマとしては、やはり公契約条例、対象となる条例の、あ、契約の労働報酬下限額を決めなければいけないというところが大きなテーマとしてありましたので、やはり、そういったところではやっぱり事業者団体、労働者団体と、その労働関係に詳しいですね、やっぱり社会保険労務士の人が入っていただいたことと、あと、学系の先生ですね、こういったところで、そういったちょっと専門性の高いところで少し、よりちょっと深い議論をお願いしたいというところもありましたので、ちょっと今回、区民公募の方は御遠慮させていただいたところがあります。

あと、2点目の意見集約進めていくところで、確かに非常にやはり労働者の現場であった

りとか、あるいは事業者ですね、経営状況とか、そういったところはかなり踏み込んだ話をされて議論をされているところでもありますので、事前にやはり資料を審議会に向けて説明をしたりですとか、やっぱり私ども、契約を通してでしか知らない部分だけではなくて、そういった実態もやはり把握しなければいけない、御理解させていただかなきゃいけないというのが非常にここ2年ぐらいですね、お話ししている中で感じたところでございますので、そういったところうまくお聞きしながら、学系の先生お二人に進めていっているような状況です。そういったことも引き続き新年度も行っていきたいと考えております。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。やはり、ただメンバーを増やして、さような意見を聞くということが、必ずしもそれでいいということではないと私も思っていて、専門的な意見の方が言える方がいるということは非常にいい仕組みだなというふうに思っております。

今、板倉さんからもお話がちょっとありました、今回、後発ということでもありますけども、最低下限額が発表されましたけども、スタートは恐らくそこからということだというふうに私は希望を持っております、そこからいろいろ状況を見ながら、年々改定をしていくのかなというふうに思っているんですけども、この審議会のこれからの頻度ですかね、回数の頻度、今、言った労働下限値を決めるのが最大のポイントだということでもありますけども、そうそう何回も、年に何回もということじゃないんだと思いますけど、ほかにまた審議会を開くための議題等が出てくるのがあれば教えていただきたいんですけども。

よく物価スライドということで、よく我々のこの議会にも、工事金額が物価スライドによって最初の当初の予算よりも補正予算を組んでいることがもう、もう当然のように行われておりますけれども、そういった世の中の流れが速い中で、そういった賃金の改定のタイミングですとか議論の仕方というのは、どのような形で行っていくんでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 確かに委員おっしゃるように、非常に世の中の社会の状況とか変化が激しいところでもあるので、回数等も検討しなければいけないんですけど、来年度も実は3回を今のところは予定しているところなんですけども、ただ、これは区の予算と連動するところもあって、ちょっと時期とか非常に限られた中で検討しなければいけないというところがありますので、そういったとき、社会状況とか状況を見ながら、また回数については検討の必要があると思うんですけど、現時点では今年度同様3回を予定しているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。次に、今のは工事金額等々に関することなんですけども、適用範囲が1億円以上ということで、先ほど質疑を聞かせていただきました。もう一点が委託費についてということがありまして、ちょっとこれはまたなかなか行政として踏み込んだり、審議会としてどう進めていくのかという部分、難しいと思うんですけども、業務委託ということで、例えば図書館の文京区であれば業務委託ですとか指定管理者等あります。保育園なんか事業者、保育事業者がやっているという部分もあります。そういったところにこの最低下限額をどのように反映させて、チェックをどれぐらいできるのかというところが一つ大きなポイントかなというふうに思っているんですけども、その委託費関係についての労働下限額の反映はどのような担保があるんでしょうか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 図書館につきましては、指定管理者制度を、今、活用しておりますので、そちらのほうで、今後、新たに新年度から選定を受けるような、図書館につきましては、この対象になるかと思っております。

また、今、もう一つ御指摘ありました保育園につきましては、こちらの保育園とは特に契約を結んでいるわけではないので、今回の公契約条例の対象にはちょっとならないというふうになっております。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと最初の図書館のほうはなりますということなんですけども、ようやくなるということ、これが始まることによってなるということによろしいですか——はい。

あと図書館以外にも、例えばあとは、2階の戸籍住民の諸証明発行業務、あれも委託していると思う、あと給食業務委託、この辺はどうですか。

○松平委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 すいません。それぞれ個別の案件については、ちょっと今、資料が手元にはないんですけども、該当するものであれば、先ほどの1,000万円以上の業務委託で、対象となる業種であれば対象となるんですけども、なる予定ですけども、今、二つ目の給食調理に関してはこちらの対象となりますので、公契約条例の、給食調理については対象となります。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ工事に限らず、それから委託、業務委託等々、要は

働く皆さんが安心して環境が整うということでの条例だと思いますので、ぜひ事業者団体等々の意見も踏まえながら、実りある審議会を経て、実効性のある条例になることを願って、終わらせていただきます。

(「関連」と言う人あり)

○松平委員長 関連。

では、金子委員。

○金子委員 一言。今の公契約条例については、私たちは先ほど板倉委員が述べたとおりなんですけども、1点、公契約条例が制定されるに当たって、この新年度の予算編成方針では、その労働報酬下限額に留意するなど適正な価格で見積もることと具体的に触れております。審議会では労働団体と、それから事業者団体の皆さんとで議論されて、答申が出ているわけでありですけども、この予算編成方針のとおりでいけば、きちっと区が、事業者の側から見れば、収益なども含めて適正なもので見積もれば、労働側も事業者側も共にウィン・ウィンという状況がつかれるはずなんですね。ですから、そういう形での運用を改めてお願いをしておきたいというふうに思います。これはそういうふうをお願いをするということで、以上です。

○松平委員長 質問ございませんか。大丈夫ですか。答弁もよろしいですか。

では、最後に、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 151ページ、文京区年賀会は、宴会場でおすしやお酒を振る舞うのではなくて、シビックホールで着席で賀詞交歓をするほうが文京区にふさわしい。せめて子どもの貧困対策に寄附を募っていただきたい。ここは近隣自治体の動向を研究していただきたいと要望にとどめさせていただきます。

3点お伺いします。

155ページ、職員互助会。13階食堂の廃止は反対でございます。慎重な検討をお願いいたします。私としては、1階のカフェ、あるいはコンビニと連携して、最低限の飲食機能を維持してABW、いわゆる場所にとらわれない働き方に対応できる執務スペースを提案いたします。お昼は職員の皆様がお弁当を食べられ、夜間や休日は区民が自習室として使える。今後、エレベーターが変わるので、きっと可能かと思われま。13階という立地を考えると、特定の部署の執務スペース前提ではなく、先日の25階の区民アンケートでもいろいろと御意見お寄せいただきましたけれども、区民の方も使えるような形でリニューアルしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、159ページの区報について伺います。これまでも提案してまいりましたが、現状の区報ぶんきょうですね、こういった新聞のような体裁ではなくて、子どもや若者でもなじみのある冊子の形式に全面的な刷新を求めます。メディアパートナーさんとともに、具体的にこういった形が今後望ましいのかといったところを話し合っていたきたいのですが、いかがでしょうか。

それから、前回の予特で提案した有線テレビ広報の在り方についても、今年度のメディア調査でぜひ詳しく検証をお願いしたいと思います。私としては、災害時に強く、リアルタイム字幕やリプレーも可能、海外への発信も可能だということで、オンライン配信への移行がよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。ちなみに、本区の登録者数の20倍ですね、20万人が登録している神戸市のYouTubeチャンネルがすごいクオリティーになっているので、ぜひ本区として参考にしていただけるといいのではないかなというふうに思います。

最後に、同じページの広聴活動、区民の声について、区長にお伺いいたします。ウェブサイトの記事によると、御意見・御要望は区長に報告、各部署がその対応方法を検討と記載がありますが、実際に全て区長が御覧いただけているのでしょうか。また、その対応プロセスの中で、区長がどのように関与しているのかお伺いいたします。

以上です。

○松平委員長　それでは、成澤区長。

○成澤区長　区民の声の回答については、私自身が決裁をいたしております。基本的には現場が回答案のベースをつくりませんが、ごくまれに修正をすることもございます。

○松平委員長　畑中職員課長。

○畑中職員課長　13階の職員食堂につきましては、今年の7月末で閉鎖をするということは既に決定をさせていただいているところでございます。代替の福利厚生事業といたしましては、先日御答弁申し上げましたとおり、お弁当の販売ということで、今、調整をしているところでございます。

○松平委員長　日比谷広報課長。

○日比谷広報課長　まず、区報のところですが、より区民の方に伝わりやすい区報というところの在り方については、日々研究しているところでございます。副委員長が御提案の雑誌とか小冊子とか、というタイプの区報の在り方については、ほかの自治体でも導入しているところがあるというのは認識をしております。メディアパートナー、御指摘のとおりメディアパートナーの意見もいろいろ伺いながら、より区報、よりよい区報の在り方という

ところは検討しているところでございますので、そういった中の一つの中、一つとして、冊子形態の在り方については考えてまいりたいというふうに考えております。

あと、有線テレビ広報、CATVのところでございますが、一定程度、やはりCATVを御覧になっていただいている、面白かったねとかっていろいろ言われる声もいただいておりますが、やはり、全ての区民の方には、視聴契約をしていないと届かないという部分もございます、という課題があるというのは認識しております。可能な限りYouTubeのほうで区民チャンネルというところで改めてYouTubeで発信している番組もございます。そういったところでのリアルタイムの配信でありますとか、動画をより区民の方に発信するといったところについては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 たかはま副委員長——失礼しました。

阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 13階の職員食堂の跡地につきましては、現在、この庁内で職員の執務スペースが不足しているという状況から、シビックセンター改修基本計画の中で執務フロアの全体的見直しの中で、執務スペースということで使うということで、今、計画してございます。具体的な利用の課はまだこれから検討中ではございますが、そういう形で、今後、活用していくことで検討してございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 最後、区民の声のところ、最初にいただいた区長の御答弁については、ちゃんと区長に届いているということが住民自治の一手として非常に重要なことですし、意見を出される区民の方にとっても一つの希望になるなというふうに思います。情報公開で見ていると、ときにかなり辛辣な苦情のようなものもございますが、そういったところも受け止めて区政運営を進めていらっしゃる成澤区長には敬意を表したいなと思いますし、ぜひ継続していただきますようお願いいたします。

それから、広報課におかれましては、区民の声のホームページでの公開も、以前よりも拡充はしていただきましたけれども、ぜひ全件公開すべきであるということは重ねて主張させていただきます。

以上です。

○松平委員長 以上で、2款総務費の1項、総務管理費の2項、あ、失礼しました、総務管理費と、2項企画費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、2款総務費の3項徴税費から7項施設管理費の質疑に入ります。事項別明細

書の156ページから177ページまでの部分です。

理事者の移動がございますので、もう少々お待ちください。

(発言する人あり)

○松平委員長 大変失礼をいたしました。訂正をいたします。

事項別明細書の160、160ページから177ページまでの部分です。失礼いたしました。

それでは、財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、2款、3項から7項までの御説明をいたします。

160ページをお開きください。

3項徴税費、1目税務総務費6億1,525万1,000円でございます。

2目賦課徴収費1億4,174万4,000円、1番、特別区民税・都民税賦課事務の(1)特別徴収事務、給与支払報告書等処理委託による増でございます。

162ページをお開きください。

4項防災対策費、1目防災総務費1億8,434万1,000円でございます。

2目防災事業費5億9,380万3,000円、165ページの17番、防災センター管理運営、水防災監視システム機器更新による増でございます。

166ページをお開きください。

5項選挙費、1目選挙管理委員会費9,039万4,000円、4番、選挙人名簿調製、選挙システムの標準化による増でございます。

2目選挙啓発費459万4,000円でございます、1番、明るい選挙啓発事業の(1)推進委員「話しあい」活動、管外視察に係るバス借上げによる増でございます。

3目参議院議員選挙費1億7,460万6,000円、1番、参議院議員選挙費、選挙の実施による皆増でございます。

4目都議会議員選挙費1億4,291万6,000円、169ページの1番、都議会議員選挙費、選挙の実施による皆増でございます。

都知事選挙費については、皆減でございます。

6項監査委員費、1目監査委員費7,409万9,000円でございます。

170ページをお開きください。

7項施設管理費、1目施設保守費20億2,020万7,000円、1番、シビックセンター経費の(2)各種業務委託経費、労務単価及び物価高騰による増でございます。

2目施設整備費46億642万円、173ページの9番、シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事の皆増及び175ページの20番、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事の皆増による増でございます。

2款、3項から7項までの説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、松丸委員。

○松丸委員 私は防災ということで、165ページの一番上にある防災施設維持管理というところで、これ関口三丁目のあれですけども、私はちょっと角度違うんですけども、いわゆる昨日の日経新聞にも出ていましたけども、いわゆる災害、今、特に災害の際で、いろんな避難所の在り方とか、あとはトイレの問題とか、いろんなこの、去年の石川県での能登半島地震等々も含めて、この避難所の在り方、またトイレとか、いわゆる備蓄品だとか、いろんなことで議論になっているんですけども、一方で、災害のいわゆる、災害があったそれ以降のいわゆるごみ処理、災害のごみの問題というのが、昨日、これはちょっとだから清掃もちょっと絡むところあんだけど、災害の際の、当然そのいわゆるごみ置場、これ結構大きな課題がありまして、昨日の日経新聞なんかでいうと、いわゆる災害時に発生する廃棄物の仮置場を政令都市と23区の半数強が十分に確保してないことがいわゆる分かったということで、特に収集するサイドの初動対応が遅れれば衛生面の悪化や復興の停滞につながると。自治体が広域連携して処理する体制が必要になってくる、こういうあれを投げかけているんですけども、環境省によると、この災害廃棄物つつうのは、生ごみと同じく一般廃棄物に分類されて、原則は市区町村自体でやるということなんですよ。日経新聞が各、今言った政令都市の、また23区の実態を2024年の11月から2025年1月にかけて、この調査をしたところ、ほとんどの自治体がそういう災害の際の後のごみ処理というのは考えてはなかなかないと。ないというか、実際その場所もやはりなかなか難しいと。特に文京区なんかっていうのは非常に範囲が狭いということもあって、一定程度の処理ができるかという、これなかなか極めて難しい課題があるんですけども、ただ実際、これから首都直下型とか、南海トラフ等が地震があった際のこの試算が出ているんですけども、南海トラフ等地震では約3億トン、で、首都圏直下地震では1億トンがいわゆるこのごみが発生をします。そうすると、大体8年から4年、いわゆる処理するまでにかかってしまうというので、これ非常に避難所の在り方とか、今、いろんな議論をされている中で、その後の問題なんだけども、やっぱりしっかり文京区とし

でも、そういった災害の際のごみ処理の問題というのもやっぱり考えていかなきゃいけない部分というのは当然あると思うんですけども、その辺を防災課、これはリサイクル清掃課もちょっと絡んでくるんですけども、その辺はどういうふうに考えているのか。

また、東京都もこういう意識でね、今、例えば広域的なあれで、うちは特に隣接する新宿だとかいろんなところありますけども、そういう部分でのいろんな連携とか、そういうようなことが話し合われているのかどうか。そういうことをちょっと確認したい。

○松平委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 今、松丸委員から災害ごみのお話がありました。私ども災害のごみに関しての計画のほうを立てておりまして、実際にごみのどこに保管をするかということについては、箇所数を出して示しています。ただ、その規模ですとか程度によってどこにするかというのはその後になるかなと思っています。最大に問題になるのがですね、その災害ごみの出し方、これによって全くその後の様相が変わってくる形になってます。私ども災害ごみの出し方のところについては、区民の方たちに様々な形で、例えば燃えるごみですとか、どんと出されてしまうと、なかなかその処理が難しかったりもしますので、今ちょうど私どもプラスチックの分別回収の説明等入っておりますけれども、この辺のところも併せて災害ごみの部分、非常に私どもも重要というふうに思っていますので、その辺も含めた形での対応を考えておるところでございます。

以上です。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。文京区としてもね、そういった部分で環境リサイクル、環境政策のほうが中心となって考えているということで、非常に僕は安心した部分あるんですけども、これは専門家が言っているんですけども、やっぱり人が集まる都市部では物が大量にあると、ごみの発生量そのものを減らすためにも、家具を転倒、家具を固定するなど地道な取組も有効であるということで、やっぱり今、部長が言われたように、そういったごみの出し方っちゃうかね、この4月からプラスチックごみの回収がやりますけども、そういった中で、やはり区民の中にも、やっぱりそういう意識を啓蒙していくというか、ことは非常に僕もこれから大事だと思うんですね。決して他人事の問題じゃないわけであって、直接関わってくる問題であって、非常に今、避難所だとか物資だとかそういうことが注目されているんだけど、むしろその後の復興という部分においては非常に欠かせない部分なんで、ここはしっかりと、特に環境政策、それから防災と連携とりながら、やっぱりそういう対応をしっかりと行って

いただきたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。一応、要望です。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 163ページ、防災啓発資料整備ですね、1,300万円の予算ですけれども、この何ですかね、このここ数年というか、結構長く防災課に関しては様々な区民に対する防災のアプローチをして、かなり区民防災という意味では拡充されてきているんじゃないかと思います。様々なこういう啓発資料だとかガイドブック、もしくはハザードマップなんていうのも、文京区内に満遍なくまかれまして、去年はそなえて安心BOOKだとか、あれはカタログギフトだけじゃなくて、アンケートや区内の防災の豆知識なんかも入っている非常に貴重なものをつくられている。こういう活動に関して目を見張るものがあるって、区の防災しっかりしているなと思いますが、まず、簡単に今回の防災ガイド、啓発、あ、ガイドじゃない、ごめんなさい、啓発資料の整備では、どのようなものを考えているのかということと、最近ですね、益城町、熊本に視察に行ったときに防災で見にいったんですけれども、ペット防災についてちょっと話す機会があって、結構、益城町、ペット防災を個別に結構拡充して、迷子の札を配ったりいろんな工夫をされてたんですけれども、私なんかも地域で防災訓練とかをやっている中で、なかなかペット同伴、環境省とかでもペット同行避難というのは大体義務づけられているようなガイドブック、ガイドラインに書いてあるんですけど、なかなか避難所運営訓練の訓練をするときに、具体的にペットはどこに、ペットといっても犬から、犬や猫やいろんなペットがいますからね、そういったものをどこに、雨ざらしにしているわけにもいかないし、どこに保管するというのは、要は被災時の当日に決めようと思うとパニックになって、それはまとまらないので、やっぱりある程度、避難所33か所、防災課のリードの下、地域の方と話し合っ、どこにペットをゲージに入れて避難させるかというのを決めておいたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。そういったものを、そういったものをガイドラインとして資料に入れていただきたいし、そういったものを考えているかというのをちょっとまず聞きたいのと、それと、そなえて安心BOOK、昨年ですね、何度も言ってますけれども、能登半島地震が起きてから区長も防災課の皆さんも、ずっと新年会や至るところで区民に会うと、トイレが一番大事だということを言っていて、大分意識が高まって、トイレの大事さだとか、あとTKBですかFも合わせてですね、そういう生活必需品の被災地の大事さというのが伝わってきたと思うんですけども、そなえて安心BOOKの商品リストの中で、分かれればですね、トップスリーぐらいを、ちょっと私も興味があるし、皆さん区民に伝えたいので、まあ、区民の皆さんも興味があると思うんですけど、何が一番売れ筋だったのか、ちょっとお伺いした

いと思います。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、今後の防災啓発についてですけれども、今回、そなえて安心BOOKを全戸配布させていただきまして、我々もカタログを配って終わりということは決してしたくないということで、この流れをしっかりと来年度予算のほうにも継続していきたいと考えております。具体的には防災ガイドなどを改めて全面リニューアルしたりですとか、あと本年度、在宅避難のVRコンテンツなどもつくりましたので、そういったコンテンツを有効に活用しながら、引き続き防災啓発のほうは取り組んでいきたいと考えております。

また、ペット防災につきましては、よく避難所総合訓練をやるときに本部班の人たちに対して、図上で訓練ということで、どこに要配慮者のスペースを置くのか、また、あとどこにペットのスペースを確保するのかというところは、避難所総合訓練の中で個別にはさせていただいているところでございます。また、今後、避難所運営ガイドラインの改定というところも予定しておりますので、そういった考え方もしっかり検討していきたいと考えております。

また、そなえて安心BOOKの申込みですけれども、トップスリーで言いますと、まず、一番多かったのが1,000ポイントのビスケットになります。これが大体1万1,200、1万1,300弱ぐらいですね。恐らく、5,000ポイントまで申し込めて、4,000ポイントの品と、残り5,000ポイントまでということで選ばれる傾向があるのかなというふうには思っております。あと、2番目がモバイル充電器のほうが7,300件ほど。あと、その次が携帯トイレが6,300件ほどがでございます。ざっと上位を見ると、やはりライフラインということで、充電だとか、トイレだとか、そういった品がかなり多く見られるような状況でございます。

○松平委員長 それでは、12時となりましたので、午前中の質疑を終了したいと思います。午後は豪一委員、お願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

午後 0時01分 開会

午後 0時59分 開会

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、委員皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、豪一委員の質疑からお願いいたします。

○豪一委員 ペットの続き、ペット防災の続きから質問をさせていただきますね。

近年、文京の防災意識向上、区民の向上とか啓発活動に関してはしっかりとやっていただいていると思いますけれども、ペット防災に関しては、やっぱりどこの自治体もなかなか手を焼いているというか、なかなかどうしたらいいか分からないというふうになっているようですけれども、先ほど言った交流を持っている熊本市、熊本市だとか益城町だとか、各地の被災ペット対策における対応事例と課題となった事例というの、今、出ていますので、ぜひ、当然、防災課の皆さんも目を通しているかと思いますが、ぜひ直近であった災害のペットに関する課題なんていうのは事前に目を通せますのでね、検討材料にさせていただいて、ぜひ早めに取り入れて、区民の啓蒙活動だとか、とかですね、こういう資料作成には加えていただければと。また、各避難所とかの地域の方々との事前の打合せによって、罹災時にスムーズにペット同行避難ができるようにしていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

続きまして、災害用備蓄物資整備につきましては、今年ちょっと金額が小さいなと思いましたが、これに関しましては2月の補正で約7,000万加わったトータルで見ると例年と同じぐらいということで、これは承知いたしました。

続きまして、区民防災、次のページ、165ページ、9番、区民防災組織の育成、これは10年ほど前は防災リーダーが地域で、地域につくって、そういう防災リーダー中心、中心にですね、地域の避難訓練だとか避難所運営訓練やろうという機運を高めようと思ってましたが、その後、防災士の助成をするようになって、町会だとかに認められた方が助成金を受けて防災士になれると。今、直近では100名以上になったというふうにお伺い——違いましたっけ。まあ、ちょっと、じゃあ、一応人数を確認、ちょっと人数の確認とですね、防災士においては非常に最近、防災士の交流をするような会も毎年やっていただいている中で、情報交換もできて、いろんな地域の防災士と話をさせていただく中で、やっぱり多少温度差があるとか、そういうのをすごい感じていますけれども、防災士は増えているんですけども、まだ地域によっては防災士がまだいなかったり、防災士を中心とした避難所訓練とかの取組ができてないようなところがあるということも聞いていますけども、今後、そういった地域に関しては、どのように防災士をプッシュして自主的なこの防災訓練の活動とかにつなげていくかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、ペット防災につきましては、それぞれ既に被災した自治体のいろいろな事例なんかもありまして、民間事業者と協力した取組ですとか、そういった事例も我々と

しては把握をしております。やはり日頃からのまずしつけというところがまず大事というようなところもありますので、区民の方への周知啓発ですとか、あと、実際のスペースを分けるための事業者の協定というようなところも引き続き検討していきたいと考えております。

また、防災士ですけれども、現在、区の資格取得支援をさせていただいた防災士の方が、今現在93名まで拡大をしております。それぞれマンションの管理組合ですとか、避難所運営協議会の推薦を受けてということで資格取得をお願いをしております。つい金曜日、先週末の夜に防災士の資格を持っている方、うちの資格取得支援をしていない方にも少し声をかけさせていただきまして、セミナーのほうを開催をさせていただいております。少しやはり、今まで人数を増やすというところで我々取り組んできましたけれども、一定、100人レベルまで来たということで、今後は自主的な活動を応援できるように、少し受皿のほうも拡大をしていきたいなというふうに考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。ありがとうございます。まず、ペットに関しましては、私は犬を飼っているので犬中心になっちゃうんですけど、猫やウサギだとかいろいろなペットを、爬虫類を飼っている方もいらっしゃいますから、いろんなケースがあると思うんですけど、やはり飼い主のトレーニングの周知なんかも、今、課長おっしゃったようにすごい大事で、クレールの中にじっとしてられるようなトレーニングだとかね、繁殖が被災地でしないかだとか、そういったものを一つ、冊子だとかそういうのを保健所の犬を飼っている人たちのリストをやっぱり横串を刺して、そういったところにDMを流すとか、そういった取組もしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、あと最後に、165ページの10番ですね、これもここ近年、非常に力を入れている中高層マンションの防災対策支援なんですけれども、昨年もたしか言ったんですけど、私、エレベーターの閉じ込め防止の助成、文京区も今やっていますけれども、これ最近のエレベーターには閉じ込め防止結構についているって伺っているんですけど、結構閉じ込め防止がついてないエレベーターの数なんていうのは、これ、そこまでは分からないですね。分からない。分からない——ああ、そうですね。分かります、分かりました。

結構古いマンションの閉じ込め防止装置は新規に付けると結構お金がかかるそうなので、それに対しての助成金額が少し、どうなんです、少ないんだろうかななんて思うんですけど、その辺の検討というのは今後、需要によって検討していただける余地というのはあるのかどうかちょっと伺いたいです。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 災害時のエレベーターの閉じ込め対策ということで、数年前に助成金額を3万円から7万円に拡充をいたしました。その結果、昨年度の実績でいうと、それまで2件とか3件とかそのくらいだった実績が、昨年度43件ほどに急に拡大したということで、ほぼ、よくエレベーターの中にあるキャビネットみたいなものですね、それを購入するものとして、ほぼほぼ持ち出しがないぐらいの金額でいけているのかなというふうには感じています。

また、管理会社のほうが間に入っていて、いろいろ管理を請け負うよ、請け負っているマンションに声をかけていただいたりですとか、そういったところで実績を上げておりますので、今のところそれ以上拡充する予定はございませんけれども、今後、状況に応じて必要であれば研究はしていきたいと考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 どうもありがとうございます。やはり中高層マンションで一番怖いのは、もちろん倒壊というのが一番怖いかもしれませんが、例えば倒壊はあまりないというのを考えた場合、特に住民の恐怖になるのは、やっぱり一番は閉じ込めなんじゃないかなというふうに思うんですね、不安要素では。ですから、その辺の対策を引き続きやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○松平委員長 関連、関連でしょうか。

(「はい、関連です」と言う人あり)

○松平委員長 では、沢田委員。

○沢田委員 マンション防災に関してですけど、先日、歳入の審査で、マンション住民の在宅避難の厳しさを指摘したんですが、具体的には老朽化したマンションの多くは在宅避難に耐えられないんじゃないかという話をしました。先月の災害対策調査特別委員会の研究会でも、停電と断水が続く高層マンションでの避難生活は住民への負担が大き過ぎるという指摘があったんですね。文京区は住民の7割がマンション住まいですよ。その2割だとしても3万人を超えるわけです。これで避難所のキャパは本当に足りるんでしょうか。二次避難所など含めると、区内全体で何人避難者を収容できるお考えでしょうか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

(「全然関連じゃない」と言う人あり)

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 区では在宅避難を推進しておりまして、特に耐震性とか耐火性の高いマンションの方というところは、できれば在宅避難に取り組んでいただきたいというふうには考えているところでございます。実際に文京区の新しい被害想定で言えば、約2万6,000人を超える方が避難所に避難をするだろうと言われていた中で、今現在でいうと、令和4年の被害想定の見直しの時に算出した数字でいうと、区内全体で3万5,000人ぐらいの収容可能人数ということで算出をしております。ただ、一個一個の地域を見ると、どうしても100%を超えるというところもございまして、そのときの発災の状況によって避難者は想定以上に増えるということも考えられなくはないだろうというふうには考えているところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 その2万6,000人の被害想定、あ、被害想定の中には、多分ですけどね、10階以上の高層マンションに住んでいて、停電した、エレベーター停電していて、徒歩で毎日水にくんだりとか、階段を上り下りしたりする人たちも在宅避難者に入っていると思うんですよね。それがきつ過ぎるんじゃないかというのが先日の委員会での指摘だったんです。

あと、今おっしゃった令和4年算出の3.5万人というのは、これはもう恐らく来年度には都の避難所の環境整備指針が改定されて、区の場合も、恐らくそのスフィア基準に合わせていくと半減近い数になるんじゃないかと思われるんです。それで、二次避難所も含めて大体どのぐらいなのかということをお伺いしたいんですけど、要は恐らくあふれてくるんじゃないかと思うんですよね、その基準で考えると。そうすると、総括質問では同時多発火災の危険も指摘したんですけど、特に木密地域など住んでいる人は、住民は、火災で自宅も避難所も追われて行き場を失う可能性があるんですね。そうすると、残るは緊急避難場所しかないんですけど、その緊急避難場所には屋根もテントもない、文字どおり野ざらし雨ざらしの状態で水も食料もないわけです。それをどう考えていらっしゃるのかだけお伺いします。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 現在、国や都のほうでもですね、避難所生活の、避難所の生活環境の改善ということで、国際基準を将来的に目指すべき目標ということで示されているというところでございます。今、区の母数、地域防災計画のほうでは1人、1人当たり1.65というところで面積の計算はしておりますけれども、国際基準になれば、やはり委員御指摘のとおり半減して、収容できる人数というのは半減していくだろうというふうに思っています。一方で、施設のほうはなかなかすぐに大きくはなりませんので、今、我々としてできることは、やはり二次的な避難所を外に広げていくこと、また、在宅避難を推進することで、避難所への避難

者数というものを抑制することということなんだろうというふうには考えております。

今、緊急避難場所についても、一時的な滞在を想定していて、長期的な滞在を想定していないというような状況ですので、何か備蓄があるとか、何か生活ができるというような環境ではございません。そういったところも含めて、今後、避難される方というところを、が、どこに避難できるかというような場所なんかを拡大をしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 避難所の環境整備については、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っているんですね。逆に、それによって避難所からあふれるとか、あと実際に避難所を追われたりする住民も出てくる可能性ありますので、そういった場合の対策を今後も検討をいただきたい、特に来年度に関してはその重要な転機だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○松平委員長 それでは、品田委員。

○品田委員 私は165ページの中高層マンションの防災対策と、167ページの選挙費のところでお質問させていただきます。

先ほどの松丸委員の災害ごみのことは、本当に重要だというふうに思っています。質問じゃないんですけど、うちのマンションでは、防災士、防災士の御指導を、御指導をいただいて、災害が起きたときには、絶対にまずマンションのごみ集積場をクローズする、そして、自分のうちで全部ごみを確保、保管しておく。で、区の、区から収集の再開とか指示が出た段階で出すというふうにマンション内で決めているんですね。だから、そういうマンションとか個別の方には少しそういう御指導もしていただければな、そんな混乱がないのかなと思っていますので、ちょっと先に申し上げておきます。

私は本当に中高層マンションの防災対策、いろんなメニューを出していただいて、うちのマンションでも使っていますし、本当にそれぞれ役立っているのありがたいというふうに思っています。文京区ではマンションがとても多いので、集合住宅が多いので、そういったところで数をこなせるかなというふうに思っています。

ちょっと困ったのは、マンションでマンホールトイレを設置しようというふうに思ったんですが、お伺いしたら、もう下水道局行ってくれって言って振られて、それっきりになってしまったんで、もう少し寄り添った、できるか、そこに設置できるかできないかはもちろんあれなんですけど、マンホールトイレの設置にもう少し7年度は寄り添ったメニューにして

いただきたいというのが一つです。

ついでに、選挙のほうも申し上げます。167ページ、今年は都議会議員選挙と参議院選挙があります。で、それぞれ1億7,000万、1億4,000万ほど、都からも来るので、ちょっと去年、都知事選挙のときに、公営掲示板のポスターがあまりにも無秩序で見かねる様子がありました。もう見るに見かねる感じもあったのと、あとは枠外にも候補者が貼らなくちゃいけないということがあったんですが、都選管等、この改善があったのか、ぜひちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、マンションのマンホールトイレの設置助成につきましては、これまで工事費を主に、工事費ですとか、あとは上物の便座ですとか TENT ですとか、そういったものの購入費用に充てていただいていたところですが、やはり実績がなかなか上がらなかったというような現状があります。いろいろ相談を受けている中では、委員御指摘のとおり、我々が設置を助成するとなると、その敷地にそもそもマンホールトイレが設置できるのかどうかを調べないといけないということのお声をいただきまして、そういったところが一つ、実績の上がってこなかったハードルなのかなというふうにも感じております。そのため、来年度の予算の中では、工事費に合わせて設計、また、調査設計費も含めて助成金の対象とさせていただきまして、上限も30万円から100万円まで増額をさせていただいたところでございます。

○松平委員長 大武選挙管理委員会事務局長。

○大武選挙管理委員会事務局長 今、委員御指摘のとおり、昨年7月の東京都知事選挙におきましては、都選管のほうから指示のあった板面数48に対して実際の立候補者が56人と、板面が不足するという前代未聞の事態となりました。その中には、特定の政党のほうから同じようなポスターを何面も使用するようなこと、それが売買と言われるようなところの指摘もございました。こちらのポスター掲示場については、本人の名前を必ず分かりやすく記載すること、または、その売買になるようなことがあれば罰金刑というようなところで、現在、国のほうで公選法の改正が、今、衆議院のほうを通過し、3月中には改正見込みというところと認識してございます。

都選管のほうにおきましては、昨年の9月に都知事選挙が終わった後に、いわゆる23区の局長と都選管の課長が出席した会議の中で、私どももその点について指摘をさせていただきました。それに対して都選管の見解といたしましては、今回、急に立候補者数が直前になっ

て急に急増したというところで、あくまでも緊急避難的対応というところで、今後もこれを原則とする考えはないというところで、総務省と相談しながら合法的な範囲を探りながら対応可能なものとして実施したということで、私ども選挙管理、各区市町村の選挙管理委員会に対しても御迷惑をかけたということでお話がございましたので、また、先日の参考人招致、衆議院の制度改正の場でも同じ答弁をされてましたので、同じことがないように、私ども文京区としても都選管とともに連携を密にしながら、板面数の把握というところで努めていきたいと考えてございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 まずはマンホールトイレのほう、今年について、7年度についてはいろいろと寄り添った対応していただくことはありがたいと思います。設置できるところは増やしたほうがいいかなと思っているので、よろしくお願いします。

選挙のほうは、ポスターは本当に見かねた状態で、候補者が立候補するのは全然それは構わないことなんですけども、選挙って結構、事前審査ってあるじゃないですか、広報、私たちも。だから、もう少しポスターも事前審査の対象になるのか分からないけど、ちょっとどんなポスターなのかぐらいはちょっと見せていただければ、まあ、今回のような、ああ、ごめんなさい、都知事選挙のようなことがなかったのかなと思っていて、これからはちょっとそういうこともぜひ都選管のほうに、まあ、審査というとあれですけど、どういうポスターを考えているのかぐらいはちょっと、ちょっとあれしたほうがいい、調べたほうがいいのかなという気がいたしました。それは都選管や選管のあれですので、ですけど、ちょっとあまりにもポスターの、ちょっと目を見張る、見かねるというかだったので、そういうふうに申し上げます。

それから、これは要望です。いつも言ってもなかなか聞いていただけないんで、茗荷谷駅周辺に期日前投票の投票場所を、大塚地活にというふうにお話しした、なかなか実現できなかったんで、ぜひ御検討だけは要望しておきます。

以上です。

○松平委員長 それでは、宮野委員。

○宮野委員 163ページの4の妊産婦・乳児救護所についてまず伺います。

昨年、妊産婦・乳児救護所の一つである跡見学園で開かれたシンポジウムに私も参加をさせていただきました。跡見のほうと、あと貞静の2校で昨年は開設訓練が行われたということなんですけれども、そこで見えてきた、この妊産婦・乳児救護所の課題などがあれば伺い

たいと思います。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 昨年度、妊産婦・乳児救護所の訓練については、大学の職員の方ですとか、あと区の職員、また、向こうの学生さんにも参加をいただきながら、開設運営訓練などを実施しております。やはり、課題といたしましては、やはりこういった訓練というのは、今後も小さくても構わないので継続をしていかないといけないんだろうというようなところ、あと、やはり避難所でなかなか配慮が必要なお母さんですとか、その赤ちゃんですとか、そういった方たちへの配慮であったり、いわゆる赤ちゃん防災と言われるようなところの理解促進というところは、訓練に限らず、平時からやはりやっていかないといけないんだろうというふうには考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。計画的にね、そのような訓練を行っていただいていることは感謝しているんですけども、今、赤ちゃんとお母さんへの配慮という言言葉もありました。ぜひ私からお願いしたいことがあるんですけども、今、この妊産婦・乳児救護所の対象者が、妊婦の方と、あと乳児、乳児ということなのでゼロ歳児になりますね、及びその母親ということで、妊婦や乳児の父親であるとか兄弟は立ち入ることができないということになっているかと思います。避難所が開設されたときに、例えば妊婦さんに付き添って一緒に避難してきたお父さんとか兄弟が、じゃあ、ここでさようならというようなことになるのかなというふうに思います。ゼロ歳児だけ対象ということで、例えば1歳とか2歳のお子さんがいて、さらに、今、妊娠しているという状態のお母さんもいるかと思うんですけども、そういった1歳、2歳の子どもでもお母さんと一緒に過ごせなくなるということで、これは想像すると非常に酷だと思いますし、現実的に難しいんじゃないかなというふうに思っております。それならですね、妊産婦・乳児救護所じゃなくて、無理してでも一般の避難所に家族みんなで行ったほうがいいんじゃないかというようなことにもつながりかねないかと心配しております。なので、災害のときの不安軽減といったことのために、できるだけ家族みんなが妊産婦・乳児救護所で一緒に過ごせるようにしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 現在の妊産婦・乳児救護所の基本的なスキームとしましては、やはり女性限定というところの救護所として設置するということですので、今現在、正式にそのス

キームを変えるというところは少し難しいかなと思っております。ただ、一方で、災害時にいろんな状況がある中で、そういったルールを基本にしつつも、柔軟に対応しなければいけないケースというのもしっかり出てくるでしょうし、あと、妊産婦・乳児救護所のほかにも、ホテルだったりですとか、あと女子高校ですとか、そういったところの協力をいただきまして、女性のための二次的な避難所というところも我々取り組んでおりますので、そういったところと組み合わせながら対応していくのかなというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ、そういった具体的なケースも想像していただきながら対策をとっていただけたらと思いますので、お願いいたします。

それから、11番の防災訓練に関連して二つ伺いたいと思います。

一つ目が、避難所での性加害対策、性加害、性被害対策についてです。東日本大震災女性支援ネットワークという団体が行った東日本大震災での災害・復興時、両方における子どもと女性への暴力に関する事例調査によると、不同意性交や性的な嫌がらせといった性被害が29件報告されておりまして、その大半が避難所で発生しているということでした。避難所や仮設住宅での被害は、加害者が顔見知りであることが多いために、報復が怖かったり気まずくなったりというような状況で、声を上げにくいということです。災害時には平常時から存在する女性や子どもの脆弱性が増強するということで、こうした性被害が生まれやすいとされているんですけれども、区ではこの避難所での性加害、性被害についてどのように認識されて対策しているか、お伺いします。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 区の地域防災計画を昨年7月に修正しましたがけれども、その一つとして、その中の重点項目の一つとして、避難所の環境整備ですとか、あと、女性とか子どもへの配慮ということで、その中にはやはり避難所での治安対策なども重要な課題だというふうには捉えております。来年度の予算の中でも、備蓄資機材の購入の中で、防犯ブザーであったり、あとLEDのライトであったり、ケーブルロックであったりというところの防犯対策の資機材のほうは一定数量を購入する予定となっておりますので、そういった、なかなかマスコミ報道では起こらない、聞かないようなトラブルということは当然あるというふうな認識の下、対策は進めていきたいと考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。LEDというようなこともありますけれども、照明をつ

けて、できるだけ避難所の中で暗い、暗くなる場所を減らしたりですとか、授乳や着替え、洗濯などを安全に行える環境を整えるということももちろんなんですけれども、そういった、もしそういった被害が発生したときに相談できる場所とか、そういった担当者を避難所でぜひ決めて、見えるところに掲示するなりして、少しそれは抑止力にもつながると思いますけれども、そういった取組もぜひ今後進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、また、避難所生活ということは継続的な環境だと思いたくは思いますが、そういった加害者の方への警告とか、場合によっては加害者と被害者の分離とかということも必要になってくると思いますので、そこら辺のぜひマニュアルといいますか、対策を具体的に考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、最後に、先ほど豪一委員からもありましたが、ペット防災についてです。

これまで同行避難について様々議論してきたんですけれども、先ほどの豪一委員の御指摘も大変大切なことだと思います。まだまだやはり課題があるなと感じております。文京区は同行避難できるということになっておりますけれども、やはりケージで飼い主と離れた場所になって、先ほど日頃からのしつけも大事というようなお話ありましたけれども、災害時にそういったペットにストレスがかかって吠えてしまったり、パニックになってしまったり、熊本地震ではケージに入れたペットが盗難被害に遭うということもありました。アレルギーなどの衛生的な問題もあります。そんな中で、熊本地震で動物の専門学校がペット同伴の避難者専用の避難所として開放されたということで、非常にこれはいい取組だったなというふうに思っております。その後に熊本市が協定を結んだという話もありますけれども、ぜひ文京区でも、例えばお寺などスペースがある場所に協力をお願いするなどして、ペット同伴者専用の避難所を整備することも一つ方法として考えてはどうかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、避難所の相談業務というところなんですけれども、やはり被災地の状況なんか見ても、やはり治安対策ということで、トイレは一人で行かないですとか、そういった掲示があると、されていたというところは我々も把握をしております。やはり被害に遭った方にしっかり寄り添えるように相談体制なども、今後、避難所運営ガイドラインも改めて見直す機会もありますので、そういったところでしっかり検討はしていきたいと考えております。

ペット防災の部分につきましては、これまで避難所総合訓練の中でも、やはり飼い主への

しつけというようなところで啓発はさせていただいておりますが、一方で熊本地震のときのケースのように、学校ですとかそういったところの協力をいただきながらスペースを確保したということも聞いてはおります。今後、いろいろ我々も、やはり限られた避難所ではなかなか実現できないことも、事業者の協力なんかも少しずつあおぎながら、一つ一つ課題のほうには対応していきたいと考えております。

○松平委員長 渡邊危機管理室長。

○渡邊危機管理室長 今、宮野委員からの御指摘の避難所での性被害等に関する予防であるとか相談ということなんですけど、危機管理室においては、区内4署の警察署の警備課さんと顔の見える関係を構築しておりまして、災害時においても防災コーディネーターを4署からこちらに派遣してもらう覚書を、今、協議している最中です。ですので、避難所が開設した暁には、警察4署と協力をして、きちっと警察官に33避難所には巡回をしてもらうのであるとか、必要があれば制服で回ってもらうというようなこともこちらからオーダーができると思いますので、しっかりとそういったものを連携してやっている、防犯に取り組んでいるということを避難されている方にも御認識いただけるように、見えるような形で取り組んでいきたいというふうに考えて進めている最中でございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。警察のほうとも、今、連携に向けて動いていただいているということで、非常に心強く感じました。それが、今後、性被害の防止といった点でも役立つことを期待しております。

ペット防災については、今、区内の20世帯に1世帯が犬を飼っているような状況で、猫とかほかの動物も加えるともっと多いということで、ぜひペット同伴者専用の避難所ということもこれから前向きに検討していただきたいなと思います。

それから、最後に、これは指摘だけなんですけれども、165ページ、国民保護措置については、外敵からの武力攻撃が前提になっていて、専守防衛を超えるおそれがある内容になっていると理解しております。区としては、やはり文民の立場で住民の避難や救護措置を行うことを大前提にさせていただきたいと思いますので、ここは問題があるというふうに指摘をさせていただきます。

以上です。

○松平委員長 では、金子委員。

○金子委員 170ページ、171ページの施設管理費について聞きます。

施設整備費のこの年度の当初計上は46億円ですが、そのうち、シビック関連の経費というのは22億7,000万円余りで49%ぐらいになっているというふうに思います。この間、私たちはシビック改修基本計画についていろいろな角度から聞いてきました。今日は、シビック改修基本計画の41ページに(3)というのがあって、費用の縮減及び平準化というふうに書いてある部分があるんです。この平準化のほうについて、その角度でちょっと聞いていきたいと思うんですね。

この平準化というのは、この計画上は、年度による費用に大きな相違が発生しないように平準化を図ると、こう記載されているわけであります。総括の答弁で明らかにしていただいたように、決算値で言えばですね、この計画が始まった2018年度以降、6年間の決算額、庁舎にかかった経費というのが出ております。3.6億、2018年度が3.6億円、以降、4.5億円、26.1億円、13.8億円、51.7億円、6.9億円、これは2023年度です。で、新年度は決算で出ていませんから当初で見ると、今、私申し上げたような新年度は22億円。ちなみに、昨年度は当初計上で33億円というふうになっているわけでありましたけども、それで質問ですけどね、先ほど示したシビック改修計画による年度による費用に大きな相違が発生しないよう平準化というんですけども、実際は大きな相違が発生しているということはこれで明らかになったというふうに思いますけども、そういう認識はありますか。

○松平委員長 五木田保全技術課長。

○五木田保全技術課長 基本的には、基本計画に基づいて10年間で約、工事費税込みで200億円という数字を上げさせていただいています。基本的には平準化を目指してですね、ここに書いてあるとおり、総費用より大きな相違が発生しないようにやっていく予定です。基本的に、その中で、工事に当たっては、年度ごとに大きい工事、例えば大ホール・小ホール工事をやったときは、全体的に66億円かかっています。そういう意味では、あくまでも、かかる年もあれば、低い年もあると。例えば今年度は低く10億円以下にもなっていますので、低い年もあるということになりますので、その辺についてはそれぞれの年度ごとの予算も財政課と協議しながら、平準化を頭の中に認識をしながらやって、今、費用をですね、費用の分散化を図り、工事を進めているということになりますので、平準化に基づいた、ここに基本計画に書いてあることに準じて工事を行っているという認識でございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 認識とか、それから平準化を頭の中にといいんだけど、計画に書かれているんです、明確に。で、平準化できているというふうに明確には答弁されないわけですね。今、示

したのは、決算値の実額なんですよ。それは出っ込み引っ込みありますよって、確かにそうかもしれないです。で、私たち今回の投資的経費がどれぐらいかかっているのかと、そういう当初計上でも言葉の上では投資的経費というのが出てくるんですけどね、まあ、それはちょっと置いて、決算値で投資的経費に占める庁舎の改修費というのを示していただきました。過去の6年分やると、確かにこれは改修計画の分は106億円で、投資的経費というのは約1,000億円から10%ぐらいなんでね、大きな変動要因になっておりませんという、これは企画政策部長の答弁なんですけど、これはね、実額でそういうふうに答弁しても、これは力のない答弁なんです。投資的経費の中にどれぐらいの割合を占めているのかと、こういう点でこれは見ないといけないと思うんですね。

で、私やってみました。2018年からの6年間で、庁舎改修分、シビック改修計画に基づく改修計画の費用が投資的経費に占める割合、2018年度以降ですね、最初の年は2.1%、1.9%、12.5%、10%、30%、5.5%、ですから、今言ったポイントの数字で分かったように、最大と最小の振幅っていうのが15倍になるんですよ。2018年が2.1、それから、2022年度が30%ということで、15倍ですよ。これは今年の新年度の予算の説明では、投資的経費についてね、明化小の工事が一番できれば大きくなるんで、でかくなっているんだと、大きくなっているんだと、こういう説明がされました。だから、私ね、教育費の投資的経費が投資的経費の全体の中で占めている割合も計算してまいりました。先ほどと同様に2018年度からやりますと、19.7%、19.4%、18.5%、53.3%、33.4%、51.8%。これ最大と最小の振幅というのは、今言ったように18.5%と51.8%ですから、2.8倍におさまっているというふうに私は言うべきだと思うんですね。したがって、シビック改修費が投資的経費を大きくしたり縮小させたりする一番の変動要因になっていることは、これは極めて明白で、議論の余地はないというふうに思うんですけども、議論の余地がないですよ、これは。

それでね、私たちが一番問題だと考えるのは、2017年度に策定したシビック改修計画で、年度による費用が大きく、大きな相違が発生しないよう平準を図ると言っていると。この説明が成り立たなくなっているのに、いまだにこの計画の見直しというのは新年度になってからやりますというのが、到達ですよ。こういうね、計画示したと全く違う事態になっているということについてね、これ反省の弁を述べるべきだと思いますけども、そういう構えはありますか。

○松平委員長 五木田保全技術課長。

○五木田保全技術課長 こちらのほうの計画で、順次、工事を進めてますけども、計画の中に

ですね、今、委員あれば2ページになるんですけども、本計画に示された改修工事の内容、改修工事実施時期などは確定したものではなく、他の施策等と総合的に調整の上、実施を確定していくものだというふうに書いてございます。それに基づいてですね、やはり目指すところは平準化でやっていますけども、先ほどお話ししたように、いろいろな施策との調整等もありますし、予算との関係もございますので、多少前後して、工事は進めているというところでもございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 だから、平準化を目指したけど、できてないということをちゃんと認めるべきなんですよ。

それで、シビック改修計画は確かに10年計画です。設計したり、進行を見たりして、ようやく今度8年目に突入して、ようやく見直しの内容は説明しますって話になって、私、ちょっと触れましたけども、10年計画ですよ、普通、計画ものが、区のいろんな計画ありますけど、大体中間年で見直しとかやるんですね。やってないですよ。それで、このことについては、2019年の1月25日の総務委員会で、当時の施設管理部長さんがね、こういうふうに言っているんです。一般的に、このシビック改修計画というのは計画なので、中間で検証して、必要な見直しをして、この計画も当然していかなければならない。こういうふうに言ってたんですよ。やってないじゃないですか。で、これ部長答弁です、総務委員会で。部長さん、どうですか。これやってないことについて反省の弁を述べるべきですよ。

○松平委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 中間で検証したかというのはあれですけども、今回、物価高とか等ありますので、来年度、これについて検討、検討して、計画期間だとか、費用等を見直していこうというふうに考えてございます。

○松平委員長 金子委員——ん、その前に御答弁。

五木田保全技術課長。

○五木田保全技術課長 計画の見直しは、中間期ということでありましたけども、この工事を計画に基づいて工事を進めている間にはコロナ禍というのもございました。コロナ禍では工事がなかなかできなかったという問題もございます。その後に半導体問題ともいうものがありまして、機械設備等が延伸、なかなか手に入らないという状況もありました。また、さらに、建築資材や労務単価の上昇に応じた金銭的な影響をどのようなふう to 今後示したらいいかという問題もございましたので、中間期の見直しというのがちょっと難しいところであり

まして、このたび、大分落ち着いてきたことから、計画を見直していくというふうな考えで報告しているところでございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 シビック改修計画始まる時には、オリンピックの資材費高騰の影響が過ぎたら工事を集中させていくというようなことを言っていましたよ。その後、そういう状況が起きたと。今、物価高騰止まったんですか、そしたら。今度の最終日だって、柳町の小学校の増額分のところ出てくるわけでしょう。建設資材の高騰が止まったなんて話、そういう状況なんですか。違うでしょう。だからですね、この計画の、私が先ほど紹介した施設管理部長答弁、2019年1月25日、このときは、計画のまだ2年目、年で言うのですよ、年度でいうと1年目だったんだけど、2年目なので後期以降のこと、これは6年目からのことを言っているんですよ、後期以降のことを今ここで確定めいたことを御答弁するのは、御答弁するのは難しいと。確かにそのときは私たち、それ以上このことについて追求しなかった、質問してないですよ。別のことを質問しているんだけど、もう先ほど言ったように8年目になっているわけです。そういう状況があるなら、むしろ5年目、6年目で説明をするべきだったんですよ。これをやっていない。この総務委員会の答弁というのは部長さんの答弁ですから、行政の一貫性が全く見られないということを指摘をしておきながら、シビックの改修計画の中身をちょっと2点ほど確認したい。

今、今後、高層棟の執務フロア改修に入っていくって話になっているんですけども、上層階から改修しないといけないんだと。具体的には議会棟ですね。上層階から改修しないといけないというのは、シビック改修計画にどこかに書いてあるんですか。

それから、41ページに、この改修計画の、これは執務フロア棟に書いてあるんですけども、改修工事は仮移動なく原則居ながら改修なんだというふうに言っているんですよ。議会フロアも含めて。これ、今、聞いている計画は、これに全く反するやり方で計画がされているんだけど、これは原則じゃなくて例外ということになっているんですか。例外がこういう場合がありますってことはシビック改修計画には書いておりませんよ。どういうふうに説明されますか。

それから、ごめんなさい、まとめて最後聞きますけども、私たちはシビック、確かに築30年なのでね、全く何もやらなくていいなんてことは言っていないんです。例えば、シビック改修計画で当時から言っていた9階、8階の南側、北側それぞれですね、一番人数が多くてきついですと、戸籍のところもきついですって書いてありますね。そういうところをもっと早

くやるべきなんじゃないか。それから、先日、22階の議会フロア棟のエレベーターの防火扉が突然閉まりましたね、先月。そういうことなんかも、別に議会フロアだからたまたま僕らが気づいたわけだけども、それは防火扉だから、どの階だって同じような不具合があるんだったら、これはそういうものを早くやるべきだというふうに思いますよ。やっている部分もあるというふうに思うんですけども、そういうところに絞って最原点のところにやる、そういう視点で私は見直しを本格的にかけるべきときだと思いますよ。遅過ぎますけども、8年目では。どうですか。

○松平委員長 五木田保全技術課長。

○五木田保全技術課長 高層棟から改修工事を行っていくということについては、基本計画の中では書いてございません。これについては、具体的な工事計画の中でどういうふうにやっていくかというやり方の問題になりますので、基本、基本計画の中では示しているところではございません。

また、移転すること、原則、居ながら工事を原則としていますけども、トイレ工事とか、その他のところとかは、基本的には休業等をするところなく行っているところでございますけども、やはりここで原則ということを書かせていただいているのは、やっぱり所管課との調整とかいろいろございますので、居ながらじゃ安全対策にも、安全対策、安全対策上、工事ができないということもございますし、また、職員の数が大分増えて、内部で移りながらというのなかなか難しいところが工事を進めていく上では発生しましたので、居ながら、居ながらできなくなったのも事実でございますけども、なるべく負担がないように今後も工事をしていきたいと思います。

また、防火扉が壊れたとか、どういうことをのお話もございますけども、こちらのほうは、やっぱりシビックがもう30年近くたって、やっぱり見えないところ、皆様分らないところでも不具合が多く発生しているところでございます。それについては、必要に応じて工事を行っていききたいというふうに考えてございます。

あと、8階とか9階で厳しいところが、職員が多く、執務フロア、執務環境として好ましくないところがございますので、その辺については、今、先だった緊急的な処置としては、9階の介護保険課が18階のところに移って、18階は多少、1人当たりの面積余裕がありましたので、そういうような形で動かしていると。動かして4月から機能していくというような形になります。それに伴い、順次、執務フロアの改修は行っていききたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 今、一応、答弁ありましたけども、10年前に部長が中間検証すると言ったことについての申し開きは何もない。これは大問題だと言っておきたいと思います。

それで、最後にですね、このシビック改修との関係で、161ページの徴税費のこの特別徴収事務、これが8,600万計上されておりますね。財政課長さんの説明で、処理委託の増というふうにあったんです。これ幾らぐらいで、これ事前にお聞きしましたら、給与支払書、給与支払報告書の事務を行っていた21階の会議室がシビック改修で使えなくなる、外注するんですということになっています。これ外注費、幾ら増えるんですか。

○松平委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの外注、外注で委託を考えているところでございますけれども、入札を予定しておりますので、金額的には、今、申し上げることはなかなか難しいところでございます。

で、そのほか……。

(「予算額」と言う人あり)

○増田税務課長 失礼いたしました。ただ、予算額につきましても、大体増えている金額としては4,000万ほど増えているところでございますが、そのほかの委託料、封入封緘ですとか、そういったものもございますので、全体的にそういった賃金高騰のあおりを受けて上昇しておりますので、そういった金額を、一定来、4,000万ほど増えているというところでございます。

○増田税務課長 金子委員。

○金子委員 だから、そういうところに、シビック改修関連経費というのは及んでいるということなんですよ。だから、2019年の1月に当時の施設管理部長さんが言ったように、少なくとも途中で検証、見直しする、これをやるべきだと。やっていないことは大問題であり、シビック改修についての区民説明会が一回開かれてない、一回も開かれてない、この間ね。それは説明責任を欠く。それから、今日の審議で明らかになったように、行政の説明の一貫性も欠く。それから、冒頭申し上げたように、シビック改修経費が区財政、もしくは投資経費に影響を及ぼしている科学的な検討もされていない。この3点に基づいて、こうした予算についてはですね、抜本見直しと検証の期間、一回止めることが必要だということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

○増田税務課長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 先ほど委員がお話ししましたように、物価高騰が続いている中で、シビック改修を着実にやっていかないと、今後、幾らになるか、何年中止させればいいのかという部分も見えない中で、物価高騰を待っていたら、今後さらに経費が莫大にかかるということが想像されますので、シビック改修については中止する考えはございません。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 今の答弁は、3年前にやるべきなんです。遅きに失した答弁だというふうに指摘をしておきたいと思います。

○松平委員長 それでは、山田委員。

○山田委員 私は、165ページの防災事業費のところと、それから、171ページの施設保守、施設整備かな、それと173ページ、シビックセンター25・26階改修工事、この辺のところでお聞きしたいと思います。

まず、初めに、防災事業のところでの協定井戸のところがあると思うんですが、小日向でもよく町会で防犯パトロールを行って、そのたんに井戸が出るか出ないかを点検してて、大体が出ていないときが多いんですね。以前にも御指摘をさせていただいたんですけども、文京区全体で確か96か所でしたか、後で御答弁で訂正してくればいいんですけども、文京区内にあるその協定井戸をやはり全部チェックする必要がありますよねと。災害のときにいざとなったときに、あら、これも出ない、あれも出ないってなった場合というのは、ちょっと困るよねということで御提案をしました。その点検状況と、それから、あと水の出ない井戸についてはどうされたのかというところをお聞きしたい。

それと、あと、出ない井戸がそのまま防災協定井戸として置いとくのっていいのかなというあたりと、また、出ないのであれば、一時的にでも水が出ませんというような貼り紙も必要なのではないかなというところを教えてください。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 防災協定井戸につきましては、昨年度末現在で個人の方が所有する井戸ということで、87か所の防災協定井戸がございました。今年度の予算の中で防災協定井戸の実態調査を行わせていただいております。それらの状況を改めて把握をさせていただいております。中にはやはり、所有者の代が変わって井戸自体がなくなってしまったですとか、あと、建物の建て替えによって井戸がなくなったというようなこともあって、今のところ継続できるのが70件程度になるかなというふうに考えているところでございます。

この間、我々のほうも戸別訪問をしたということで、区のほうも防災協定井戸に対するポ

ンプの交換ですとか修繕の助成経費のほうも設けておりますので、そういったところでポンプの修理なんかにはつながったとは思っておりますが、全体の数というところが一定減るといふようなところもありますので、今後、さらに様々な機会を捉えて協力をお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、また、公共施設の再整備の機会なんかも捉えながら、井戸の設置も検討していきたいと考えております。

枯れてしまって既にはないものはもうなくなっておりますけれども、実際にポンプはあって、実際に出ないというところは、御指摘のような対策というところは検討させていただきたいと考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。継続できるって今言われたのが70とおっしゃられたのは、井戸そのものとしてはある、それとも、水が出て継続できるという意味、どちらなんですかね。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 細かく言うと、まず、継続まずできそうだとこのところが大体68件ほどあります。あと、協定を解除したいと言われた方が1件、あと、所有者自体がもう分からなくなっているというのが4件、あと、井戸自体がないというのが12件ほどあるということですので、なかなかないというのは、もう物理的にないというところですので、あとは所有者不明であったり、少し中途半端になっているような状況のところは継続できるかどうかというところのような状況でございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。そうすると、継続できる中にも、小日向の例がそうなんですけれども、水位、地下の水位が下がっていつてしまっているので出ないという状況であるところが結構多いんじゃないかというふうに思います。やっぱりそういったところは、やはり部品の交換だけの問題じゃなくて、まあ、物理的というんでしょうかね、その問題があるということとは、実際には災害になったときには機能しないという意味ですので、やはり対策をそれなりに打ち出していくのか、新しく井戸ってつくることができるのかしら、ちょっと分からないんですけれども、考えていつていただけたらなというふうに、そのままにしておいておかれるのだけはちょっと避けていただきたいなというふうには思います。

それと、次に広報のところでもお聞きしたドローンのことなんですけれども……。

○松平委員長 質疑の途中ではございますが、委員会審査を一時中断をし、1分間の黙祷を行

いたいと思います。

(起立・黙祷)

○松平委員長 御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、山田委員の質疑から委員会を再開したいと思います。

○山田委員 はい。次に、まあ、途中からですね、災害時の被害状況を確認する手段として、文京区はどんなことをされている、どんなふうに行われているんですかって前お聞きしたときに、警察や消防署からの連絡だったり、それから町会等からのメールまたはファクス、それからSNSの投稿などでそういったものを把握するというふうにお聞きしました。やはり、広報のときにも提案しましたが、やはり今、災害の手段、手段として、地方だけではなく23区でもドローンを活用してその被害状況を把握するところが増えております。他区ではやはり職員が操縦資格を取得したりとか、また、あと民間と連携して、ドローンは持っていないけれども民間と連携しているところもあるように、ドローンが災害時に活躍することは非常に認められていることでもあります。文京区でもね、ぜひドローンを飛ばして被害状況を把握する、目視では見えないところが見えてくると。あとは、最近のものと100メートル先まで声が届くものもあるらしいんですね。そういったところをぜひ検討して行ってほしいなというふうに思います。じゃあ、それだけ。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 ドローンの活用につきましては、発災後、やはり迅速な情報収集というところは、我々災害対策本部を担う立場としても重要なことなんだというふうに考えております。ありとあらゆるチャンネルを使いながら情報の収集には当たりますが、ドローンも、ここ近年、いろいろな発展を遂げていて、いろいろな使い方がされているということで、情報を収集する手段であったり、また、物を運ぶ手段としても使われていたりというようなところは承知をしているところでございます。高所からの情報収集というような点では、このシビックセンターに高所カメラはございますけれども、それを補完するといった意味では、ドローンの活用というのは有効なんだろうというふうには考えております。今、民間事業者も含めて検討を進めておりますので、今後、他自治体の事例なども参考にしながら研究は進めていきたいと考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 次に、施設整備のところ、まず1階の受付です。私、よく予算のたんびにこれは提案させていただいているんですが、去年2月にB+（ビータス）の実証事業としてA I

による受付が設置されました。あ、いよいよ文京区もかなというふうに期待をしたんですが、あの後でその事業がどうなったのか、あれを何か参考に施設管理と共有したことというのはあるのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○松平委員長 岡村政策研究担当課長。

○岡村政策研究担当課長 B+（ビータス）に関するお尋ねでございます。5年度の実証事業といたしまして、B+（ビータス）のほうでアバター映像による、を使った機器による窓口案内を行うといった事業を行わせていただきました。こちらの事業につきましては、窓口機能の補助的な役割という可能性を探るための機会として実施をしたところでございまして、その実証事業に当たりましては、施設管理課とも協力をしながら進めたところでございます。

そちらにつきましては、検証において、一定、成果は見られたんですけれども、また、逆に課題も見られたというようなところもございまして、実装にはまだ至っていないところなんですけれども、検証を通じて事業者におけるB+（ビータス）事業での成果というようなところは一定あったというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。課題はあるものの、一定の成果はあったというのは事業としてということだと思えますけれども、私はやはり1階に、毎回言うんですけれども、あの受付の場所が、やはり人も配置がエレベーターの裏と、それから、今ある大ホールのところの脇の受付と、それから、あとエレベーター裏のここにいる人がさらにいる配置というのが、どうも無駄ではないのかなということを以前からも御指摘させていただいております。それはやはりエレベーター裏のほうにAIを用いた受付というのを、いや、これまでもこの受付をもう少し、千代田区のような、このようなすばらしい、きれいな、センスのあると言ったら失礼なんですけれども、やはり入り口、見栄え、大切なんですね。なので、こういったように変えてくださいというふうにずっと御提案をしてきましたが、それでも変わらずあるわけですが、いよいよそういったAIを使つての受付というのを導入していくことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

その際にはですね、これもまだ前回、このインフォメーションというのは、通常、インフォメーション「i」を使って、このロゴマークははてなマークではなくて、「i」を置くとところが多いですよって言っているにもかかわらず、まだここもはてなマークのままであったということもちょっと御指摘をさせていただきたいというふうに思っております。ぜひ御検討をいただけたらと思います。

で、——ああ、いいや。すいません。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 1階の総合案内につきましては、やはり従前から春日通り側、それから礪川公園側から、どちらからいらっしゃる区民の方、来庁者の方からも、分かりやすい場所ということで、現在の場所で運営をしている状況でございます。また、照明等についても、一部、ちょっと薄暗いというような声もいただきまして、最近、LED照明のほうに更新をして、より明るくなるような対応もさせていただいてございます。また、コンシェルジュにつきましては、1人、エレベーターの裏のほうに配置をして、そういった丁寧な対応ということでこれまでも心がけてきているところでございますので、AIの導入については、また、他自治体の動向も見ながら研究してまいりたいと思っております。

また、ロゴマークのクエスチョンのところですが、1階には、御案内のとおり、近隣に観光インフォメーションがございます。そちらは「i」のロゴを使ってございまして、そちらとのすみ分けをする必要があるというところで、クエスチョンマークでこちらのほうは引き続き運用してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 まあ、まあ、まあ、ちょっとどうかなというような感じがします。はい、また、また引き続き提案していきたいと思っております。

次に、シビックセンターの25階の活用なんですけど、以前に私、ここの活用については、スタートアップをする起業家さん向けにインキュベーション施設としてはどうかという御提案をさせていただきました。ただ、今回、区民の皆さんからいただいたアンケートも読ませていただいたんですけども、中には、インキュベーション施設にという声もありました。ただ、区の答弁を読んだら、あ、なるほどなと思ったんですけど、施設の有効活用及び多世代の方々による多目的な利用を考えているから、常時固定での利用は難しいというふうに答弁をされていました。あ、確かに多世代で、それから施設、多世代での有効活用を考えると難しいなというふうに、まあ、ちょっと納得はいたしました。

で、あるならばなんですけど、多世代による多目的な利用を促すという意味で、スタートアップをやはり応援してほしい。その意味でも、例えばこの25階の施設、会議室二つと、あと大きな多目的ホールをつくるわけですけども、そこの予約に対して優先登録枠というのをスタートアップ、例えば創業して5年だったりとか、そういう人たちに優先登録枠を入れてはどうかということをお聞きしたい。それはなぜかという、あのスタートアップの方た

ちというのは、いろんなお客様との打合せとか、あと交流とか、そういうのを非常にいろんな場所でやられることが多いんですね。それとあと、東京会議所の文京支部でも、企業間交流というものも行われていて、今使われているのが湯島ガーデンパレスだったりするわけですね。あとは、シビック小ホールを使ってやっているときもあるんですけども、そういった利用で、あの展望の見晴らしのいいところに、そういったスタートアップの企業さんもそこでいろんな交流会ができたりとか、打合せができるということはね、やはりまた士気も上がっていい交渉に導いてあげられるのかなというふうな、そういうふうな思いもあります。

それと、あと、これ例としては、東京商工会議所の目黒区では、女性経営者の交流会というのを盛んにやっています。だから、そういった方たちの交流会の場所としてでも非常に有効ではないかなと思います。

それと、そう、それと、私がなぜ最初に去年スタートアップをつて言ったかといいますと、あそこの場所というのが、シビックの建物そのものの外観が、管制、空港の管制塔のように見えるというお話を以前させていただいたんですね。その、そういったところだから、そこから世界に羽ばたくスタートアップたちを応援するんだという、すごくこのイメージとして大変マッチングがしやすい。そんなふうに御提案したときに、ちょっと私、その後見てたら、なんと東京都の認定インキュベーションオフィスの名称で、ビジネスエアポート品川とか、ビジネスエアポート神田とか、こういったビジネスエアポートを頭につけている名称が東京都の認定インキュベーションオフィスにはあるんですね。なので、私の言っていることもそう外れてはいないななんていうふうに、イメージとしてなんですけども、ぜひ多世代の人たちの有効活用という意味では、その視点でも、場所をつくるというよりも、登録、優先登録をさせてあげて、予約ができるような形にしてさしあげてほしいなと思います。

それと、あと、一気に聞いてしまいます。展望フロアとしてのシビックセンター、これが23区の「One23」（ワンツースリー）という冊子で議員たちに配られるんですけども、1位が何とやはりこの文京シビックセンターなんですね、ここにあるんですけども。この展望フロアを使って、ちょうど夜景が見えるあそのコーナーを使って、季節、期間限定的にお酒が飲めたりとか夜景が楽しめる空間を限定で、期間限定でつくってはいるんですけども、あれをもう少し四季ごとに増やすとかしたらどうなのかなというふうに思うんですが、何かできない理由はあるのかなというのがあればお聞きしたい。

なぜかという、やはりここに書いてあるんですけども、しみじみとあその場所って、ここがすごいというふうに書いてあるんですけども、私も分からなかったんですが、シビ

ックセンターの展望ラウンジは、窓ガラスの角度を斜めに傾けて設計し、さらに館内照明の配置を工夫することで、極力、映り込みを軽減して、宝石をちりばめたような東京の夜景をたっぷり楽しめますよって書いてあるんですね。ガラスが斜めになっているのは知っていたけれど、あ、こういう意味があったのかというのは初めて私も知りました。なので、こういった、もう、何というんだろう、こんなに工夫が凝らされているところをね、やはりもっともっと有効に活躍していただくためには、25階の多目的ルーム、会議室とか、ああいったところが、オープンスペースが整備されるのであれば、ぜひともここも一緒に人を呼び込めるような空間として、イベントもともにもっとレベルアップして考えていただけたらなというふうに思いました。

以上ですけども、もし何かあれば。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 25階の旧レストランススペースの活用につきましては、区民会議室を基本という形では考えている関係上、そういった施設予約ネット等でお申込みをしてという、そういう枠組みの中で基本運営していくような形とはなりますけれども、それ以外の用途として、イベント等で活用する中で、委員御提案のそういった、こちらのスカイビューラウンジバーとかで展望ラウンジを利用してということもございますので、そういった場合に一体的に利用するような形で、お酒も楽しみながら、そういった景色も眺望も楽しみながらというような、そういった空間にしていくようなこともございますし、インキュベーションオフィスということもございましたが、なかなかその固定的な利用というのはちょっと現状では難しいという中で、そういったイベント等ですね、そういった団体さん等にお集まりいただくような場ですか、場を設定するですとか、そういう中で、そういった交流の機会も設けていければというふうには考えてございます。

○松平委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 スタートアップ支援の話がありましたので、少し答えさせていただきます。

まず、文京区では二つの大きな拠点がこれからできます。まず一つは、GROWTH文京飯田橋ということで、住友不動産と協定を結びまして、スタートアップを支援しております。また、これから元町のウェルネスパークのほうでは順天堂A I インキュベーションファームも立ち上がるようになっております。また、来年度は、これまで行っていた異種間業種交流なんです、これをベンチャー企業と区内の中小企業が実際のマッチングを目指す形での交流も考えております。こういった形でスタートアップをしっかりと支援してまいります。

○松平委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 25階のイベントでございます。コロナ禍で中止してございましたが、本年、2回ほど開催いたしまして、大変好評のうちに終了させていただいております。間もなく25階、工事になって、今、閉鎖してございますが、この工事が明けた際には、施設管理部ともお話はさせていただいておりますが、イベントホール等も使いながら、開催について改めて検討を行う予定としてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。インキュベーションオフィスというふうに、今、出ましたけれど、私、あそこ、もうインキュベーションオフィスじゃなくて、優先登録としてお考えいただけますかって言ったので、そこだけはちょっと訂正しておきます。

あと、GROWTH飯田橋のほうのインキュベーションオフィスも、いつまであるのか、じゃないですか。なので、やはりこの25階というもので、また、そういった代替案もあるかなというふうには思っております。

そして、あと課長、区民会議室という言葉をされると、どうしても区民の人たちは、普通に5階にあった会議室のあの利用をイメージしてしまうので、私、総務区民委員会でもお話ししたんですが、区民会議室という言い方じゃなくて、なんでしょうかね、多目的ルームA・Bみたいな感じにはならないのかなというふうに思うんですけども、非常にその会議室というのが独り歩きしてしまうのが非常にちょっと心配です。それだけは申し添えておきます。

以上です。

○松平委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 すいません。163ページの3の災害用備蓄物資整備の(1)の非常食なんですけども、熊本、能登半島地震の教訓というか、やはり先ほどから議論がありました避難所の生活環境の改善に図られているところでございますが、その中で非常食なんですけどね、以前はワカメ御飯とかクラッカーとかというようなものが、五目御飯やシチュー、リゾットなどね、バラエティーに富んだ非常食になっているのは評価するところなんですけども、どうしても炭水化物に頼りがちといいますか、栄養バランスが取れない状況が続くと、体調不良にもなりやすくなるということで、実際、熊本地震のときに、管理、管理栄養士として被災者の健康管理をした女子栄養大学の准教授の方がおっしゃっていたんですけども、避難所の食事はビタミンやカルシウムが不足して、口内炎や便秘を訴える被災者が多かったと。栄養を考えた食事

をとれば、復興復旧に向けた活動への力も湧くはずだというふうにも言っておりました。そういう意味では、栄養バランスのとれた非常食というのも非常に大事なと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 非常食につきましては、委員御指摘のとおり、やはり炭水化物が非常に多くて、ビタミンであったり、そういった栄養バランスというところはなかなか課題があるんだろうというふうに考えております。我々も非常食の選定に当たっては、やはり保存期間ですとか、あとアレルギー対応ですとか、そういったところを見ながら選定をしておりますが、なかなか今、それに適した非常食と言われるような物がなかなか市場になくて、今後、やはり課題としては捉えておりますので、今後、そのような商品開発なんかも含めて研究はしていきたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かに、品物がそろわなければ意味のないことになってしまいますけど、まあ、でも、こういった観点もやっぱり持っていくことも、やっぱり今後大事なのかなと。准教授の方もおっしゃっていますけども、やはり偏った食事になると本当に体力的にもそうですけど、やっぱり精神的にもやっぱりよくないのかなという、影響が出てくるのかなというふうにも思いますので、徐々にでも商品も含め、移行していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、次に、165ページの防災施設維持管理費の中の、総括質問でもちょっと触れさせていただきましたけども、いわゆる備蓄基本計画の作成ということで、来年度、作成をしていくわけですが、備蓄基本計画を作成して備蓄品目や更新サイクルのほか、円滑な地域内輸送を行うための物資の配置計画など、災害時に備えた適切な管理体制を整備していきますという御答弁だったんですけども、今、文京区と災害協定を結んでいる、いわゆるトラック協会の文京支部さんが、こういったやっぱり管理体制のノウハウもお持ちのようなんですけども、その辺は協力をあおいだりなんか、今後、どうなのでしょう。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 備蓄基本計画を来年度から策定に着手しようというところでございます。現在、区では、避難所となる学校の備蓄倉庫のほかに、地域の拠点倉庫にもそれぞれ備蓄物資を備蓄しておりますけれども、今般、国とか都において、避難所の生活環境の改善ということで、先ほどの栄養バランスもそうですけれども、求められる備蓄品目などがなかなか変わ

ってきているんだろうというふうに考えております。これまで区としても、備蓄、適正努めておりましたけれども、これからの課題として、今後求められる備蓄品目、また更新サイクルの考え方、あと、誰の備蓄品をどこに置くのかというような地域内輸送も含めた考え方を改めて我々の備蓄を担当する者のガイドラインとして計画を策定しようというふうに思っています。やはり物流の関係になると、やはり専門性が非常に高くなりますので、コンサルの事業者というのは入札等で決めさせていただきますが、また、いろいろ協定を結ぶトラック協会ですとか、そういった専門性を持った方たちにもいろいろ御意見いただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。トラック協会さんは、熊本地震や能登半島地震でも緊急に救援物資を運んでいただいたりしているわけですが、さっき言ったいわゆる地域内輸送も含めて、平時からの、そういった緊急時だけじゃなくて、やっぱり平時からの協会との連携も大事かなと思いますので、その辺は情報交換等をしていただきながら、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、最後に、170ページの施設整備費ですけども、先ほどシビックセンターの改修計画については議論がありますけども、やはり、改めて言うまでもありませんけども、文京区を中心拠点でもありますし、特に防災においては非常に大事なところになっていると思います。また、先ほど山田委員も文京区のシンボリックな話もございました。やはり何か不具合があってはやっぱりいけないと思いますので、その辺はしっかり取り組んでいただければと思います。

私が聞きたかったところは、今後、整備に当たっては、やはりよく言われるZEB化をやっぱり積極的に進めていただければと思うんですけども、今後、今、予定されているのが小日向と新たな青少年プラザですかね。今後の取組、意気込みといいますか、その辺伺いたいと思います。

○松平委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 公共施設の整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の中でも、脱炭素に向けた取組というのが記載されておりますし、また、3月に改定されます第4次文京区、文京区役所地球温暖化対策実行計画においても、区有施設の新築・改築時には原則ZEB Ready相当以上を目指すというふうにしております。委員から御指摘のありました、青少年プラザ、それから小日向台町小学校、それから、これから設計に着手します千駄木小学校ほ

か施設についても、まずはZEB Readyを目指してやっていこうということで、これから脱炭素化に向けて設計のほうも取り組んでいく考えでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かにというか、費用もかかりますしね、その辺もやっぱり含めながら、ZEB化、省エネ化というものもやっぱり、さっき言いました地球温暖化の推進計画の中でも明記されていくと思いますけども、その辺もやっぱりしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松平委員長 それでは、山本委員。

○山本委員 165ページの防災訓練でまず一つということで、いろいろ様々な訓練をされていることは承知をしております。最近ちょっと私が目につくというか、気になっているというか、非常にいいなと思って見ているのは、宿泊防災訓練のほうを、あ、これ学校教育費になるのかな——オーケー、学校か。じゃあ、それはその学校のときに聞きます。

そうしたら、次の165ページの自主防災パトロールカー運行ということでお聞きしたいんですけれども、この費用に関しては、恐らく地下にとまっている青パトというか——じゃないですか。車がとまっているやつ費用だと思うんですけれども、いわゆるそのほかに一般区民の方で、自主防災パトロールの登録をして、手続をして、自主的に区内を安全パトロールして運行しているということがあると思うんですけれども、その辺の今、台数、件数というのはどれぐらいになっているんでしょうか。

○松平委員長 横山危機管理課長。

○横山危機管理課長 委員御指摘のとおり、こちらはいわゆる青色防犯パトロールカーの運行に関するものとなっております。それで、職員以外で登録している方は3名いらっしゃるんですけど、実質、ふだんよく来ていただいている方は1名になっております。パトロールカーについては、区の職員が自主的に運行するものと、もう一台ございます。合計2台になります。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。私の感覚では、もう少しあった、あるのかなというふうに思ってたんですけど、これはあれですか、もう経年的に区民の方たちが運行する件数が少なくなっている状況なんですか。

○松平委員長 横山危機管理課長。

○横山危機管理課長 区の職員が主体となって活動しているものが現在のところはほとんどになっておりますので、それ以外で走っているものもないわけではございませんが、現状はそういう形になっております。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 別に何をということじゃないんですけれども、現状は分かりました上で、私ももちろん区内でよく動くことが多いものですから、青色パトロールカーをたまに見かけることはあります。これ、運行日数ですとか、運行走行距離ですとか、いろいろ決めがあると思うんですけども、そういった中で、今の件数がないのも含めてですね、ほとんど自主的に区の職員がやっているという現状を踏まえて、効果的なものというのはどれくらいあるのかと。実効性があるものはどれくらいあるものかということをちょっとお伺いしたいんですけど、感覚を教えてください。

○松平委員長 横山危機管理課長。

○横山危機管理課長 青色パトロールカーの活動については、令和5年度は140回行っております。令和6年度は1月末現在で132回行っておるところです。大体週に二、三回行っておると、あと不審者情報や特殊詐欺の情報が入った場合には、緊急的にも機動的にパトロールを行っておりますので、そういった形で区民の方の安全を守るという活動をしているところですよ。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 今、ちょっと気になったのが、機動的にパトロールするという、何かあったときに飛んでいくということだと思うんですけど、そういう使い方は非常にいいかと思いますが、ふだん区内を一周してパトロールということに関して言えば、まあ、ほかの区でもやっているのを見ますけども、うーん、走ってるなという感覚はありますけども、実際に回ったことによって抑止力的なものがどれくらいあるのかなというふうに若干思うところがある中で、ある中で、これがらっと変わっちゃうんですけども、区内には別に車を使わなくても区民の防災組織ですとか、今では各、多くなって、かなり多くなってきていると思う、町会等で防犯パトロールですとか、あとは子どもパトロールですとか、いろんな形でいろんなやることがあると思うんですけど、こちらのパトロールの車の抑止力以上に、そういった区民の自主的な防災、防犯パトロールが各所で行われているというふうに感じているんですけども、この辺のバランスというか、車にかかる費用よりも、そっちの防災・防犯パトロールやっている人たちへの、まあ、今もやっているんだろうと思いますけども、何らかの支援の予

算の拡充をしていく方針、方向のほうが好ましいのではないかなということで聞いておりますが、どうでしょうか。

○松平委員長 横山危機管理課長。

○横山危機管理課長 普段の防犯パトロール活動については、大体午後の2時頃から小・中、小学校の下校時間に合わせてスタートする形が多くなっております。それ以外のときに緊急の情報が入った場合には、そちらの対応もしておるところです。あと、各警察署もそれぞれ不審者情報等は共有しておりますので、そちらとも連携をとりながら、いろいろな活動をしていただいて、我々の危機管理課だけの活動だけではなく、警察4署と地域の団体と連携をしながらですね、これからも安心・安全をお届けできるように活動していきたいと考えております。

○松平委員長 渡邊危機管理室長。

○渡邊危機管理室長 現在、文京区の中では、やはり特殊詐欺の件数が減らないというところに、特に額については大きい額が詐欺として被害があがっているということを問題視しています。ですので、登下校のときとか、区民の町会の皆様が日常的に防犯の活動をやっているのは感謝しているんですけども、一方で、先ほど危機管理課長が申し上げている緊急的な情報というのは、警察署から実際に受け子だのなんだのという、そういった情報が我々のところにも直接入るんですね。それが入った段階で、その地域に青色パトロールカーを派遣をして、その地域を重点的に巡回するということをやっているんですね。ですので、一定程度その地区が限定された活動を青色パトロールカーはやっている。なかなか委員御質問の効果はどうなんだと言われますと、なかなかその効果が上がっているという状態ではありませんが、その取組をしても数が減らないということが課題なので、現時点で青色パトロールカーを減らしていくという考え方はありませんので、御理解いただければと思います。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 青色パトロールカーの必要性、実効性は、今、お話でよく分かりましたけれども、その答弁の中にちらっと、区民の防災・防犯パトロール等には感謝していますという感謝で終わっちゃったんで、じゃなくて、そっちのほうの支援もちょっとお願いしたいなということ聞いたんですけど、答えられなければいいです。あ、課長さん、よろしく。

○松平委員長 横山危機管理課長。

○横山危機管理課長 現行の制度で安全・安心まちづくり活動する団体に対する支援ということで、地域における防犯のための見守り活動を行っているところについては、ベストですと

か腕章を購入した費用の2分の1補助というのがありまして、補助限度額10万円となっております。

○松平委員長 では、山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

続きまして、171ページのシビックセンター経費ということで、これ維持管理経費だと思う、17、約17億円ということで、これちょっと時折、予算・決算の中で見させていただいておりますけども、私の感覚では、一時期大分経費削減をされたと思うんですけども、十二、三億ぐらいたったような気がするんですが、この16億7,800万という数字、やっぱりこれは目下の物価の高騰等によるもので若干増えた、増えたのか、ちょっと確認はしてませんが、増えたというふうな認識なんですけど、そういうことでしょうか。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 すいません、失礼しました。こちらのシビックセンター経費の中の(2)番の各種業務委託経費のところでは、例えば警備委託、それから総合案内の業務委託、清掃委託、こういった部分については、最低報酬というところを、今回、予算要求に当たって、そういった部分を積算に含めて見込んだというところで、警備では約3,000万、電話交換では1,500万、あと、総合案内では1,900万、清掃では3,000万弱ということの増額というふうになってございます。それ以外に(3)のところ、2番の区民施設経費のところでもシビックホールの清掃業務、こちらが700万、それから、シビックの駐車場の管理業務、こちら1,200万弱の増額というふうになってございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 やはりそういうことだというふうに認識をさせていただきましたが、やっぱり不断な行財政改革という観点の中で、この委託経費に関することなんですけども、例えば清掃事業、そしてまた警備、また、ここの館内に常駐している24時間対応の機械設備ですとか、そういうところの対応をしてくれる会社が入っているかと思っておりますけども、例えばその契約の中で、分かりませんけども、清掃業務、例えば清掃業務に関して、週に何回、そして何人、何人の体制でということが、ある程度、仕様書の中で出てくるかと思うんですけども、その辺の業者から出てくる仕様書の中身に関して、こちらから口を挟んで、もうちょっとここを削減したほうがいいんじゃないか、もう少しここはこんなに要らないんじゃないかというような、助言というか、指導というか、そういうことは言える、言えるんでしょうか。言ってくれ、言ってくれてますでしょうか。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 清掃業務については、日常清掃、それから定期清掃とか、特殊清掃とか、様々な業務を日々行っていただいております。その中で、毎年、契約に当たっては、当然、仕様書の内容を見直しをかけた上で必要な業務をやっていただくということで、そこはこちらの区側のほうである程度精査をさせていただいた上で、必要な清掃業務を行うというやり方で進めてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 例えば、私、ちょっと車を使うことが多いんでね、よく駐車場のほうで利用させていただいて、もう本当に古くからいる警備員の方が一生懸命やっていただいて、それはそれであれなんですけど、まあ、でも、私が見る限りでは、そんなに人、要らないんじゃないかなみたいな、結構思っているところがあって、まあまあ、無駄とは言いませんが、そこまでやらなくてもいい体制なんじゃないかなというところがちょっとあるものですから、その辺のチェックですとか、役所として内容の把握ですとか、そういうのは普段やられているんでしょうか。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 清掃業務も含めてですね、警備とかそういったところは毎日、毎朝、夕方と、こちらの担当職員と従事いただく業者の職員との間で、日々の予定ですとか、業務の遂行内容等を確認させていただくようなことは行っておりますし、清掃については、日々いろいろな場所で、例えばコーヒーをこぼしてしまったとか、汚れが急遽発生したときの緊急対応ということも随時やっていただいて、この施設内の環境整備を力を尽くしていただいているということで、来庁者の方に快く過ごしていただけるような場所にさせていただいているというふうには認識しております。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひですね、この金額がどんとこう出ているから、まあ、見え方でそういうふうに私も感じてしまうかもしれませんが、やはり不断の、不断な行財政改革の努力ということでいけば、ぜひ、常に目を光らせていただいて、適切な予算執行に当たっていただきたいというふうにお願いをさせていただきたいと思います。

○松平委員長 それでは、板倉委員。

○板倉委員 165ページ、まず、20番の国民保護措置については、日本共産党は反対をいたします。

続きまして、災害対策のことでお聞きをしたいと思います。

今度、東京都が新たに避難所運営指針の素案というのを出しました。その中では、また、トイレ防災マスタープラン、トイレの整備に関しての、災害時のトイレに関して特化した計画、これが今度出されて、今、素案ですから、意見募集とかもしたりしてるんですけども、特にこれについては、2030年度解消方針ということですから、ちょっとまだ先の話になるかと思うんですけども、ただ、この計画については、各市町村、市区町村ですね、市区町村にこれに合わせた形で策定を支援する、支援をする計画、そういうものを策定をするということなんですけれども、具体的には文京区にはどういう形で来ているのでしょうか。

この都政新報を見ますと、全区市町村で災害時のトイレ確保管理計画の策定できるようなひな形を作成します。併せて、各市町村で必要となるトイレ数を算出できる計算シートも添付しておりということで、計算、計算できるシート、それはホームページで私も見させていただきましたけれども、どのような形で区がこれからこの東京都の計画に取り組んでいくのかということですね。

その中でトイレの数のことがかなり詳しく書かれていまして、トイレは、発災、発生直後は50人に1基、1週間以降は20人に1基整備をしていくというふうにされていて、特に女性のトイレについては3対1ですか、女性のトイレの数を増やしていく計画になっているんですけども、このトイレの数について東京都がこの都政新報の中で言っているのは、災害発生時から1週間、避難者50人当たりトイレ1基なんだけれども、現状では80人以上の利用が想定されるというふうに言われています。それで、区部の充足率は15.6%にとどまっているというふうに言われているんですが、文京区のこの計画ではトイレ、現時点ですね、これから立てしていく計画は別として、区では、今、1基当たり何人というふうに想定をしているのでしょうかということと、あと、2023年からトイレワーキングというのが立ち上がって、ここには区側からもこの計画のあれに入っているようなんですけども、防災課長さんがこれに行っていて、そういう計画が私たちにも報告をされているのでしょうか。この間、ちょっと防災委員会、あまり私も傍聴していないので分からないんですけども、その辺お聞かせをください。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 東京都のほうでトイレの確保管理計画ということで、このたび素案が示されたというところでございます。広域の自治体として、トイレの空白地帯をなくしていこうというような考え方の下で進めていくというような計画にはなっております。我々のほうも、

これまで内閣府のトイレのガイドラインなんかに沿いながら、50人に1基というようなところでの目安というところは捉えているところでございまして、携帯トイレの備蓄も含めて、被災者の方がトイレを使える環境というのは整えてきたというところでございます。

広域の自治体のほうで計画をつくるということと、我々区市町村のほうでまたそこと連携して、どう連携しながら計画を立てていくかというところは、まだ議論が進んでないというようなところもありますので、今般、示されたこの素案を基に、今後、東京都の間と調整をさせていただくというような流れになっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 素案という形ですけれども、3月いっぱいにはこの計画を何かまとめていくというふうになっているようですから、もう3月も半ば、ここ来ているわけですから、文京区としてもきちっとその計画の中身を受け止めて、素案からもうかなり、何というのかしら、素案から外れるということではなくて、もうかなり素案に沿った形で進めていくんだというふうに思うので、文京区としても、ぜひともそれに合わせた形で、これは東京都にももちろん、東京都の計画の中に文京区も組み入れられていると思うんですけれども、文京区独自にもきちっとこういう形で早くやっぱり計画を立てて、それこそ東京都の計画が全部まとまらないうちにでも、いつ災害が来るか、襲われるか分からないわけですから、そういう点では早めにやっぱり文京区としても取り組んでいただきたいということと、トイレだけではなくて、今回、スフィア基準ということで、生活空間1人3.5平方メートル、3.5平米ということで、そういう計画も出されていますから、トイレだけではなくて、この生活空間の整備も同時に進めていかなければならないと思いますので、そこはぜひ進めていってほしいと思います。

それで、マンホールトイレのことなんですけれども、この東京都の計画でもマンホールトイレのことが書かれております。この間、総括質問で、マンホールトイレの耐震化については、早くやっぱり耐震化を進めていただいて、マンホールトイレの、マンホールトイレがやっぱり災害時きちっと使えるようにということで質問させていただきましたけれども、この間の答弁では、全てのマンホールの耐震化について都と協議する考えはございません、こういう答弁をいただいたんですけれども、今度のこの計画によれば、このマンホールトイレについても、かなり東京都のほうが言っておりまして、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて対象を拡大し対策を推進していきますというふうに言っていますし、また、避難所からの排水を受け入れる下水道管の耐震化について、市町村の対策を支援していきます、このように今度の計画の中ではありますから、これを基に、やっぱり今の対策からもっ

とやっぱり前進したマンホールトイレの対策というのを文京区でも考えていかなければならないというふうに思いますので、その辺についても御答弁いただきたいと思います。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 トイレの確保計画につきましては、現在、東京都のほうで計画の最終的なところを整理しているというところと認識しております。計画を策定された中で、我々の対応というのも今後検討していきたいと考えております。

また、スフィア基準、国際基準に基づいて避難所の環境改善をするというような大きな動きありますので、先日の2月補正でもそうですけれども、備蓄資機材の拡充ですとか、あと、先ほどの答弁繰り返しになりますが、二次的な避難所の確保などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、マンホールトイレの部分につきましては、東京都のほうでやはり災害拠点施設、避難所であったり、ここシビックセンターであったり、病院であったり、そういったところを優先的に計画的に耐震化を進めているというようにところも聞いておりますので、また、さらに計画ができることで、さらにその対策が進むというようにところでもありますので、改めて我々として都に対して要望する考えはございません。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 繰り返しますけれども、災害はもういつ来るか分からないわけですから、気長な計画ではなくて、区としてもきちっと早めの対応をすべきだというふうに思います。

で、先ほど、今、トイレ1基当たり何人というふうに想定しているんですかということについての人数をお答えいただいてなかったんですけれども、その辺がどうなのかということと、スフィア基準という生活空間ですが、この間、防災訓練とかで訓練やっているところを行きますと、体育館にテントがつくられて置かれているんですけれども、あのテントを体育館の中に入れたと、かなりの数で避難者に合わせて入れたとしたら、相当やっぱり体育館だけでは足りないという、空間的には足りないと思うんですよね。なので、やっぱりこの3.5平米維持するためにどうするかというか、そういうことも、もっと緻密なやっぱりそういう対策も進めていかなければならないというふうに思いますので、そこはこの東京都の計画に沿った内容でいくとしても、文京区としても早めにそういう対策を進めてほしいと思います。

それと、マンホールトイレのことなんですけど、この間、既存のマンションにもマンホールトイレをつくれるようにということで進めてきまして、今度、30万が100万円ということで金額が上がるということになったわけなんですけれども、既存のそうした建物については区とし

て進めていくわけですが、今、計画中というか、しているところだとか、これから新たにづくっていこうという建物に対しては、どのような指導というか、そういうことがされているのかということなんですね。それは、防災課だけではなくて、建築のほうの関係にもなってくるのかなと思うんですが、その辺の取組と、あと、大型の建物が、この間、出来上がった、今、建設中だったりしているんですけれども、一つは目白台三丁目のところの東京大学の目白台キャンパスだったところに留学生の方々の建物ができて、今度、その西側に、主には有料老人ホームとサービスつき高齢者住宅、そこには学童保育も入ります。そういった建物がほぼ竣工して、もう動き出しているんです。私もせんだって、本当に外側だけしか見れてなかったんですけど、見てきたんですが、あの建物については、事業者さん、三菱地所レジデンスというところが事業者さんでやっているんですけれども、あの建物というか、あの場所については、超高齢社会の新しいモデルをつくる、そういう位置づけであの建物がつくられてきているんですけれども、その中で、防災コミュニティ形成拠点として防災備蓄倉庫やかまどベンチ、マンホールトイレなども設置する、このように書かれているんですが、区として、ここで防災備蓄倉庫がどのようにここにつくられて、今、何平米のものがあるのか。あるいは、マンホールトイレが何基設置されたのか。その辺はつかんでいらっしゃるんですか。

それと、もう一か所のことでいいますと、今、共同印刷さんの隣に522邸、邸という、そういう名前で売出しもされていると思うんですけれども、あの建物をつくるに当たって、マンホールトイレとかの設置とか、そういうことについての話合いが行われてきて、つくるという方向になっているのかどうか、その辺も併せてお聞かせをください。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、トイレの設置基準につきましては、先ほど御答弁したとおり、我々内閣府のほうの基準ということで、50人に1基というところが一つの目安というところで捉えているところでございます。

また、スフィア基準に基づく対策ということで、こちらのほうもやはり避難所に入れる人数がやはり少なくなるというようなところもあります。ただ、やはり東京都のような都心区で、敷地が狭くて人口が多いというところは、なかなかすぐに対策、何か解決できるというところはどこの区も厳しい状況にあるのだろうというふうには考えております。我々としては、地域防災計画に掲げるような取組も着実に進めるというところを基本としつつも、将来的な目標として、そういった国際基準なんかも見ながら避難所環境改善に取り組んでいきた

いと考えております。

また、マンションのマンホールトイレにつきましては、助成金のほうを来年度拡充をさせていただくというところで、新築のところにつきましては、宅地の開発並びに中高層建築物の指導要綱に基づいてですね、一定規模以上の建築物に対してはマンホールトイレの設置に努めるというように指導しているというところでございます。また、大型建築物の建設の際には、目白台の事例も含めて、防災の機能が欲しいというところは要望を出させていただいているところでございます。ちょっと目白台の防災の倉庫の広さにつきましては、少々お待ちください、28平米ということで、区の拠点倉庫として、若干、小型ではありますがけれども、区の地域の拠点倉庫として活用するという予定となっております。

(「マンホールトイレは」と言う人あり)

○齊藤防災課長 マンホールトイレの設置基数につきましては、今、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 事業者さんがこのように防災コミュニティの形成拠点にしていく、このようにうたっているわけですから、区としては、防災倉庫は地域の皆さんの御要望もあってつくられているわけですが、マンホールトイレについても、既存の建物に要請するのは区の政策としてそうなんですけれども、これからつくる新しい建物については、きちっとマンホールトイレをつくってくださいという、そういう要請、建設のほう、建築のほうでやっているということだと思えますけれども、でも区としても、やはり何基あるのか、そこはきちっとやっぱり確認すべきだというふうに思いますよ。ですから、それは調べていただいて、教えていただきたいということと、共同印刷さんのところの隣のマンションについては、どうなっているんですかって。そこだって防災課として、マンホールトイレの強化というか、そういうことに取り組んでいるわけですから、そこは担当課としてきちっと数字もやっぱり捉えてというか、つかまえておかなければいけないことだというふうに思いますが、その辺も併せて、建築のほうで分かれば聞いていただいて、御答弁いただければと思います。

それと、それと、災害対策のところでは、様々進んではきております。だけれども、この間のやっぱり能登の地震が一番直近だったり、あとは、今、大船渡のほうの山林火災とかあったりして、やっぱり災害対策がやっぱり世論調査というか私たちの区の調査でも、災害対策に力を入れてほしいというふうに皆さんが一番望んでいるところですから、そのところは安心、区民が安心するような、そういう計画をやっぱり区として一刻も早く確立をしてい

ただいて、区民にやっぱり知らせる、周知する、そのところが大事だと思いますので、そこは改めてちょっと御返事いただいたら、もう一度、要望したいと思います。

はい、3時。

○松平委員長 それでは、3時になりましたので、委員会を休憩に入りたいと思います。

午後 03時00分 休憩

午後 03時28分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、板倉委員の質問への答弁からお願いいたします。

齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、先ほどの民有地への防災機能の要望というようなところですけども、共同印刷の隣の敷地に対しましては、我々も大型建築物の建設に関する協議の中で、従業員などが帰宅困難者とならないような備蓄倉庫であったり備蓄物資、また、訓練を実施してくださいというような、あと、また二次的な避難所としての受入れなどもお願いしますというような要望を出しております。それに対して、先方のほうも、自分たち従業員が帰宅困難者にならないような対策は講じるということと、あと、エントランスホールなどでの一時的な避難の受入れなども協力していただくというような回答をいただいているところです。

また、目白台のほうの敷地につきましては、事業計画の中で、我々のほうも中高層の建築物の指導要綱の中で防災倉庫などの設置をお願いをしてきたというところで、今回、先方のほうも、その要望に応じて倉庫の設置をしていただいたというようなところでございます。

そのほか、それぞれの事業者が、我々の要望に限らず、主体的に設置する防災機能につきましては、防災課のほうとしても正確な数値としては把握はしておりません。

あと、もう一つ、防災の要望が強いということで、防災対策全般の拡充というようなお話もいただいております。今回の予算編成につきましては、特に能登半島地震を受けて、対策の充実を図らなければいけないような国、また都の動きも含めた避難所周りの改善というようなところ、また、将来に向けた課題としてですね、先ほどの備蓄基本計画ではないですけども、そういった適切な備蓄、また地域内輸送というような考え方も、将来に備えて検討はしていきたいということで、2月の補正予算も含めまして、かなり予算額としては充実したものとなっているかと思っています。いろいろ外的な要因も含めて、いろいろな求められること変わっていますので、スピード感を持って適切な予算編成に努めたというところでご

ざいます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 目白台の建物については、ぜひ聞いていただきたい、何基あるのか。このように事業者の方が計画というかホームページで見ると出ているわけですから、そこは確認をしていただきたいということと、共同印刷のところのマンションについてもお願いをしたいと思います。

それはなぜかという、江戸川橋体育館の隣に銀行の寮がつくられているんですけども、あの建て替えに当たって、近隣の方々から、ぜひマンホールトイレをつくってほしい、そういう要望が出されて、あのマンションというか銀行の寮にはきちっとマンホールトイレつくられているんですよ。だから、そういう形で区側からきちっと要請をするなり、要請以上の強いというか、そういうあれがあれば、ぜひとも要望していただきたいということと、児童相談所については、この間、私たちも内覧させていただきましたけれども、あの敷地の中は当然、区の施設ですから当然だと思えるんですけども、あの狭い敷地の中にもマンホールトイレ何基かあそこにつくられていますから、そういう点では、幾つあっても本当にいいと思います。使わなければそれにこしたことはないわけですから、きちっと数はそういう形でやっていただきたい。

最後ですけども、これまで東京都が出した計画を見ると、これまでの大規模な震災における避難所の主な課題というのがずっとあるんですが、もうこれは、この間、ずっと言い尽くされてきた課題ですから、東京都としても5年と言わずに、もっと早く計画を立てていただいて、それに区も合わせて計画を立てていただきたいということ、これは強く要望して終わります。

○松平委員長 それでは、関連で、田中としかね委員。

○田中（と）委員 トイレで関連ね。

○松平委員長 はい。

○田中（と）委員 新築マンションにね、マンホールトイレを設置させろって、このマンションの敷地内で誰がトイレを使うのって話なんですね。一般の人が自由に出入りするということでしたら、これ公開空地になるわけですね。だったら、この容積率は当然緩和されるし、高さ制限だって緩和するということでこれいいんですよ。それでも、それでもね、判断するのはあくまで事業者のほうで、これ行政の計画に合わせて民間事業者に設置を強制されるなんていうことね、できないですよ。

で、江戸川区のトイレの計画、確保計画を立てているというのがあるんですけども、その中でどういうふうな基準になっているかという、マンホールトイレの設置の順番というのがちゃんとあって、1位はもちろん区立の小・中学校の敷地内、2位がその避難所になっているところ、区立の避難所になっている、その福祉避難所であったり、そこにつくりましょうと。3番目に区立公園って、ここでできるだけつくりましょう。最後の4番目に、トイレ空白エリアにおけるマンション等の設置を何とかお願いできないかという。それでもしっかりと環境空地として認めることによってその整備を促進するという、そういうちゃんとした方向性を立てているわけね。だから協力を要請できるわけで、文京区はそれやってるの。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 地域防災計画の中では、例えば公共施設の再整備の機会を捉えて、マンホールトイレですとか井戸は設置をしていこうということは、今回の地域防災計画の中に記させていただいたところです。民間の建物も含めて、どういう順序でいくかということまではさすがに書き切れてはおりませんけれども、我々としてできることというのは、まず、我々の施設の中でしっかり整備をすること。また、民有地ですので、我々もアプローチには限界があるという中で、防災機能を高めていただくようお願いすることというような考えで進めております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 それ、だから優先順位とかちゃんと立てといて、ここはどうしてもないんだからお願いベースでやるわけで、その代わり、ちゃんと容積率なり高さ制限緩和しますよとかということを提示しないと、それはお願いもできません。よろしくお願いしますね。

○松平委員長 それでは、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。少し手短にいきたいと思います。

私は、163ページの災害用備蓄物資の整備、申し訳ありません、これは災害対策委員会等でも質疑があつて、であれば御容赦いただきたいんですが、関東というか東京で、文京区で災害があつた際に、供給されている発電所等に損害、それから被災とかあつた場合は、当然、停電が起きると思います。その際に、発電機が必要になりますよね、当然。この場合、重油、A重油というものを、恐らくこれを備蓄されているかと思うんですが、この重油については、各中学、学校とかにも必要になってくると思うんですが、大体何日分ぐらいの備蓄を文京区のほうで行っているのかをちょっと教えてください。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 重油の備蓄につきまして、ちょっと何日分という換算があるかというところは、ちょっと今、手元に資料ありませんけれども、一応、避難所については、最大で1週間というようなところで開設をしていくというところですので、あと、いろいろ備蓄の物資ですとか、そういった拠点の倉庫ですとか、そういった支援だったり、ほかのところへの備蓄も含めて、必要な量を備蓄しているというところでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 ということは、災害が起きたときに発電機を動かす燃料がどのぐらい保存というか持っているかというのは把握をしてないということになるんですかね。量的に——すいません、東京都はですね、電力は6日ぐらいで復旧をするということなんですが、1日、よく3日分とか4日分っていうんですけど、それはいわゆる、その3日分であれば72時間、当然、稼働しなきゃいけない。もう災害ですから、夜は動かないというわけじゃないですからね、4日の分だと96時間ということになるんですが、そのあたりはあまり把握、管理はされてないということなんでしょうか。

○松平委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ……や改築等をやっている小学校等においては、重油ではなくて軽油という形で、非常用発電機を設置しております。誠之小学校ですとか、明化小学校ですとか、今、改築しているものも含めてになりますが、地下のタンク、それから屋上に小出槽ということで分けて、それぞれ何千リットルという、誠之小学校だとすると3,190リットルという容量を把握はしております。ただ、基本的には非常用の電源、消火消防設備とか、そういったものを確実に動かすための電源というものと、あとは、部屋を限ってといいますか、例えば体育館で避難をしていて、そこで具合の悪い方が出た場合は、ほかの保健室とかそういった部屋に空調等が使えるとか、非常用のコンセントが使えるといったことで、全ての部屋をということではなくて、限定した部屋を限って72時間相当は稼働できるといったような考えで設計をしておりますが、古い施設に関しては、これに該当しないで、最近やっているものに関してということでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 ありがとうございます。事前にちょっとお尋ねすればよかったですね。先ほど申し上げたとおり、東京都は首都直下型の地震発生時には復旧までに電力が約6日ほどかかるという想定をしているということですから、やはり文京区としても、ある程度、やっぱり数値を6日ほどやっぱりもたすようにという。

御存じかと思うんですが、重油とか軽油というのは劣化します。石油連盟さんとか民間のところでも、おおむね6年程度で劣化が、その後も使えるんだけど、発電機とかにもやっぱりちょっと支障が出てくるということですから、そのあたり6日分、ああ、6年程度で、ある程度その管理をして、劣化を防がなきゃいけないということもあります。

それから、災害が起きた場合に、災害拠点病院というのが東京都で一覧があります。約13、13の病院があるんですが、区分けされている中で、区中央部という中で、港区、台東区、千代田区、中央区、そして文京区の五つが区中央部という中にある中で、13のうちですね、東京都の駒込病院、それから順天堂大学医学部附属順天堂医院、そして東京科学大学病院、湯島にありますね、こちら、そして東京大学の医学部附属病院に、日本医科大学付属病院。この日本医科大学付属病院は、この中央部の地域中核病院に指定されています。災害のときに。地域中核病院というのは、DMAT（ディーマット）、災害派遣チームというのが派遣できる能力があります。そして、三次救急ですね、これは高度医療の救命センター、そしてヘリポートというのを備え付けている病院なので、日本医科大学付属病院はこの中核病院になります。私、申し上げたいのは、当然、その病院のほうも電力が当然必要になってきますよね。ですから、この病院でも発電機があり、軽油でも重油でもいいんですが、どのぐらいやっぱり備蓄をされているんですかというのは、やっぱり区としても、これだけ拠点病院の、災害拠点病院の中で13のうち、五つの区のうち、五つの区の中でも五つの病院がもう文京区に含まれて、しかも地域中核病院があるわけですから、しっかりと病院のほうでも高度医療に必要な、救命医療に必要な電力の量ですね、供給できる量というのは、区も、これは危機管理課か防災課の御担当か分からないんですが、しっかりと把握しておくことが必要ではないかなと私は思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○松平委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 災害拠点病院については、ただいま委員から御指摘がありましたように、区内に四つの大学病院並びに都立病院がございます。それぞれの医療機関において災害時の非常用電源については、各病院が東京都の補助事業等を利用して非常用電源が確保していると聞いております。何日間もつかということについては、1週間程度は自家、自分の病院で医療が行われるような体制をとっていると聞いておりますけれども、詳細については様々な機会に把握をしていきたいと考えております。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 分かりました。ありがとうございます。ぜひそのあたり把握していただい

て、先ほど申し上げたとおり、燃料は劣化しますのでね、いざというときに使えなくなるというのは大変困ることですから、そのあたり、管理しっかりとしていただいて、情報共有もお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長　それでは、石沢委員。

○石沢委員　私からは、175ページの施設管理費の施設整備費の37番の本駒込図書館改修工事のところでもっとお伺いしたいと思います。

改修工事が来年度予算、計上されておりまして、それで、総務区民委員会のところでもちょっと幾つかお伺いしたんですけれども、7年度から8年度にかけて改修工事を行うということで、それで正面の玄関のところに、階段になっていて、エレベーターをつけることが、たしかあのときは難しいというようなことでの御答弁があったかというふうに思うんですけれども、ちょっとその難しい理由をちょっとお伺いしたいというふうに思うんですね。今回のやっぱり改修というのは、ある意味、そういうバリアフリーを改修、バリアフリー化していくという点では、やっぱりチャンスだったと思うんですけれども、やっぱりそういうことが今回できなかったのはなぜなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○松平委員長　大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長　本駒込図書館については、勤労福祉会館との複合施設であり、かつ上に都営住宅がのっている複合施設となります。建物自体の区分所有という部分と、あと土地についても東京都が持っている部分と文京区が持っている部分というふうに分かれております。図書館の部分にエレベーターをつけるといったことに関しては、まず、大前提としては、建物全体の既存不適格の部分を解消して設置をしないといけないということで、そういったことが複合施設としてほかに及ぼす影響等も含めてなかなか難しいという部分と、あとは設置できるとしたらここだというところが階段の横の辺りの通路の辺りかなということで検討はしていたんですけれども、そこに設置してしまうと、都営住宅からの避難経路ですとか、そういったものに大きな影響を及ぼすため難しいという判断に至って、あとは構造的なところも含めて難しいというところに至っております。

○松平委員長　石沢委員。

○石沢委員　それで、難しいということで、避難経路の確保とか、それから構造的な部分で難しいって話ですが、例えば、文京区バリアフリー基本構想の中間評価って令和5年3月に出されているやつで、その勤労福祉会館のことも書かれておりまして、ここには本駒込図書館

のことも併せて書いてあるんですけども、この勤労福祉会館、本駒込図書館の施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は大規模改修の時期となると、こういうふうに書かれておりました。それで、公共施設等総合管理計画を見ますと、これは2024年度に大規模改修に向けて実施設計を行うということで、大規模改修を今回はやっているのかなというふうには思うんですね。だから、やっぱりこのバリアフリー基本構想でも書かれているように、大規模改修のときがね、やっぱり一つのそういったエレベーターをつけるとかの一つのチャンスというか、やっぱり大事な時期だったんじゃないかなというふうに、私、思うんです。ですから、やっぱりこれぜひやっていただきたいなというふうには思うんですね。

それで、先ほどから難しいということをね、おっしゃられるんですけども、例えばそのすぐそばにある勤労福祉会館は、体育館のエアコンの設置がずっと難しいと、構造的にも難しいと、こういうふうにならざるを得ないわけですが、今回、いろいろな事情が変わってつきますということになったわけです。だから、構造的に難しいというふうに言われても、こういう事例がすぐそばの100メートルぐらいの体育館であるわけですから、できないことないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、これぜひやっていただきたい。

それで、この間、ずっとやっぱりこのエレベーターのことについては、やっぱり課題になっていると。これは、図書館の在り方検討委員会とかでも、それから、こういった委員会でも様々何度も区側からも答弁があって、課題になっていることは何度も言われていたわけです。課題になっているものが、今回、大規模改修ではね、やっぱりそれが改善されないというのは、やっぱり非常に私はちょっとこれはどうなのかなというふうには思ってしまうんですけども、もう一度検討していただきたいと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○松平委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 委員からありました勤労福祉会館の体育館のエアコンが構造的にできたんだからというのは、ちょっとレベル的に違う構造的に難しいということで申し上げます。

それから、補正予算のときにも申し上げたとおり、バリアフリーに関しては、区としても認識をしっかりとおりまして、同じ建物である勤労福祉会館の一部の施設でもありますので、一つの建物として捉えたときに、既存であるエレベーターからの経路をきちっととること、それから、不忍通りから見たときに、図書館の建物だというふうに今時点は認識がなかなか難しい、勤労福祉会館の玄関が図書館の入り口だということがすぐに認識が難し

いという状況もございますので、その部分はきちっとサイン計画、誘導計画等を含めて改善をし、そしてエレベーター、今ある既存のエレベーターから図書館の入り口までの経路を、壁を一つ抜いてすぐに行けるような出入口を新たに設けますので、それによって大きく改善するものと考えております。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういった裏の入り方が、やっぱり今回、改善するということは、それは大事なことになるので、ぜひ順調に進めていただきたいというふうに思います。やっぱり併せて、やっぱり本駒込図書館の正面玄関はね、やっぱり基本的には前の公園のすぐそばの脇にある、あそこが入り口なわけで、やっぱりあそこにエレベーターがやっぱりない、専用エレベーターがないというのは課題だということがかねがね言われていたので、ぜひいろいろ検討されると思うんですけども、よりね、もっとぜひね、具体的に進むように引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

○松平委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 先ほどから整備課長が申しているとおり、さんざん検討した結果、今回チャンスだと思って検討した結果、構造的につくれないという判断をしたものですから、ちょっと今回つける、今後、検討するという余地はないものと考えてございます。

○松永施設管理部長 石沢委員。

○石沢委員 じゃあ、不可能だということですか、部長。不可能だというふうに、じゃあ、答弁いただけますか。

(「口で言って」と言う人あり)

○石沢委員 不可能なんだと。不可能なんですか。

○松平委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 あその場所にエレベーターをつけることは不可能だというふうに考えてございます。

(「あその場所じゃなくて、技術的にも……」と言う人あり)

○松平委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今回、大規模改修を行います、勤労福祉会館自体のほうも大分老朽化が進んでおりまして、今後、そちらの大規模改修、もしくは都営住宅等の建て替えということもあると思いますので、そういった機会にバリアフリー化を完全に図っていきたいと考えております。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 やはりですね、利用者のニーズというのは、やっぱり正面にエレベーターつけてほしいというのが非常に強いニーズがやっぱりあって、そういう声がやっぱりあるわけで、私たちもそういうのを聞いているから、こういうふうに申し上げているんです。ぜひですね、そのことは指摘をしておきたいというふうに思います。

○松平委員長 続きまして、田中委員。

○田中（と）委員 164ページ、165ページの防災センター管理運営になります。いわゆる防災DXについてお伺いいたします。

政府はですね、防災分野におけるデジタルトランスフォーメーションね、これを加速させるために、様々な施策を打ち出しています。デジタル庁が策定したデジタル社会の実現に向けた重点計画では、その防災分野が重点的な取組の一つとして指定されています。具体的には、この災害に対応するそれぞれの機関で共有する防災デジタルプラットフォームを構築していくことになっていますよね。このデジタル技術を用いた情報収集や伝達が速やかに行えるようにというわけでございまして、でもね、このシステムの開発や維持管理には負担がかかりますよね。個人的にも、あるいはその財政的にも。これ、国がやるのか、都がやるのか、区がやるのかということになるわけですが、防災情報は一義的にはその現場の自治体が収集する生のその場の情報が基本となるわけで、被災現場の第一線でこの対応に追われている文京区なりその当該自治体が、情報を入力して、その報告を速やかにアップするということが、ひいてはこの国全体のシステムを支えることになるわけでありまして。現状ね、防災情報システムの標準化ということについてどうなっているのでしょうかという質問なんですけど、これ具体的に防災デジタルプラットフォームができていますかって話だと、いや、まだできてませんって話になっちゃうので、そうじゃなくて、国と都と区の認識がどういうふうに現状どうなっているかということを知りたいという、それが質問内容です。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 今、国の内閣府のほうで、国の新しい総合防災情報システムの構築というところが進められておりまして、被害情報ですとか避難所情報、また、交通規制の情報などを登録をしていくというような、いわゆるプラットフォームになるような仕組みというふうに聞いております。

一方で、我々文京区のほうは、東京都の災害情報システムとシステム上の連携をとっておりまして、避難所であったり、同様の情報というのは、逐一、東京都のほうにデータ連携し

ながら報告を上げていくというような形になっております。

今後、今度は国のレベルでどのような集約をしていくかというところは、今後、国と東京都との間での協議の状況を見ながら、我々のほうも対応のほうは検討していきたいと考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 その国と東京都のスタンスなんですけど、令和4年には防災DX官民共創協議会が発足しました。防災分野におけるデータ連携を推進して、住民の利便性の向上を目指すために、防災分野のデータアーキテクチャーの設計やそのデータ連携基盤の構築の検討を行うという、そもそもそれをやるという協議会なんです。ところがですね、東京都はこの防災DX官民共創協議会に参加してないじゃないですか。文京区もですけど。その協議会の目的や、ほかの自治体の参加状況から察するに、これ、東京都がまた独自のアプローチ、独自の防災施策を進めちゃっているという可能性はないでしょうかね。かつてのね、公会計制度のときの総務省方式と東京都方式みたいに、また、東京都が独自モデルとか出てきたりしないでしょうかねというですね。小池さんはね、かつて自民党都連をブラックボックスだと批判してね、自民党を飛び出し都知事になられたわけですけど、都政の透明化みたいなことをね、透明な選挙カーに乗って訴えたんですね、あれ。この間のね、東京都の意思決定の在り方というのはね、次に何が出てくるのか直前まで分からないというですね。そういう意味でね、言葉の本来の意味でブラックボックスなんですね。文京区はその東京都の独自の防災施策を何かつかんでいませんかというのをお聞きしたいんですけど。我々知らないから。ちょっと教えていただけますか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 現時点で国の動きも含めて都の独自の動きというのは、具体的なところは我々23区のほうにも具体的な話は下りてきていないというような状況でございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 まあ、大方針というのは出てこないんでしょうけど、私のほうで耳にしているのはですね、東京都の施策の具体例、こんなことやるよというのだけはまたアドバランซ์上げますからね、それは聞こえてくるわけですね。例えば、東京都で帰宅困難者対策オペレーションシステムを構築しようとしているわけなんですね、これ。格好いいですよ、これGPS情報や一時滞在施設入所情報の収集・解析を行って、その滞留者の混雑状況や一時滞在施設の稼働状況をリアルタイムで把握する機能を搭載しようとしているんですね。文京

区内にも、その31の一時滞在施設がありますよね。このシビックセンターもそうですし、スポセンもそうですけど、あとは東京都立高校ね、都立高校とかシビックセンターやスポーツセンターなら分かります。東京都の情報のやり取りもイメージしやすいんですけども、その31施設のうちには、それこそ区内大学や民間企業さんも協力していただいて開設を準備することになっているわけなんです。そうすると、東京都の間に文京区が入って、これらの施設と情報収集と伝達の連携をとらなくちゃいけないわけなんですけど、これがまた東京都からちゃんと聞いていますかということと、どのように進んでいますかということです。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 帰宅困難者対策のオペレーションシステムのほうは、東京都のほうでスマートフォンの位置情報をリアルタイムにキャッチをしまして、地域でどれだけの方が、人が滞留をしているかというところをメッシュで示すものでございます。現在、文京区のほうでもですね、そのデモ環境のほうを使えるようなところにもなっております、様々訓練の機会などでも活用をさせていただいているところでございます。

今後、今のところは情報収集というようなところで我々活用しておりますけれども、今後、そういったデータ連携であったり情報共有というような部分でどう展開していくのかというところは、今後の東京都の動向を注視していきたいと考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 東京都と文京区は進んでいるという雰囲気は伝わってくるわけなんです。またね、東京都はね、住宅の被害認定調査及び罹災証明書、罹災証明の迅速化、これも進めようとして、被災家屋の被害調査に東京都がドローンを活用して調べると言っているんですよ。さらには、その被害程度を、ドローンで映しただけじゃはっきり分からないので、それを理解するために、被害程度をAIでちゃんと判定することで、調査して、判定して、その証明、証明書交付のこの一連の業務をシステム化しようと、またこれ進めているわけなんです。これ文京区だとね、罹災証明書の発行の申請先というのはどこかということ、これ住んでいる場所の地域活動センターだったりするわけじゃないですか。そうするとこれもね、東京都と地域活動センターとどう連携とっていくことになるんでしょうかね。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 東京都のほうで広域で進めているような取組について、具体的に何か現場レベルまで下りてきているというような状況ではございませんけれども、やはり災害対応の最前線というか窓口になる業務は市区町村にもありますので、広域で進めていくところ、また、

我々の業務というところが有機的に連携していかなければいけないと考えておりますので、今後、東京都側との情報共有というところはしっかりしていきたいと考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 頑張っしてほしいですが、あとね、東京都が別に独自で進めているわけじゃないんですが、気になる点を少し質問しますね。マイナンバーカードを活用した避難所受付や避難所管理についてお伺いしたいんですよ。マイナンバーカードを活用することで、避難所での混乱を防いでスムーズな運営を実現できることが可能になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。避難者は、マイナンバーカードさえ持って受付ぴゅっとやればね、迅速にそれで「済み」というふうにできますし、その避難所の管理者は、その避難者の情報を一元管理することも可能ですしね、またね、今、進めているマイナ保険証としての利用が一旦どんどん進めば、避難者の健康状態や必要な支援を迅速に把握することができるようになります。このマイナンバーカードの活用はね、極めて有効だと思うんですけども、区の見解はいかがでしょうか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 他区でもマイナンバーカードを活用した避難所の避難者の管理システムというところを試行しているというような情報もございます。我々もやはり災害時に多くの業務を、情報を整理しなければいけないという中で、やはり業務の最適化を図るためにはですね、防災ICTというところは推進していかなければならないんだろうというふうに考えております。

マイナンバーカードのように既存の仕組みが災害にも生きるというようなところもあるのかなと思いますので、ほかの自治体の事例も参考にしながらですね、引き続き研究は進めていきたいと考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ぜひよろしくお願いいたします。

災害時に通信障害が発生している状況で、いかに避難所の状況を把握するのか、あるいは、その避難所にいらっしゃった区民の方々が区からの情報をいかに手に入れるのかという点をちょっと聞きたいんですけども、これ非常に興味深いその実証実験がですね、お隣の台東区で実施されました。浅草地域帰宅困難者及び外国人観光客対応訓練というものなんですね。これデジタルサイネージって電子掲示板ってあるじゃないですか。シビックの1階にもありますが、ふだんは区のお知らせとか広告を流しているやつですね。災害時にこのここね、こ

のデジタルサイネージ、災害情報をここに流して、逆にサイネージが設置してある避難所からの被害状況を発信できるというものなんですね。これは通信障害が起きたとしても、これ私よく知らないですけど、LPWA、何ですか、省電力広域ネットワークとかっていう、そういうのを設置しておけば、ちゃんとつながるということらしいんですね。しかも多言語で情報がやり取りできるというので、台東区浅草では非常に有益なツールであるというその訓練結果が出ていまして、これいいなと思ひましてね、文京区のデジタルサイネージの設置場所ってどこかって言いますと、シビックセンターの1階なんですね。私の知っている限りここに一つしかないと思うんですけども、せっかくその広報課長がいるので、認識ちょっと聞いていいですか、幾つあるのか。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 シビックセンター内のデジタルサイネージにつきましては、1階に2か所と、あと地下2階のほうに1か所設置してございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 広報関係なかったのね。何でこれ広報に聞いたかというとな、港区なんかは区の施設のほとんどもに設置されていたりするんですね。53か所に設置されています。さらにはね、自動販売機にもペーパーサイネージ、電子ペーパーサイネージというのをつけてて、これコカ・コーラと協定を結んでね、21か所で設置してますわ。港区さんは、このデジタルサイネージに東京シティ競馬の広告を流して、競馬組合さんから広告出稿料もちゃんと手にされているわけなんですね。文京区もやってほしいなと思うわけなんです。

で、台東区にも問い合わせてみたんですが、これ、デジタルサイネージって文京区にだから二つしかないわけですから、これがないとできないのというふうに聞いてみたんですね。そうしたら、そんなことないって言うんですね。デジタルの掲示板であって、LPWAですか、その省電力ネットワークを設置さえすればどこでも大丈夫ですという話なんですね。実際に台東区では、その掲示板だけでなくてね、大型のトラックに設置してあるデジタル広告用の掲示板って見たことあると思うんですけど、アドトラックってやつですね、この掲示板に実証実験の際には情報を流して、外国人に分かりやすいように大きく流して見せたって言うてますからね。で、聞いてみたんですよ。だったらね、そういう電子掲示板だったら何でも使えるんですかというふうに聞いたら、そうですというので、学校にある電子黒板あるじゃないですか、これでもできないのって聞いたら、できると言うんですね。電子黒板でできる。だったら学校はそもそも避難所になっていますので、全ての避難所に通信障害が発生したと

しても、区と避難所の相互の情報収集と伝達が可能になるじゃないかと思うんですけど、これいかがですかね。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 台東区の事例ですけれども、御提案いただいたような事業者からの、防災課にもそういった御提案を受けたということはございます。台東区のほうでも、やはり観光地ということで、訓練をやられたりとか、あと、やはり技術的にエリアを限定したような通信網をつくれるというようなことは聞いております。やはり、災害時だけというわけではなくて、やはり普段からこういった使い方をするかというところがまず一つの課題かなというところでは思っておりますので、一つの有効な手段とは捉えておりますが、環境整備というところが一つ課題かなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 環境整備ということは、デジタルサイネージがどこにでもある環境を整備するという方向で、別に電子黒板使わなくてもいいよって話。そうじゃないの。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 既存の電子黒板など、ふだんからこういったふうに使っていくのか、また、それがやはり災害時にどうやって転用できるかというところを総合的に考える必要があるかなと思っております。ほかのいろいろな事例なんかも含めて、我々どうやって誰に対してこういった情報を出したいのかというところは、やはり情報の取捨選択はしていけないといけないと思っておりますので、そういった意味での大きく環境整備というような環境整備というようなところでは考えているところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 これ、電子黒板を目的外使用するとまずいとかってあるの、学校で。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 決して、駄目ということは決してないんだと思います。しっかり目的が明確にあって、仕組みがしっかりできて、恐らく学校で使う備品を転用することは、避難者に対する情報発信だったり、そういったところが想定できるのかなと思いますので、そういったところの制度設計はしっかり考える必要があるかなというふうに考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。この防災DXというのは様々な課題があろうかと思っておりますけども、せっかくですから、文京区が目線ね、文京区が目線でこの災害対応につき、

しっかりとした方向性を決めていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○松平委員長 よろしいでしょうかね。

それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からはですね、5項、2目選挙啓発費に関連して、若者の政治参加意識についてですね。

前回の委員会で若者の政治的有効性感覚について議論をしたんです。具体的には、年齢を重ねるほど若者の政治的有効性感覚や投票義務感が下がると。つまり、自分たちは政治的に無力だから投票に行かないという若者が増えていく全国の傾向を指摘をして、そのときの事務局長の御答弁では、区内の若者の政治参加意識の、ああ、違う、区内の若者の政治参加意識の調査を私から提案をしたんです。区は、ちょうど今年度、若者計画の策定のために若者の生活と意識に関する全数調査をしましたよね。その際、調査の所管に選管事務局から何か御提案などされたでしょうか。

○松平委員長 大武選挙管理委員会事務局長。

○大武選挙管理委員会事務局長 今、委員御指摘の調査については、選挙管理委員会のほうからは特にその調査の意向というのは発出してはございません。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 失礼しました、166ページです。選挙啓発費に関連してですね、失礼しました。

事務局としては特に提案はされていないということなんですけど、それは若者の政治参加意識を把握する必要はないという御判断だったのでしょうか。つまり、事務局長の御判断ではなくて、選挙管理委員会の意思を確認してということなんでしょうか。いかがでしょうか。

○松平委員長 大武選挙管理委員会事務局長。

○大武選挙管理委員会事務局長 若者の調査におきましては、多種多様な質問がある中で、その中で取捨選択されるものと認識してございます。

で、我々選挙管理委員会におきましては、当然、若者の政治意識というのは重要な項目だというふうには認識してございますが、国においてその調査等は行われていまして、ある程度同様の傾向にあるというふうに捉えてございます。私どもは模擬選挙等を通じまして、中学生の、中学生に対して模擬投票の制度を実施した後に、その結果については、いわゆるこの模擬選挙を受けた後に政治参画意識が上がったかどうかというようなアンケートはとってございます。大体、事前においては大体、選挙に関する関心というのが大体50%を切ってい

るところでございますが、終わった後においては、軒並み90%ぐらい投票に行ってみたいという回答をいただいているところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 私は全数調査を提案したんですよね。ただ、意識調査は国でやっているのもいいと。事務局長の御判断でということで、選挙管理委員会で議論したというわけではないことだったので、そこは、まあ、そうだなと思ったんですけど、要はですね、議会で議論したことを、ぜひ選挙管理委員会の定例会でも議論していただきたいんですよね。というのがまず1点。

それから、定例会で子どもや若者への主権者教育を推進する提案があったと聞いたんですけど、これ議論は何か進んでいるでしょうか。

○松平委員長 大武選挙管理委員会事務局長。

○大武選挙管理委員会事務局長 委員御指摘のとおり、選挙管理委員会の中で模擬選挙の積極的な実施については御意見をいただきました。それに基づきまして、定例委員会の中で私も意見交換する中で、中学校、過去、毎年大体2校しか実施できていなかったところを、今年度からは輪番制という形で、まだ実施したこともない学校についても新たに始められるようにということで、今年から3校ずつという形で、2校だったところを今年は5校という形で実施する予定となっております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 まあ、量の拡充は議論されたということで、私はぜひですね、前回は議論したんですけど、いわゆる主権者教育の質の部分ですね、選挙管理委員会も着目していただきたいなと思っていて、例えばなんですけれど、先ほど総務費の前半の質疑のところでも18歳未満の若者は選挙権も選挙運動をする権利もない、つまり政治参加の機会が極めて少ないことを指摘して、あと参加だけでなく知る機会も少ないということを申し上げたんですね。具体的には選挙とか、あと選挙管理委員会の記録とか、これ公開情報ですけど、ホームページにはないですね。できるだけホームページに掲載して、広く若い世代の区民が見られるようにしたほうがいいと思うんですね。

ちょっとそのままいっちゃいますけど、総括質問でも申し上げたんですけど、若者のウェルビーイングは、今のですよ、若者の傾向としては、所得や学歴よりも自己決定権に左右されるという話があったんですね。これ、子ども・子育て支援調査特別委員会の研究会であったんですけど、私たちが自治基本条例に掲げている、その参加する権利と知る権利、これは

当然年齢を問わず、区民が主役の区政を実現するための権利なんですよ。ですので、その選挙管理委員会での議論に当たっても、ぜひそれを尊重して検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 それでは、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 今、167ページ、選挙関係の話がございましたので、そのところからです。本当に若者の政治参加を伸ばしていきたいという視点では私も考えていることは同じ方向なのかなと思うんですけれども、ちょっと細かいところでいうと、投票済証について伺いしたいと思います。

令和5年度予算審査特別委員会の私の質問に対して、投票済証のデザイン変更は現時点では考えていないとの御答弁でございましたが、文京区のものって白い紙で、投票区番号が表に書かれているんですね。なので、これをSNSに載せちゃうと、住んでいるエリアが特定されかねないので載せられないという話を聞いたことがございます。ほかの自治体見てみると、昨年の都知事選でも様々な工夫を凝らしたものが出てきているということで、SNSでも大変盛り上がっておりました。私だったら、やっぱりインスタ映えを重視して、こういうBUNレンジャーのトレーディングカードみたいな、これ全然関係ないですけど、ものをつくりたいと思うんです。で、提案させていただきたい。やっぱり文京区らしいとなると、しおりのようなものが一番いいのかなと思うんですけれども、ぜひ、Vote Supporters（ボートサポーターズ）の若い方たちと一緒に考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

最後に、投票済証に関しては、ごめんなさい、期日前投票所は、私は配置のバランスを考えて区内にあと2か所必要であると意見をさせていただきます。

○松平委員長 大武選挙管理委員会事務局長。

○大武選挙管理委員会事務局長 投票済証につきましては、投票所の当日等においても、区民の方から他区のようにデザインができないかというような御意見をいただいたり、選挙後に事務局に直接そういうお声をいただくことがございます。それに基づきまして、現在、既に先ほど委員御指摘のVサポとこの投票済証の導入について、今、意見交換を進めているところでございます。どの選挙から導入できるかについては、ちょっとこの場でお約束はできませんが、その意見交換を引き続き続けていきたいと考えてございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 分かりました。今後どうなるか楽しみにしております。

それでは、防災関連は163ページのところで、所属の委員会で詳しく議論させていただきますので、1点、非常食についてだけお伺いします。

備蓄物資の廃棄に貴重な予算を使うことがないようにということで以前から議論させていただいておりますけれども、来年度の見込みとしては廃棄ゼロと言えますでしょうか。廃棄にかかる予算と見込みの量をお伺いしたいというふうに思います。

やっぱりふだんから試食に関する、試食の機会ですね、増やしていただくことで防災の啓発につながっていくと思いますし、実際食べてみるとおいしいですね。町会の防災訓練でも、防災課さんに御協力いただいて、防災訓練だけではなく配布の形もとらせていただいております。実際に、最近、いろんな総合防災訓練なんかでも区の職員さん、かなり頑張ってお配りくださっているということで御意識いただいているとは思いますが、より一層、触れられる機会というものをやってはかがかというところで、必要な区民が受け取りに来られる、区の職員さんの負担を軽減するという意味でも、常設の配布拠点をつくってはかがかお伺いします。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 備蓄非常食の廃棄につきましては、基本的な流れで言いますと、入れ替えた、期限を1年ぐら残して物は入れ替えますけれども、入れ替えた翌年度に再利用に回して、さらにそこで配り切れなかったものが翌年度に廃棄に回るというようなサイクルでやっております。

このところを、入れ替えた分というのは翌年度に全て配り切れておりまして、ここ数年で廃棄が続いたのは、どうしてもコロナのときに事業で配る、事業ができなくて配る場所がなかったというものが大量に残っておりまして、そちらを廃棄していたというような状況でございます。本年度、あ、昨年度入れ替えたものも、本年度配り切っているというような状況ですので、我々も副委員長御指摘のとおりですね、廃棄はゼロにしたいということで、職員のほうもいろいろな機会を捉えて再活用に取り組んでいるようなところでございます。

区民が受け取りに来るような仕組みというところも含めて、いろいろな我々もタッチポイントを持っていかないと、なかなか大量の再利用というところは難しいところもありますので、そのときの時々の再利用の量に応じて、様々工夫はしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。廃棄の量と予算についてお答えいただけますか。

○松平委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 来年度の予算については、大体66万円ほど廃棄の予算は、経常的な予算ということでつけさせていただいております。大体ですね、量にするとトラック2台分ということで、大体1台1.6トンぐらいで見積りをしておりますので、それが2回ということで、3.2トン、3,200キロぐらいの、予算上の見積りはそのような積算になっております。

○松平委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○松平委員長 それでは、以上で、2款総務費の3項徴税費から7項施設管理費の質疑を終らせていただきます。

続きまして、3款区民費の質疑に入ります。事項別明細書の176ページから191ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、3款を御説明いたします。

176ページをお開きください。

3款区民費、1項区民行政費、1目区民行政総務費8億3,807万円、179ページの16番、コミュニティバス運行、車両更新の完了による減でございます。

178ページを御覧ください。

2目住居表示費373万4,000円、1番、住居表示維持管理、表示台帳修正の単価による増でございます。

2項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍総務費12億2,571万5,000円、2番、戸籍事務の(5)氏名の振り仮名法制化対応経費、届出会場等の委託による増でございます。

180ページを御覧ください。

2目住民基本台帳費9,519万3,000円、1番の(3)個人番号カード交付、取扱い業務の委託による増でございます。

3項統計調査費、1目統計調査総務費4,687万6,000円、4番、統計事務費、国勢調査区データ作成委託による減でございます。

2目基幹統計費235万9,000円、国勢調査調査区設定の皆減による減でございます。

182ページをお開きください。

3目委任統計費50万3,000円でございます。

4目国勢調査費1億9,791万9,000円、1番、国勢調査による皆増でございます。

4項区民施設費、1目コミュニティ施設管理費6億1,625万4,000円、185ページの5番、元町ウェルネスパーク運営・維持管理による増でございます。

5項アカデミー費、1目アカデミー総務費3億2,974万1,000円でございます。

186ページをお開きください。

2目アカデミー施設運営費14億1,755万1,000円、3番、スポーツ施設管理運営費の(2)屋外運動場等、小石川運動場人工芝張替工事等による増でございます。

3目アカデミー事業費2億9,644万9,000円、189ページの8番、旧元町小学校歴史展示室維持・展示・地域交流スペース維持作製業務及び東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー事業の皆減による減でございます。

188ページを御覧ください。

4目ふるさと歴史館費6,528万円、4番、管理運営費の191ページ、(2)施設維持管理、総合管理業務委託による増でございます。

3款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、浅田委員。

○浅田委員 まず、189ページの観光事業についてです。この中で、ナイトライフ観光事業と、それから、文京区観光PR動画企画製作について質問いたします。

この趣旨は、特に外国人観光客が増える中、国内外の観光客に文京区の魅力を効果的に発信しようと。この趣旨・目的、趣旨というか目的は大賛成ですし、ぜひ充実したものにしていただきたいという思いです。ただ、それつくるに当たってね、PR動画をプロポーザルで、今、募集をしていますけれども、この内容で本当に、本当の文京区の魅力って何なんだろうというふうに改めて考えさせられるんですよ。その内容を見てもね、ナイトライフ観光、それから、文京区花の五大まつりなど、そういったものがどうしても出てきて、現に今、ナイトライフ観光というのを、今、もう既につくられているんですけども、正直言ってね、この全体見ましたけれども、他の自治体とそんなに、魅力というのが体现されているんだろうかなという気が私はするんですよ。もっとね、文京区の他の自治体と違いということですかね、まあ、違いというか魅力ですよ。ここのところの選び方については、ちょっ

と従来の形でないものをね、ぜひお願いしたいということなんです。

でね、これはね、悪口言うってとられても仕方ないんですけど、花咲菓（はなさか）石けんってあったじゃないですか。あれが、じゃあ、区民の皆さんにどれだけ文京区の気持ちとしてね、お土産として持っていこうというふうになったかということ、私はね、なかなか浸透してないと思うんです。というのは、文京区の区民の人の気持ちを本当につかんでいるのかなという正直なところあるんですよ。ですから、せっかく予算つけてやる以上、私はいいものをつくってほしいし、文京区の文京区民に区に住んでたら文京区をもっと自慢したいし、アピールしたいじゃないですか。そういうことをちょっとお願いしたいなというふうに思うんです。できればそこにコメントいただきたい。

それと、これをプロポーザル、プロポーザルで公募しますよね。公募したの、これを選ぶのは誰が選ぶんですか。この2点についてお願いします。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 インバウンド来訪促進パッケージの内容としまして、観光PR動画の作成ですとかデジタルマップの導入、あとは肥後細川庭園におけるイベントの実施等を、実施するという事で、来年度、計画をしておるところでございます。観光PR動画の作成につきましては、現在、増加する外国人旅行者を対象としまして、来訪前の情報発信力の強化、こういったところを主眼としておるのと同時にですね、文京区が協定等を締結しております国内の自治体等にも情報の発信をしていきたいという考えで、今回、作成をするところでございます。

委員、様々な御意見はいただいたところでございますけれども、今回のPR動画の作成につきましては、まずは文京区の魅力、それも花の五大まつり、これは大変多くの方々が本区を訪問するきっかけとなってございます。そういったものを前面に出すと同時に、新たな魅力の発見もしつつ、情報のPR動画、ああ、ごめんなさい、観光PR動画の作成をして、様々な方々に情報の発信をしていきたいと考えておるところでございます。

○松平委員長 あとは、花咲菓（はなさか）石けんは。よろしいですね。

（「最後の質問。誰が決めるの」と言う人あり）

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 もう一点、すいません、プロポの選定ですけども、こちらにつきましては、観光協会の、観光協会の事務局長、あと観光協会の副会長、あとは私のほうで選定のほうに入ったという次第でございます。

○松平委員長 いいですか。

浅田委員。

○浅田委員 これ例えばですよ、ほんの一例ですけども、ナイトライフ観光事業の中にね、今、ほら、テレビで外国人が何を日本に求めてやってくるかという番組がいろんな各局でやっているじゃないですか。その中で、もう食べ物とかというのはね、まあまあ、多いといえは多いですよ。その中で一番多いのは、やっぱり体験型だというふうに言っていますよね。でね、文京区の体験型のナイトライフのを見たらね、谷根千の風情あふれる夜の下町体験、体験って言ってるけど、別にこれ何か体験するわけじゃなくて……。

○松平委員長 御静粛にお願いいたします。

○浅田委員 そこのお店に行ってみようという体験なわけですよ。で、本来、今、外国人——ちょっと、うるさいよ。

○松平委員長 御静粛にお願いいたします。

○浅田委員 あのね、体験をするという、見てほしいというのは、文京区でね、私たちは、私とか沢田さんなんかで谷根千でいえば、今、外国人だらけですよ。いっぱい来ていますよね。そういう方が下町の文化とか人と触れたいというふうにおっしゃっているのね。じゃあ、何かって言ったら、それこそお祭りであつたりとかね、地域のもう本当にその餅つきとかって、すっげえ喜ぶんですよ、外国の方にはね。そういう本当に下町、人が生活をしている、文京区で生活をしているというようなことも併せて私はぜひ紹介をしていただきたいし、交流が持てるということを意識した内容に私はしていただきたいというふうに思います。

それプラス、歴史ということなんです。文京区の歴史、文化ということね。これは私は本会議でも言いましたけども、この地域的に言えば根津神社であるとか、天祖神社であるとか、白山神社ね、湯島天神であるとか、そういったところの無形的な、ほら、雅楽であるとか踊りであるとか、無形的なものも含めて、ぜひ私はそういった内容も含めて外国の方にアピールをして文京区を知っていただきたい、そういう角度からの選定をね、ぜひお願いしたいというのと、それから、やっぱりね、最後選ぶのは、もうちょっと感覚豊かな考えを持った方にもぜひ見ていただいて、選んでいただきたいということで、これもお願いしておきます。従来の形だけでは、私はもう、まあ、言っちゃなんですけど、ワンパターンになっちゃうんじゃないかという心配しています。

それから、次です。もう一点。177ページの協定宿泊施設事業、これが、もうこれ西村さんもね、ずっと課題として挙げてて、私もそうなんですけれども、かつてのほら、ごうら荘

ですよね、ごうら荘がなくなって、文京区としては施設がなくて、その代わりにということですけども、実際、調べてみますとね、あ、調べてというか、宿泊人数の数いただいてますけれども、本当にもう指折るぐらいの人数しか利用してないですね。中にはゼロというところも、日光の温泉宿ですけど、年間通じてゼロというところもありますし、それから、利用料金なんですよ。利用料金が、今、いろんなじゃらんだとか、直接申し込めたりしますけれども、その安い料金と比べてみても変わらない。場合によっては、何だ、ネット上のじゃらんだかね、そういうところのほうが安い場合もあるような状態で、これが果たして、何というのかな、区民の方への宿泊を伴った健康維持であったりね、楽しみにつながっているのかという、そういう疑問を持っているんですけども、ちょっとこの点についてはいかがでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 協定宿泊施設のほうの実績、まずお答えしますと、令和5年度の実績、全部で11施設あるうちに、65グループがお使いいただいて、人数として181名が、181人が御利用されてます。今、お話にもありましたとおり、最近ではインターネットで金額比較できるようなものもありまして、なかなか区民のニーズとしては高くない事業であるということは認識しているところでございますが、インターネットを使えない高齢者の方等もいらっしゃいますので、この事業、一定の利用はあるのかなという受け止めでございます。

また、こちらは税金を投入せずに協定により行っている事業で、が非常に大メリットで、区民の方が在住・在勤・在学、どなたでも誰でも何回でも利用できるというのが一定メリットにはなっているところでございますので、こちらのほうの事業というのは、引き続き継続していきたいと考えてございますが、よりよいものにつきましては、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ネットでね、区のホームページ見ますと、一般料金よりも安く利用できるというふうに書いてあるんですよ。これが、まあ……。でね、1回だけ私も利用したことがあって、一番安いので行ってみたら、窓を開けたら崖があったという部屋だった、一番安いところね。そういうところがあるんですよ。私ね、さっき言われた、例えばネットが利用できない高齢者の方だとかね、そういう方の福利厚生であったり、健康維持だったり、友達同士で旅行するのであれば、もうちょっと文京区として、この制度に対してもいいですけど、工夫というのはできないかなと思うんですよ。特に高齢者の方、それはね、文京区の中にはね、

私が知っている方でも、もう2か月に1回ぐらい海外旅行行ってる方もいらっしゃる、方もいらっしゃいます。だけど、そうでない方もいらっしゃるんですよね。本当にそういう高齢者の方なんかが友達と近場の温泉に行けるようなことをぜひね、私は考えていただきたいということが一つ。

それと、もう一つは、何だっけ、交流、ここは協定を結んでいる自治体、協定を結んでいる自治体とぜひ何らかの宿泊を伴って区と協力関係が持てるような自治体と協力して、区が補助出すなりしてね、その自治体に文京区民としてその自治体に旅行に行けるような制度をぜひ私は考え、研究して、具体的に制度をつくっていただきたい。悪いことじゃないと思うんですね、友好都市の関係は。新しいところだったら、金沢だとか、岩手だとか、たくさん保養施設ありますからね、ぜひそれについてはお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 現在の11施設の中でも、魚沼市が多く含まれているところでございます。こちらのほうは協定の中でやっている話でございますので、引き続き協定団体とのこういった協定、協定ですね、宿泊協定につきましても、研究してまいりたいと考えてございます。

また、区民の方に喜ばれる施設としましては、今、やまびこ荘のほうも令和6年度は1,000円割引キャンペーン等を行っておりますので、こういった形で区民の方に多く利用されるような工夫というのは引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 それでは、松丸委員。

○松丸委員 私はですね、179ページの一番上にあります、これは区民課になるんですが、コミュニティバスの件でちょっと聞きたいんですけども、今、3路線を出しております、あと一つ大きな課題になっていた大塚・千石・白山ですか、このエリア、なかなか非常に課題があって、やっぱりいろいろ道路状況等々あって、例えばオンデマンドのあれを、豊島区とのね、オンデマンドのああいうものを利用したりとかという部分もどうなのかということも一時期課題にもありましたけども、そういった中で、2月に沿線協議会の中でいろんなアンケートというか、そういうようなものをとられたと思うんですけども、そういった中で、この今言った路線に関してのこういういろんなどういいう声が上がってきて、どういう要望があったのか、ちょっとそこをまず教えていただきたい。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 先日行いました公共交通システム導入可能調査につきましては、現在、今、調査報告を待っているところでございますので、ちょっと速報値のお話になってしまうので

すけれども、郵送のアンケートにつきましては、大体回収率が33.3%、ウェブのほうでは302件の回答をいただいています。その中で大体の割合になるんですけれども、コミュニティバスを希望された方が33.9%、定時路線型乗り合いタクシーを希望された方が18.3%、デマンド型の乗り合いタクシーを希望された方が13.5%、グリーンスローモビリティを希望された方が16.5%ということで、コミュニティバスが中では一番多く、あとの分が大体分かれているというのが現状の希望の、皆様からの御意見、いただいた御意見の現状でございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 非常にそういう意味では、なかなかね、今の報告見ても分かるように、なかなか難しい、いろんな意見が多くあって。特に私も雨の日なんかよく、今、通常は自転車で通勤ですけども、雨の日なんか、この第2路線の目白台運動公園から乗って区役所来る中で、最近この思うのは、特にこの第2路線を決めるときもそうだったんですけども、特に大塚・千石のエリアの人というのは、いわゆる坂下通り、あ、坂下じゃないか、氷川下通りか、氷川下通りね、あの辺の千石から上がってくる人なんかというのは、見てて思うのは、やはり湯立坂ね、湯立坂のところって非常に長い坂で、結構朝のあれなんか通勤であそこ、千石のほうなんかこう上がって、茗荷谷の駅にこう、駅を利用するというのは結構多いんですよね。ですから、非常に長い距離であるし、だから結構、千石のほうの方なんかに聞くと、やっぱりあそこを通っていくそういったコミュニティバスなり、そういうオンデマンドなり、どうなのかな、コミュニティバスなのか分からないけども、そういう要望というのは、実際、区のほうには何か上がってきているというか、そういう声なんかというのはどうなんですかね。結構、湯立坂って結構、何回も言いますが、長い距離で、なおかつあそこはかなりこの千石方面の人というのは茗荷谷を利用される方が多いんでね。そういう意味では、非常に一つの大きな文京区の中での、交通不便地域の中での一つの課題でもあるんだけども、その辺はどういうことになっているのか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 今、お答えしました千石・大塚の部分の中では、やはり坂の起伏が激しいので、その部分について対応してもらいたいというお声は耳にしているところでございます。第2路線の湯立坂のところにつきましては、現行、環三通りの辺りから下りる形の路線が既に走っているところですので、千石のほうから茗荷谷のほうに上るようなところは、今、実際にはないところでございますが、そちらのほうを要望される声というのは私どもの耳には

入っていないところではあるかと思いますが、あります、入っていないけれども、そういった部分はニーズとしては一定あるかとはございます、推定してございます。

(「分かりました」と言う人あり)

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 そうなんですよね。あそこから上がってくるというのは、ある意味では、ちょっと違うあれなんだろうけども、やっぱりかなり一定程度のそういうニーズはあるのかなという部分もあるんで、今後の一つの第4路線、大塚・千石・白山エリアを運行していく、そういう中で、やっぱり一つは選択肢の中での需要という部分からいけば、一定程度の需要があるので、そこら辺もよくちょっと検討して、そうすると大体くまなくこの文京区内、このコミュニティバスなりオンデマンドなりでも含めて、非常に網羅できるようなあれにもなっていくので、そうするとより一層区民にとっての利便性というのは出てくるんでね、その辺も一つは今後の課題として、これは検討をしていていただきたいかなというふうに思います。これは要望としてしっかりと受け止めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 先ほど申し上げましたとおり、千石・大塚の辺り、今、検討している部分については、コミュニティバスでやることはまだ決定しないところでございます。どういうシステムになるにせよ、実際にシステムが決まった際には、そのルート等につきましては御意見をいただきながら丁寧に進めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 関連。すいません、ちゃんと挙手をお願いしてよろしいですか。関連ですか。

(「すいません、関連です」と言う人あり)

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 ありがとうございます。今、松丸委員がコミュニティバス御質問していただいたので、私もちょっと、先ほど手挙げたんですが、この件ですので、これで関連で大丈夫です。

先日、総務区民委員会で運行時間の見直しが報告されました。全3路線で土日が20分間隔から30分間隔に変更になると。この理由が、運転者、ドライバー不足ということで、これ以前からお話をいただいて、運転、ドライバーの方よりダイヤ時間のが多いという、多分、ことになってしまっているのかちょっと分からないんですが、今回のコミュニティバスのこの予算の中で、私が把握しているには、昨年まで、大体、日立交通社さんですよ。いわゆ

る運行の事業者補填が8,000万ほど年間かかっていたかと思うんですが、この今回のこの予算の中で、この7年度はどのぐらいの補填額というのを想定されて組み込まれているのか教えてください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 179ページ、16番につきましての内訳でございますけれども、日立に対する運行補助につきましては、約1億8,400万が想定されています。1億8,400万ですね。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山(か)委員 1億8,000万ですか。年間ということですよ。今、確かにドライバーさんて本当に大変なお仕事だと思います。利用者の対応もそうですし、それから、もう目まぐるしく変わる交通事情ですとか、それから御乗車なられたお客様への対応、それから、先ほど浅田委員もおっしゃっていた谷根千ではインバウンドの方が多いという、そういう方も御乗車されるときに、なかなか言葉が通じない中でやらなきゃいけない。その中でも安全運行しなきゃいけないという。また、当然、日々のアルコールチェックとかで厳しく管理しなきゃいけないという中で、また、お調べしたら平均が、ドライバー、バスとかのそういうドライバーさんの平均の年齢というのは54.9歳で、他の全産業からマイナス10歳なんだそうです。ただ、やっぱり離職率があまりにも高い。その原因は、やっぱり低賃金、重労働ということなんです。今、区民課長おっしゃっていただいた1億8,000万。これ恐らく、その後もまだ推移としては、来年も再来年もやっぱ止まらない、高止まりというやっぱりことなんだと思うんですが、じゃあ、一体、私の質問で、これどうしていきましようかということなんですけどね。

当然必要なんです。維持していかなくちゃ。その維持していくためにダイヤを変えたり、ドライバーさん募集したりというのは分かるんですが、もっと区民の方に啓発をやっぱりしていかなくちゃいけない。運行していく中で約2億円のやっぱり赤字が出ていますと、どんどん利用もしていただきたいし、やっぱり残していきたいですと。区の職員の方も、なかなか往復がないんで定期というのは難しいかもしれないんですが、働いている方々にこのシビックセンターまで利用していただくとか、できるだけ、もうとにかく利用者を増やして運賃収入を上げていくしか方法が多分ないと思うんですが、先ほど豊島区のほうのモビリティ、AIオンデマンド型のmobiというがあったんですが、2年半ぐらいでやっぱりなくなっているんですね。これは試験型とおっしゃってましたけど、ある種、何というんですかね、民間の事業も圧迫してしまうというところもあって、なかなか周りからの反発もあつたりもするとお

聞き、ちょっと聞いたりしています。ですから、何ていうんですかね、やっぱりこれをどうにか、どこかでやっぱりこう何ですかね、少しでも補填していかなきゃいけないということなんです、区としてどういうふうなお考えというのがあるのか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 まず、令和7年度の予算に向けましては、補助金の算定額を7%アップしているところでございます。こちらのほうは、やはり運転者の方が低賃金により抜けてしまう可能性が高いということですので、その状況を踏まえながら、区としての補助金額を値上げ、上げることにより、今回、こちら予算額も日立自動車交通の補助の額もアップしているところでございます。

私どもとしては、御指摘のとおり、区民の方に多く利用していただくことで、この区から日立に支払う補助金額が減ることにつながっていくというふうに考えてございまして、そのために様々な取組を行っているところでございます。利用の取組につきましては、やはり一番、令和5年度、6年取り組んでいることにつきましては、やはり先ほどお話出しましたけども、花の五大まつりや様々なイベントにおいてBーぐるをPRすることで、区民の方もイベントの際に利用していただく、また、外国、いらした外国人の方や観光客の方に、1回きりでも構わないので乗って経験していただくということを繰り返すことで、利用者の数を上げていくような取組を行っているところでございます。こちらの取組は今後とも続けてまいりたいと考えてございます。

(「職員の方はどうですか。通勤に使うというのは」と言う人あり)

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 職員の方の、職員の通勤につきましては、特に現在のところ、どの程度使われているかの実態の部分は把握してないところではございますけれども、そちらのほうは機会があれば区からも、区民課からも、内部的に発信はしてまいりたいと考えてございます。

(「大丈夫です」と言う人あり)

○松平委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○松平委員長 それでは、高山泰三委員。

○高山(泰)委員 質問します。何だったっけ。町会の活動とか、そういったところのことで聞きたいんですよ。

○松平委員長 どこでしょうか。177ページでしょうかね。

○高山（泰）委員　そうですね。それで……。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○高山（泰）委員　御親切にありがとうございます。私ですね、聞きたかったのは、文京区、改めて大人になって考えてみて、とてもいいとこだなと思ってまして、歴史もありますし、落ち着きもありますし、浅田さんも文京区のいいとこって何だろうねみたいな話を言っていて、そうだなと私も考えて、やっぱり文京区、やっぱり一番品がいいというのが僕はいいと思いますね。品がいいですね、というところだと思います。

私のライバル視している港区なんかはね、随分きらきらしてて、5万円もするおすし屋さんがあったり、なんか港区女子がいたり、きらきらしていますけども、そういうんじゃないでね、やっぱりこの品のよさとかいうものをやはり文京区の推しにしていけば、長期的には必ず港区に勝つだろうということを、私、確信しております。

その意味で、じゃあ、この品のよさって何ですかねということで考えていくと、東京大学出身者が多いとか、偏差値が高いとか、そういうような話もちろんあるんだけど、あるんだけど、そうじゃなくて、やはりいろんな重層的なね、重層的支援体制のところで重層的という言葉がとしかねさん言っていて、ああ、本当にそうだなと思ったんだ。例えば、まずは人のつながりって、まずは家族があったり、その後、学校があったり、御近所があったり、それから宗教があったり、市民のつながりがあったり、そういうつながりがいろいろこう積み重なっていることが、やはり人生の豊かさであり、そういったことを常に生活する中で感じられることが、この文京区の品のよさに私はつながると思うんですね。

田舎との対比で考えたときに、私も結構、趣味で日本国内あっちこっちね、割とへんぴなところへ旅行したりするんですけども、そういうときにすごく感じるのは、逆に田舎のほうで地域コミュニティが、何とかな、壊れているなって思うときあるんですよ。もう大体昭和の最後ぐらいで商店街に対する設備投資とかが終わっちゃってて、シャッター商店街になって、家もぼろくて空き家が多くて、歩いてる人といったら、もう、おじいちゃん、おばあちゃんとかしかなくて、何とかな地域のつながりというよりも、ようやく生活しているというような感じになってね。そういうことから考えると、大変この東京の文京区、恵まれたとこだなと思っています。

それで、何が言いたかったんだっけな、それで、あ、そうそう、さっき言った重層的な地域の魅力とかコミュニティというのはね、よく左翼の人が、何というんですか、多様性だとか言って、寛容だとかいって鼻膨らまして言ってみたり、若者の政治参加だって鼻膨らまし

で言ってみたり、LGBTQだって鼻膨らまして言ってみたりするんだけど、それもそれで別にいいんですけどね、いいんですけど、そういうそのアイデンティティーをどうだこうだって、私はこういう人です、LGBTです、私は困ってます、私は少数ですって言うことによって、かえって、何というか社会の分断がね、進んでいるなってすごく感じたんですよ。ここんとこ、すごく。やっぱりそういうものを、やっぱりきらきらした港区なんかだと、やっぱりはやりは飛びついてやるかもしれませんが、やっぱり文京区は落ち着いてね、品がよくね、昔ながらの、さっき言ったとおり、宗教だとか、御近所だとか、家族だとか、そういうものを大事にしながらコミュニティをつくっていったほうがいいだろうというのが私の主張なんです。

そこで聞きたいのは、果たせるかな、足元、町内会というものに足を向けてみると、もう結構かなり風前のともしびというような雰囲気ですね。そこについてどういう取組をやってきたのかということをまず聞きたいし、あと何分くらいあります。

(発言する人あり)

○高山(泰)委員 あ、3分もあるか。じゃ、そういうことを教えていただきたいということと、その御答弁の際に聞きたいのは、一番、予算の一番最初に、もう節約病が治ったんじゃないかって話を私、申し上げましたが、その節約病の観点から、実はもっともっと予算があつたらね、こんなことできるのにとか、節約したのかということが万が一あつたら教えていただきたいし、応援したいと思っています。もし、教えてください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 町会の方の、町会の維持につきまして、来年度に向けて様々な加入促進と担い手確保と二本柱で取組を行っているところでございます。特に加入促進に向けては、何か新しい取組をした場合につきまして、区から5万円の補助金を出すということで、新たな取組ということで考えているところでございますし、また、なかなか担い手が不足しているところに関しましては、町会の方同士でマニュアルをつくる分について支援をしたいというふうに考えているところでございます。

私どもとしましては、様々な形でバックアップをするように考えておりまして、必ずしも、補助金によりまして活動を誘導するようなことは考えていないところではございますけれども、少しでも取組が活発になるような形では様々な取組を今後も続けてまいりたいと考えていますし、実際に町会・自治会の方から御意見を伺いながら、足りない部分につきましてを何らかの形で区としても支援してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山(泰)委員 まあ、しっかりやっただいたっているというのは、もう、もちろん重々理解します。さっき節約病の話しましたが、やっぱりお金じゃなくてね、どんどん予算使ってやってほしいし、さっきから言っているとおり、いろんなアイデンティティーにね、人間を分断してね、私はこういう人だとかね、こういう勝者だ、少数だとかって言って鼻膨らまして言ってる人よりね、としかね先生のときに出てきた、本当に何十年も交通安全の旗振りやってくれてた宮崎文雄さんとかね、ああいう人こそが本当にこの地域支えているんですよ。そういうことで、どうしたらいいかということで私なりに、それ提案とかいろいろありますが、そろそろ明日にしましょうか。ちょっとは語りが長くなりますので。ということなんです、はい。

○松平委員長 それでは、時間となりましたので、明日は高山泰三委員の質疑から再開をしたいと思います。

本日は、委員会をこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

午後 4時59分 閉会